平成 21 年度

柏市包括外部監査結果報告書

包括外部監査人

鈴木　信一

目　　次

凡例

① 本書における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示している。したがって、表中の金額を合計しても、合計欄の金額に一致しない場合がある。

② 比率（%）は、少数点以下第２位を四捨五入して第１位までを表示している。

第１　監査の概要

１．監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく監査

２．特定の事件（監査のテーマ）

市税、保育園費負担金、住宅使用料、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料の賦課・徴収に関する事務執行について

３．監査対象年度

平成 20 年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

４．監査対象部局

内　　容	所管部局	
市税	財政部	財政課
		収納課
		市民税課
		資産税課
保育園費負担金	児童家庭部	保育課
住宅使用料	都市計画部	建築住宅課
国民健康保険料	市民生活部	保険年金課
国民健康保険税	財政部	収納課
介護保険料	保健福祉部	介護保険管理室
その他（システム関連）	企画部	情報政策課
	出資団体	株式会社ディー・エス・ケイ

５．包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人
　鈴木　信一　　　公認会計士
補助者
　小出　健治　　　公認会計士
　植田　　茂　　　公認会計士
　村瀬　征雄　　　公認会計士
　伊原　嘉伸　　　公認会計士
　林　　広隆　　　公認会計士
　藤田　晃士　　　公認会計士
　赤井　雄一　　　公認会計士

６．特定の事件の選定理由

平成 20 年に米国で発生した金融危機により企業業績は、大企業から中小企業にいたるまで悪化しており、これが個人の所得にも大きく影響を及ぼしている。このことは、市の財政の多くを担う市税や手数料及び使用料等の収納額等に少なからず影響していると考える。

市の「平成 20 年度一般会計予算に関する説明書」によると、市税収入は約 638 億円であり、一般会計歳入合計約 1,022 億円に占める割合は 62.4%と高く財政に与える影響も大きい。また、歳入のうち、国庫支出金等を除いた市が徴収する住宅使用料等の使用料及び手数料や保育園費負担金等の分担金及び負担金もそれぞれ約 24 億円、約 12 億円と比較的多額である。

さらに市の「平成 20 年度特別会計予算に関する説明書」によると、市民の医療や健康を守る国民健康保険事業特別会計は、歳入合計が約 338 億円であり、そのうち国民健康保険料が約 95 億円、老人介護を守る介護保険事業特別会計は、歳入合計が約 156 億円であり、そのうち介護保険料は約 33 億円と国庫支出金等の歳入を除くとその多くを占めており当該会計に与える影響は大きい。

市税や使用料及び手数料、分担金及び負担金、さらに国民健康保険料等が適正かつ公平に賦課され、適正な徴収事務が実施されているかは、市民にとって重大な関心事であるとともに市にとっても財政基盤を強固にするためには有用と考える。

そこで、市税、保育園費負担金、住宅使用料、国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料の賦課・徴収に関する事務執行が関係諸法令や条例等に従い適法・適切に行なわれかつ効率的に実施されているかについて監査をすることは有用であるとして監査テーマとした。

７．監査の要点

(1) 収入項目に係る賦課及び徴収事務の合規性

① 収入項目の賦課、減免、徴収等の事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

② 不納欠損処理が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

(2) 収入項目に係る賦課及び徴収事務の効率性

① 収入項目の賦課、徴収が、最少の費用で最大の効果が上がるように、効率的に実施されているか。

② 収入未済額の管理は、適切かつ効率的に実施されているか。

③ 滞納整理等の事務が、有効かつ効率的に実施されているか。

(3) 収入項目に係る賦課及び徴収事務の公平性

① 収入項目の賦課、減免、徴収が、全ての対象者に対して同様の考え方に基づいて実施されているか。

② 滞納整理等の手続が、全ての対象者に対して公平に実施されているか。

８．監査手続

(1) 収入事務に係る関係法令、条例、規則等の根拠規定を把握し、相互の整合性を確認したうえで、問題点がないかを検討した。

(2) 収入項目の賦課が、関係法令等に準拠して実施されているかについて、担当者への質問、関連書類の閲覧、分析を実施した。

(3) 調定額・収入額・不納欠損額・収入未済額・収納率の経年比較を実施し、収入事務の概要を把握した。

(4) 近隣他市等と収納率を比較して、市の位置づけを行い、収入事務に係る特徴及び問題点等を捉え、改善事項を検討した。

(5) 収入事務に係る組織体制を把握し、効率的に事務を実施しているか、あるいは人員体制に問題がないかを確認した。

(6) 不納欠損額の内容を分析し、その手続及び処理が適切であるかを検討した。また、収入未済額の中に、本来であれば不納欠損処理すべきであるものがないかを検討した。

(7) 収入未済額の管理体制が適切であるかを、管理台帳等を閲覧することによって確認した。また管理規程等が適切に設けられているかを確認した。

(8) 滞納整理等の実施状況を把握し、関係法令等に準拠しているか、有効かつ効果的な整理を実施しているかを検討した。また、全ての対象者に対し公平な対応を採っているかを検討した。

９．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第２　監査の結果及び意見

１．市税総論

（１）市の財政規模

①　平成 20 年度の歳入・歳出額

市の平成 20 年度の歳入・歳出決算額は次のとおりである。

（単位:千円）

会計の種類 ＼ 歳入額・歳出額		歳入額	歳出額
一般会計		103,536,180	97,834,790
特別会計	国民健康保険事業	33,974,697	33,191,996
	下水道事業	16,337,859	15,328,581
	公設総合地方卸売市場事業	735,344	496,707
	老人保健事業	2,114,664	1,863,597
	公共用地取得事業	643,497	643,497
	駐車場事業	372,877	302,044
	介護老人保健施設事業	160,889	95,277
	介護保険事業	14,132,881	13,466,105
	柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業	190,803	158,615
	学校給食センター事業	396,161	373,036
	母子寡婦福祉資金貸付事業	28,293	14,672
	後期高齢者医療事業	2,592,704	2,487,130
	特別会計合計	71,680,675	68,421,261
一般会計・特別会計合計		175,216,856	166,256,051

（市資料より）

市の歳入額は一般会計 1,035 億円、特別会計 716 億円の合計 1,752 億円、歳出額は一般会計 978 億円、特別会計 684 億円の合計 1,662 億円となっている。特別会計のうち最も規模が大きいのが国民健康保険事業であり、特別会計全体の半分近くを占めている。

②　歳入額について県内の近隣他市及び関東地方の中核市との比較

平成 20 年度における県内の近隣他市（東葛飾税務研究会を構成している市）及び関東地方の中核市との一般会計における歳入額を比較すると次のとおりである。

（単位:歳入額は千円、一人当たり金額は円）

市名	歳入(A)	人口(人)(B)(注)1.	一人当たり金額 (A)/(B)
柏市	103,536,180	390,219	265,328
県内の近隣他市			
野田市	42,668,759	153,698	277,614
松戸市	126,695,095	479,036	264,479

市名	歳入(A)	人口(人)(B)(注)1.	一人当たり金額(A)/(B)
流山市	38,535,705	157,058	245,360
我孫子市	34,249,225	134,100	255,401
鎌ヶ谷市	24,950,759	104,768	238,152
関東地方の中核市(注)2.			
宇都宮市	175,035,596	507,002	345,237
川越市	98,847,859	336,234	293,985
船橋市	147,348,218	588,127	250,538
横須賀市	132,437,047	419,821	315,461
相模原市(注)3.	205,552,834	706,295	291,030

（市資料より）

(注)1. 人口は平成 20 年 4 月 1 日現在常住人口。
2. 前橋市は平成 21 年 4 月に特例市から中核市に移行したため、上表には記載していない。
3. 相模原市は平成 22 年 4 月に政令指定都市へ移行することが予定されている。

市は県内の近隣他市との比較では一人当たり金額に大きな差はない。しかし、関東地方の中核市と比較すると、一人当たり金額は船橋市に次いで低いといえる。

（２）市税の歳入に占める割合の比較

①　県内近隣他市、関東地方の中核市との比較

（単位:千円、%）

市名	自主財源(A)		依存財源(C)	歳入合計(D)＝(A)＋(C)	市税の占める割合	
	市税(B)	市税以外			対自主財源(B)/(A)	対歳入(B)/(D)
柏市	64,368,890	11,944,021	27,223,269	103,536,180	84.3	62.2
県内の近隣他市						
野田市	22,658,273	5,621,980	14,388,505	42,668,759	80.1	53.1
松戸市	69,447,577	13,583,619	43,663,898	126,695,095	83.6	54.8
流山市	22,672,314	4,768,667	11,094,723	38,535,705	82.6	58.8
我孫子市	18,811,936	3,769,909	11,667,380	34,249,225	83.3	54.9
鎌ヶ谷市	13,409,079	2,812,766	8,728,914	24,950,759	82.7	53.7
関東地方の中核市(注)1.						
宇都宮市	95,368,655	27,450,840	52,216,099	175,035,596	77.6	54.5
川越市	54,710,900	12,022,472	32,114,486	98,847,859	82.0	55.3
船橋市	95,872,169	13,905,820	37,570,228	147,348,218	87.3	65.1
横須賀市	67,600,564	18,637,192	46,199,291	132,437,047	78.4	51.0
相模原市(注)2.	115,112,825	24,946,553	65,493,455	205,552,834	82.2	56.0

（市資料より）

(注)1. 前橋市は平成 21 年 4 月に特例市から中核市に移行したため、上表には記載していない。
2. 相模原市は平成 22 年 4 月に政令指定都市へ移行することが予定されている。

県内の近隣他市と比較すると、市税収入の対自主財源及び対歳入に占める割合は共に 84.3%、62.2%と最も高い率となっている。また、関東地方の中核市と比較しても、収入対自主財源及び対歳入に占める割合は共に船橋市に次いで高い率となっている。

依存財源は国及び県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源である。これに対し、自主財源は地方公共団体が自主的に収入しうる財源区分であることから、行政活動の自主性及び安定性を確保するうえでもその割合は高いことが望まれるものである。

市税収入の対自主財源及び対歳入に占める割合が高いということは、自主財源の確保において市税収入をいかに増やすかが重要であることを示している。

（3）市税の収入状況

① 市税収入の推移

平成16年度から20年度までの市税収入の推移は次のとおりである。

（単位:人、千円、%）

	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人口	332,514	380,121	381,334	386,050	390,219
調定額	54,823,388	61,989,079	64,196,292	69,667,579	70,030,007
収入額	48,544,654	55,868,955	57,987,714	63,649,395	64,368,890
不納欠損額	303,371	331,849	288,545	524,524	273,734
収入未済額	5,976,566	5,790,664	5,921,173	5,494,910	5,389,962
還付未済額	1,204	2,390	1,141	1,252	2,578
収納率(注)1.	88.5	90.1	90.3	91.4	91.9

（市資料より）

(注)1. 人口は4月1日現在常住人口。
2. 収納率は、収入額/調定額×100で計算している。

市税収入のうち、金額の多いもの（個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税）について、平成16年度から20年度までの推移及び市税合計に占める割合は次のとおりである。

（単位:千円、%）

	平成16年度		17年度		18年度		19年度		20年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
個人市民税	19,829,415	40.8	22,503,824	40.3	24,301,087	41.9	28,004,627	44.0	28,625,588	44.5
法人市民税	3,421,305	7.0	4,068,979	7.3	4,714,310	8.1	4,907,425	7.7	4,453,778	6.9
固定資産税	18,297,862	37.7	21,227,205	38.0	21,055,589	36.3	22,471,848	35.3	22,858,469	35.5
都市計画税	4,035,532	8.4	4,753,970	8.5	4,546,356	7.9	4,819,064	7.6	4,902,386	7.6
小計	45,584,115	93.9	52,553,979	94.1	54,617,343	94.2	60,202,966	94.6	60,840,222	94.5
上記以外の税	2,960,539	6.1	3,314,975	5.9	3,370,371	5.8	3,446,428	5.4	3,528,667	5.5
市税合計	48,544,654	100.0	55,868,955	100.0	57,987,714	100.0	63,649,395	100.0	64,368,890	100.0

（市資料より作成）

② 推移等の傾向

上記の平成16年度から20年度までの市税収入の推移等を見ると、特徴として次の点が挙げられる。

	項目	内容
1	調定額及び収入額の増加	平成17年3月に旧沼南町と合併したことにより、17年度は16年度よりも人口が4万7千人増加している。17年度以降も人口は増加基調にある。人口の増加を受けて、市税収入の調定額及び収入額の増加傾向が続いている。 平成18年度及び19年度は景気の拡大期にあったことから、所得の増加に伴い個人市民税及び法人市民税収入額が増加している。 平成19年度は、市内大型商業施設のオープンに伴い、固定資産税収入額が増加している。
2	収納率の上昇	平成16年度から20年度まで、ゆるやかではあるが収納率は上昇傾向にある。この結果、収入未済額は平成19年度の不納欠損額を除き減少傾向が続いている。

２． 市民税

（1）収入事務の概要

① 市民税の内容

市民税の内容は次のとおりである。

区分	納税者	課税標準	税額	期別		納期限 (注)1.
個人市民税	その年の 1 月 1 日現在において、 1) 市内に住所がある人(均等割と所得割) 2) 市内に住所はないが、事務所、事業所あるいは家屋敷のある人(均等割のみ)		1) 均等割 一律 3,000 円	普通徴収 (注)3.	1 期	6 月 30 日
		前年の総所得金額等	2) 所得割 前年の総所得金額に対し、下記(注)2.の計算式で算出された額		2 期	8 月 31 日
					3 期	10 月 31 日
					4 期	1 月 31 日
				特別徴収 (注)4.	6月から翌年5月までの毎月	翌月 10 日
法人市民税	1) 市内に事務所又は事業所を有する法人(注)5. (均等割と法人税割) 2) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの (均等割のみ) 3) 法人課税信託の引受けを行なうことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの(法人税割のみ)		1) 均等割 a. 公益法人等、人格のない社団等その他市税条例に規定するものは 5 万円 b. a.以外の法人に対しては資本金等の額及び市内従業者数区分に応じて 5 万円から 300 万円まで	1) 中間（予定）申告 事業年度開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内 2) 確定申告 事業年度終了の日から 2 ヶ月以内		
		法人税額	2) 法人税割 a. 資本金等の額が 1 億円未満の法人は 12.3%（ただし、法人税割の課税標準となる法人税額が年 500 万円以上(分割法人においては分割前の額)の法人は 13.5%） b. 同 1 億円以上 5 億円未満の法人は 13.5% c. 同 5 億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社は 14.7%			

（市資料より作成）

(注)1. 納期限が土曜日、日曜日、祝日にあたるときはその翌日が納期限となる。
2. 所得割の計算方法は一般に次の計算式で算出される。
収入金額－必要経費等＝所得金額
所得金額－所得控除額＝課税所得金額
課税所得金額×税率(6%)－調整控除－税額控除等＝所得割額
3. 普通徴収は、市から納税者に送付される納税通知書によって通知され、納税する方法をいう。
4. 特別徴収は、特別徴収税額通知書により市から給与の支払者を通じて通知され、給与の支払者が毎月の給与の支払の際に納税者の給与から税金を天引きして、これを市に納税する方法をいう。
5. 法人でない社団や財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行なうもの（「人格のない社団等」という）は法人とみなされる。

② 収入プロセス
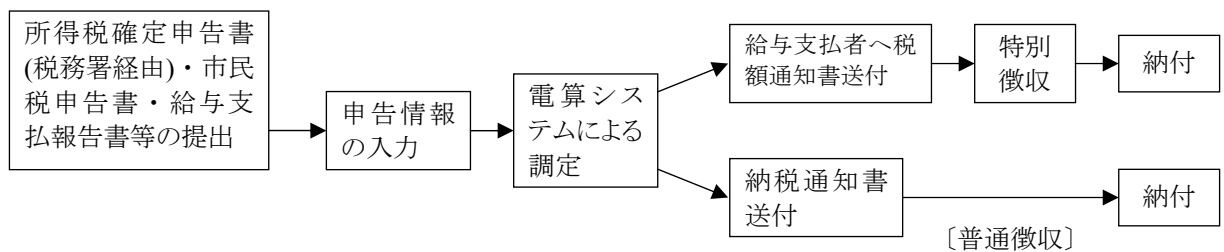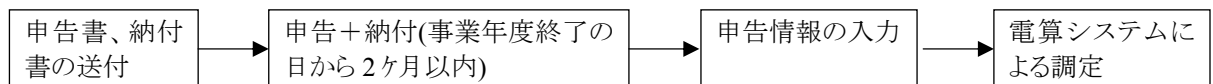
（市資料より）

③　調定額等の推移

（単位：千円）

項目		平成 18 年度	19 年度	20 年度
個人市民税	調定額	26,990,022	30,751,054	31,259,093
	収入額	24,301,087	28,004,627	28,625,588
	不納欠損額	139,266	246,180	160,575
	還付未済額	492	333	470
	収入未済額	2,550,161	2,500,580	2,473,400
	収納率	90.0%	91.1%	91.6%
法人市民税	調定額	4,854,346	5,077,344	4,547,956
	収入額	4,714,310	4,907,425	4,453,777
	不納欠損額	14,174	79,808	9,190
	還付未済額	34	60	1,230
	収入未済額	125,896	90,171	86,219
	収納率	97.1%	96.7%	97.9%
合計	調定額	31,844,368	35,828,398	35,807,049
	収入額	29,015,397	32,912,053	33,079,366
	不納欠損額	153,440	325,988	169,765
	還付未済額	527	394	1,701
	収入未済額	2,676,057	2,590,751	2,559,619
	収納率	91.1%	91.9%	92.4%

（市資料より）

④　滞納繰越分の収入額と調定額に対する収納率推移

（単位：千円）

	項目	平成 18 年度	19 年度	20 年度
個人市民税	滞納繰越分	2,514,032	2,543,762	2,480,895
	収入額	386,215	493,449	514,657
	収納率	15.4%	19.4%	20.7%
法人市民税	滞納繰越分	92,139	125,896	90,171
	収入額	10,206	34,007	22,413
	収納率	11.1%	27.0%	24.9%
合計	滞納繰越分	2,606,171	2,669,659	2,571,066
	収入額	396,422	527,457	537,071
	収納率	15.2%	19.8%	20.9%

（市資料より）

⑤　収入未済額の滞納年数別件数と金額（平成 20 年度末現在）

（単位：千円）

	年数	件数	金額
個人市民税	1 年以内	10,180	667,334
	2 年以内	6,716	450,717
	3 年以内	4,948	265,745
	4 年以内	3,824	184,106
	5 年以内	3,157	168,831
	5 年超	2,452	736,663
	合計	31,277	2,473,400
法人市民税	1 年以内	320	27,472
	2 年以内	175	18,277
	3 年以内	178	10,411
	4 年以内	137	7,794
	5 年以内	95	5,989
	5 年超	108	16,273
	合計	1,013	86,219
合計	1 年以内	10,500	694,807
	2 年以内	6,891	468,995
	3 年以内	5,126	276,157
	4 年以内	3,961	191,901
	5 年以内	3,252	174,821
	5 年超	2,560	752,936
	合計	32,290	2,559,619

（市資料より）

⑥　収入未済額の滞納原因別集計（件数・金額）（平成 20 年度末現在）

（単位:千円）

	滞納原因	件数	金額
個人市民税	事業不振	162	135,652
	倒産	16	10,222
	破産	91	110,814
	事業休廃止	9	6,306
	納税意識欠如	978	572,284
	借入過多	234	146,276
	死亡	52	66,920
	所得減	417	283,673
	行政・課税不満	12	6,347
	その他	86	52,682
	合計	2,057	1,391,183
法人市民税	事業不振	33	18,104
	倒産	7	2,406
	破産	6	721
	事業休廃止	6	5,307
	納税意識欠如	18	11,648
	借入過多	0	－
	死亡	0	－
	所得減	0	－
	行政・課税不満	1	154
	その他	2	931
	合計	73	39,275
合計	事業不振	195	153,757
	倒産	23	12,629
	破産	97	111,536
	事業休廃止	15	11,614
	納税意識欠如	996	583,933
	借入過多	234	146,276
	死亡	52	66,920
	所得減	417	283,673
	行政・課税不満	13	6,502
	その他	88	53,614
	合計	2,130	1,430,458

（市資料より）

(注) 市税全体で 50 万円以上の滞納者を抽出

⑦　滞納繰越分のうち、執行停止分の事由別金額の推移

（単位：千円）

	事　　由	平成18年度	19年度	20年度
個人市民税	財産なし	9,500	17,522	68,426
	生活困窮	2,169	5,519	5,367
	所在・財産不明	8,545	4,241	8,468
	合計	20,216	27,283	82,261
法人市民税	財産なし	1,241	74,721	9,760
	生活困窮	―	―	―
	所在・財産不明	250	―	195
	合計	1,491	74,721	9,956
合計	財産なし	10,742	92,243	78,186
	生活困窮	2,169	5,519	5,367
	所在・財産不明	8,795	4,241	8,663
	合計	21,708	102,004	92,218

（市資料より）

⑧　収入未済額の状況（平成20年度末現在）

（単位：千円）

	状　　況	件数	金額
個人市民税	分納中	6,480	921,981
	差押中	1,181	749,471
	財産調査中	0	―
	その他	10,058	801,947
	合計	17,719	2,473,400
法人市民税	分納中	112	25,701
	差押中	22	9,456
	財産調査中	0	―
	その他	437	51,062
	合計	571	86,219
合計	分納中	6,592	947,682
	差押中	1,203	758,927
	財産調査中	0	―
	その他	10,495	853,009
	合計	18,290	2,559,619

（市資料より）

⑨　不納欠損額事由別推移

（単位：千円）

項目	事　由	平成18年度	19年度	20年度
個人市民税	即消滅（現年）	222	152	350
	即消滅（滞納繰越）	2,806	2,566	30,816
	執行停止後3年の消滅	47,614	132,044	50,119
	執行停止中の時効	29,392	13,487	15,122
	5年時効	59,230	97,929	64,168
	その他	―	―	―
	合計	139,266	246,180	160,575
法人市民税	即消滅（現年）	0	47,929	174
	即消滅（滞納繰越）	1,061	26,791	8,198
	執行停止後3年の消滅	141	738	818
	執行停止中の時効	200	506	0
	5年時効	12,771	3,842	0
	その他	―	―	―
	合計	14,174	79,808	9,190
合計	即消滅（現年）	222	48,082	523
	即消滅（滞納繰越）	3,868	29,358	39,014
	執行停止後3年の消滅	47,755	132,782	50,936
	執行停止中の時効	29,592	13,994	15,122
	5年時効	72,001	101,771	64,168
	その他	―	―	―
	合計	153,440	325,988	169,765

（市資料より）

（２）監査の結果と意見

①　個人市民税

ア．未申告調査の対象者の範囲について

市は市民税の申告を行っていない者に対し、毎年 1 回未申告調査を実施している。

市の未申告調査の方法は、未申告者に対し所得等に関する資料が提出されていない状況であることをはがきで通知し、市役所まで出向いてもらい所得等の申告をお願いする方法である。

未申告調査は様々な理由で申告を行っていない者に対し、所得等の申告を促すことで市民税の賦課の漏れを防ぐとともに納付の促進を図るものであり、課税の公平性を担保する観点から重要な調査である。

平成 18 年度から 20 年度までの未申告調査の概要は次のとおりである。調査対象件数（はがき発送件数）に対し、申告件数（所得等の申告件数）は 3 年度とも決して多いとは言えないが、賦課市民税額は千万円単位となっており、ある程度の成果を挙げている。

	平成 18 年度	19 年度	20 年度
調査期間(呼び出し期間)	9 月 4 日～13 日	9 月 4 日～12 日	9 月 4 日～12 日
調査対象者の範囲	昭和 20 年 1 月 3 日～昭和 58 年 4 月 1 日生まれの未申告者	昭和 21 年 1 月 3 日～昭和 59 年 4 月 1 日生まれの未申告者	昭和 22 年 1 月 3 日～昭和 60 年 4 月 1 日生まれの未申告者
上記調査対象者から除外した範囲	・家族等に扶養されていることが確認できている ・外国人に扶養されていることが確認できている ・今年の 1 月 1 日以降に市外へ転出した。 ・生活保護法による生活扶助を受けている ・海外転出等の知らせを受けている	同左	同左に加え下記を追加 ・前年度非課税者、未申告者
調査対象件数	10,248 件	9,913 件	1,592 件
申告件数	1,315 件	1,134 件	318 件
賦課市民税額	22,439,100 円	30,800,090 円	14,443,800 円
賦課市県民税額	34,288,100 円	50,978,600 円	23,844,400 円

（市資料より作成）

上表のとおり、市では未申告調査の対象者の範囲として、例年住民台帳より 23 歳から 61 歳までの中で市民税が未申告となっている者としている。対象者の範囲を 23 歳から 61 歳までとしているのは、市では従前から 22 歳から 60 歳までを就労年齢と考えており、市民税が前年の所得に課税されるものであるため、これに 1 年を加えて 23 歳から 61 歳までとしているものである。

一方、わが国の労働力人口は次のとおりとなっている。

（単位:万人、%）

	平成2年	7年	12年	18年	24年 （推計）
15～29歳	1,475	1,603	1,588	1,329	1,225
比率	23.1	24.0	23.4	20.0	18.5
30～59歳	4,177	4,197	4,260	4,362	4,222
比率	65.5	63.0	63.0	65.5	63.7
60～64歳	372	421	426	446	600
比率	5.8	6.3	6.3	6.7	9.0
65歳以上	360	445	493	521	582
比率	5.6	6.7	7.3	7.8	8.8
計	6,384	6,666	6,766	6,657	6,628

（平成20年版厚生労働白書より作成）

60～64歳及び65歳以上の労働力人口は、平成2年ではそれぞれ372万人、360万人であったが、年を経るごとに増加し、平成18年では446万人、521万人となっている。さらに、推計値ではあるが平成24年には600万人、582万人になることが予想されている。これは、近年において65歳まで定年が延長されつつあることを示していると考えられる。

また、上表の未申告調査の概要のとおり、市では平成20年度の調査において、従来からの調査対象者から除外した範囲に加え、前年度非課税者及び未申告者を調査の対象から除外している。

この結果、調査対象件数が平成18年度及び19年度の1万件前後となるのに対し、20年度のそれは1,592件と大きく減少している。市の説明によると、平成20年度においては19年度におけるいわゆる税源移譲に伴う市民税のアップに対する減額申告に関連する業務が増加し、これに対応するために調査対象者の件数を減らす必要があり、除外したとのことである。調査の実施方法については調査要綱等で特に明文化されているわけではなく、毎年実施方法について決裁をとって実施している。

【意見】

65歳まで定年が延長されつつある現在の状況を考えると、未申告調査の対象者年齢について、従来の61歳までとするのではなく、対象年齢を延長することについて費用対効果を考慮しつつ検討する時期に来ているものと考える。

また、平成20年度の調査のように調査対象件数を減らすことは、課税の公平性を担保するためという当該調査の趣旨に照らし、問題があると考えられる。特に前年度非課税者及び未申告者を除外したことについては、当年度の所得等が発生しているにもかかわらず申告をしない者や所得等が毎年発生しているにもかかわらず申告をしない者も少なからずこれらに含まれていると考えられることから、必ずしも適切な措置とは言えないものである。

調査対象件数を減らした措置は税源移譲に伴う業務の増加に対応せざるを得なかったため、平成 20 年度だけの措置となっており、21 年度の調査においては従来の条件に戻している。調査対象者の範囲を検討するに当たっては、課税の公平性に留意し、かつ、実効性があがるように留意することが重要であると考える。

また、未申告調査は対象範囲について年度ごと及び担当者ごとに差が発生しないようにするため、調査要綱を定めることを検討することも必要と考える。

イ．未申告調査の結果の取り扱いについて

市では未申告調査の結果応答がなかった場合、最終的には当該調査対象者の所得はないものとして扱っている。これらの応答がなかった者に対しては、翌年度においても未申告調査はがきの発送対象者として取り扱っている。しかし、現在の市のシステムでは未申告対象者の抽出が単年度ベースでしか把握できないため、実際には複数年度に亘り未申告となっている者も少なくないと考えられる。

【意見】

未申告調査の結果応答がなかった者に対して所得はないものとして取り扱っている。しかし、より実効性の高い未申告調査を実施するためや、課税の公平性の観点から、可能な限り当該調査対象者とコンタクトをとる措置を講じ、調査結果を出すという積極的な姿勢が重要と考える。

そのためには、未申告調査の対象件数を見直し、費用対効果の観点から件数を絞り込むことも必要であると考える。例えば一定年数以上未申告調査の結果応答がなかった者に対して実地調査を行ったり、転居等で居住実態がない場合には翌年の未申告調査の対象から外すといった措置を講じ、未申告調査に係る件数を減らす方策も検討すべきものであると考える。

また、システム改良に要するコストとそれによって得られる効果との比較結果にもよるが、複数年度に亘り未申告となっている者が把握できるようにシステムを改良することも必要であると考える。

ウ．給与支払報告書の提出について

「（１）収入事務の概要　①市民税の内容」において述べたとおり、市民税の徴収方法には普通徴収と特別徴収とがある。特別徴収は、特別徴収税額通知書により市から給与支払者を通じて通知され、給与支払者が毎月の給与の支払の際に納税者の給与から市民税を天引きして、これを市に納税する方法である。

特別徴収に当たっては、給与支払者が給与支払報告書を市に提出し、これを基に賦課すべき市民税額が決定される。しかし、給与支払者が給与支払報告書を提出していないケースがあるため、結果として当該納税者が未申告となってしまっていることがある。このようなケースの場合、未申告調査の対象者としてピックアップされる場合がある。市の説明によると、かかるケースは特に少人数で事業を営む給与

支払者の場合に多いとのことである。

市では給与支払報告書を提出していない給与支払者のリストを作成し、当該リストに記載された給与支払者に対し、電話で給与支払報告書の提出を求める指導を行っている。しかし、当該リストは費用対効果の点から給与支払報告書を提出していないすべての給与支払者を網羅しているわけではなく、記載されていない給与支払者に対しては給与支払報告書の提出を求める特段の指導を行っていないのが実情である。

【意見】

給与支払報告書を提出していない給与支払者から給与を得ている者の場合、住民税の申告が必要となる。現在の市の仕組みの下では、住民税の申告をしない場合には前述のとおり未申告調査の対象者としてピックアップされる場合がある。

しかし、地方税法第 317 条の 6 第 1 項において給与の支払をする際所得税法第 183 条（源泉徴収義務）の規定によって所得税を徴収する義務があるものは、給与支払報告書を作成し、これを当該市町村の長に提出しなければならないと定められており、当該規定に該当する給与支払者は人数の多少に関係なくすべて給与支払報告書を提出することが義務付けられている。

市は未申告調査等の過程において、給与支払報告書を提出していない給与支払者が特定された場合には、全ての給与支払者に対し、給与支払報告書の提出をするよう指導することが望まれる。

また、給与支払報告書の提出義務が支払者側にあることから、市としては費用対効果の側面を考慮する必要があるが、給与支払報告書の提出のない給与支払者のリストの記載範囲を拡大し、当該リストに基づき給与支払報告書の提出を指導する必要があると考える。

エ．減免申請書について

市では市税条例において、市民税の減免に関する規定を次のとおり設けている。

柏市税条例

第 51 条　市長は次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。

（1）生活保護法の規定による保護を受ける者

（2）当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

（3）学生及び生徒

（4）公益社団法人及び公益財団法人

（5）前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

2　前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日

までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間）、納期の別及び税額

（２）減免を受けようとする事由

上記の規定を受けて、書類の整理状況を確かめるため、平成 18 年度から 20 年度までの個人市民税の減免申請書のファイルを閲覧したところ、次の点が発見された。

生活保護法の規定による保護を受ける者が減免申請書を市に提出する場合、市福祉事務所長名で発行される「保護受給証明書」を減免申請書に添付すべき証明書としている。平成 18 年度及び 19 年度の生活保護法の規定による減免申請書には、保護受給証明書のないものが散見された。平成 20 年度の生活保護法の規定による減免申請書には、1 件のみ保護受給証明書がコピーとなっていたことを除き、すべて保護受給証明書が添付されていた。保護受給証明書がコピーとなっていた案件について、原本は発見されなかった。原本が見つからない理由は不明であった。

【意見】

保護受給証明書は減免申請を行なうに当たり減免を受けるための事由を証明する書類として重要なものである。平成 20 年度においては、1 件の例外を除き保護受給証明書の原本が添付されており、18 及び 19 年度と比較して改善がなされているが、当該案件については原本の徴求及び保管を徹底する必要がある。

オ．担当者間の連携について

賦課の網羅性を確保するための方法として、例えば法人市民税の申告書と給与支払報告書を突き合わせる方法がある。この方法の結果、法人市民税の申告書が提出されているが、給与支払報告書が提出されていない場合やその逆の事実が判明することが考えられる。

市では個人市民税の担当者と法人市民税の担当者とが分かれていることもあり、上記のような取組みについては行っていない。

【意見】

限られた人数、時間及び予算のなかで、効率的な賦課業務を実施するためには、担当者が持っている情報を共有化することが重要である。市民税課内の担当者間の連携であるならば、上記のような取組みの実施は比較的容易なものと考えられる。

カ．不申告に関する過料について

市は市税条例第 26 条において、市民税の納税管理人に対し正当な事由なくして申告しなかった場合の過料に関する定めを、第 36 条の 4 において、市民税の納税義務者に対し正当な理由なくして申告書を提出しなかった場合又は申告をしなかっ

た場合の過料に関する定めをそれぞれ設けている。しかし、市は実際には不申告に該当する事実の把握をしていない。このため、正当な事由及び理由の有無について判断した事例はなく、当該過料を賦課・徴収した事例もない。

【意見】

上記の過料に関する規定は課税の公平性を担保し、市民税の納付を促進するために設けられた規定である。市は市税条例に従い、上記の不申告に該当する事実を把握し、把握された場合には正当な事由及び理由の有無を判断の上、当該過料を賦課・徴収する必要がある。

② 法人市民税

ア．未申告法人に対する対応について

市は昨年確定申告があったが、申告期限を経過してもなお未申告となっている法人に対し、電話による法人への問合せ及び当該法人が登記されているかについての確認を行っている。

しかし、かかる取組みについては該当するすべての法人に対して実施しているわけではなく、必要に応じて実施するに留まっている。また、実施結果についても文書としてはまとめられていない。市の説明によると、これは主として下記の理由による。

１）平成 18 年度までは、すべての法人に対して電話による問合わせ及び当該法人が登記されているかについての確認を実施していた。さらに実地調査も実施していた。しかし、これらの取組み等の結果は事業廃止等の申し出が多く、申告に結びつかなかった。このため、費用対効果の観点から平成 19 年度以降電話による問合せ及び登記の確認については必要に応じて行なうこととし、実地調査は実施しないこととした。

２）法人市民税の担当者が 2 名と少なく、現状の業務の遂行で手一杯の状況であることから、すべての法人に対して上記の取組み並びに実地調査の実施及び実施結果についての文書化は難しい。

【意見】

課税の公平性の観点から、申告期限を過ぎてもなお未申告となっている法人すべてに対し、電話等での問合せ及び登記されているかの確認を実施する必要があると考える。

次に、平成 20 年度実績における登録法人数 9,297 社に対し、申告法人数が 9,232 社となり、未申告法人数が 65 社（登録法人数に占める割合は 0.7%）と未申告法人数は少ないが、実地調査についても費用対効果を考慮した上で実施することについての検討も必要であると考える。

なお、上記の取組み等の実施に際しては、その体制が十分なものになるように留

意することが必要であると考える。効果の検証及び今後の取組みに生かすためにも実施結果については文書にまとめることが必要である。

また、事業廃止等の場合には、柏市税条例において 30 日以内に「法人設立/異動申告書」を提出しなければならない旨が定められている。事業廃止の申し出が多いということは当該届出書を提出していない法人が多いことを意味する。未申告法人に対し法人設立/異動届出書の提出の指導を図ることも重要であると考える。

イ．法人市民税の網羅的な捕捉について

「（１）収入事務の概要　①市民税の内容」において述べたとおり、法人市民税は市内に事務所又は事業所を有する法人等に対し課税する税である。このため、市には事務所又は事業所等の実態を調査するための実地調査権限があり、かつて大型商業施設の新設時等に実地調査を行った実績がある。

しかし、当該実地調査は必ずしも法人市民税の賦課に結びつかないこともあり、法人市民税の賦課の網羅性を担保するための有効な手段とは言い難いことを理由に最近では特に実施していない。

【意見】

市は課税客体の網羅性が十分に確保できるよう、実地調査の検討が必要であると考える。しかし、単なる実地調査のみでは上記のとおり必ずしも有効な調査とはならないことが多いと考えられることから、ポイントを絞った調査を考える必要がある。

例えば、電話帳、市で購読している新聞及び折り込み広告に記載されている大型商業施設・物流施設等の事業所進出に関する記事、インターネット情報等を活用して事務所又は事業所の新設に関する情報を入手し、必要に応じて実地調査を行なうといった方法を検討することが考えられる。

③　個人市民税・法人市民税共通

ア．業務手順書の整備について

現在、個人市民税及び法人市民税の双方とも、賦課業務について網羅的に定めた手順書については特段整備されていない。

このため、例えば「①個人市民税　ア．未申告調査の対象者の範囲について」において述べたとおり、未申告調査の対象者の範囲について、平成 19 年度のように前年度の範囲を踏襲する年もある一方で、他の業務の増加に対応するため平成 20 年度のみ、調査対象件数を減らすために調査対象から除外した範囲を拡大するといったように、年度間の調査の質的な均一化が必ずしも図られていないといった結果が生じる場合がある。

また、法人市民税は担当者が 2 名と少数であることから、業務に係る手順書については特段整備されていない。担当者が少数であれば、担当者間での意思疎通は難

しくなく、対応の差は生じにくいと考えられる。

しかし、例えば担当者が 2 名の体制で 1 名が異動した場合、前任者からの引継ぎ期間を除くと後任者は前任者の残した書類を参照しながら、また、異動しなかったもう 1 人の担当者に質問しながら業務を遂行することとなる。このような状況の場合、後任者の着任直後の業務に支障が出るだけでなく、異動しなかったもう 1 人の担当者の業務にも後任者への質問対応の時間が割かれるという形で支障が出ることが考えられ、業務の効率化に支障が出ることが考えられる。

さらに、賦課業務のうち判断を要するものについては、判断に当たってのガイドラインに相当するものがない現状においては、担当者間で判断結果に差が生じ、納税義務者の間で不公平な結果が生じることも考えられる。

【意見】

業務の質的な均一化と効率化を図るため、さらには課税の公平性の確保のために、例えば内容の理解に時間を要する業務については業務内容を説明した手順書を作成したり、判断を要する業務については判断結果に差の生じないようガイドラインを定めた手順書を作成するといった取組みが必要と考える。

イ．他市との交流について

市は東葛飾税務研究会及び千葉県都市税務協議会のメンバーとして、制度上の諸問題についての勉強会及び税の賦課及び徴収に関する事務を巡る問題についての情報交換という位置づけで活動を行っている。東葛飾税務研究会及び千葉県都市税務協議会の概要は次のとおりである。

名称	東葛飾税務研究会	千葉県都市税務協議会
参加自治体等	柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、柏県税事務所及び松戸県税事務所	千葉県内の 36 市
主な活動内容	・制度上の諸問題についての勉強会 ・税の賦課及び徴収に関する事務を巡る問題についての情報交換	・制度上の諸問題についての勉強会 ・税の賦課及び徴収に関する事務を巡る問題についての情報交換

平成 20 年度における、東葛飾税務研究会の開催状況は次のとおり 3 回開催されており、制度上の諸問題についてだけでなく、税の賦課及び徴収に関する事務を巡る問題について様々な観点からの情報交換が行なわれている。

開催日	開催場所	出席者	議題
個人の部 平成20年8月5日	松戸市	松戸県税事務所２名 柏県税事務所２名 松戸市２名 流山市２名 鎌ヶ谷市１名 我孫子市３名 野田市２名 柏市４名	・ elTAX の導入について ・ 住民税住宅ローン控除の期限後申告の取り扱いについて ・ 住民税住宅ローン控除の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の摘要欄の記載について ・ 当初特徴発送までのスケジュールの組み立てについて ・ 税額通知書誤封入の防止策について ・ 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）のシーリング加工（目隠しシール）の実施状況について ・ 確定申告の受付事務について ・ 住民税の住宅借入金等特別控除の取り扱いについて
法人・諸税の部 8月6日	松戸市	松戸県税事務所２名 柏県税事務所１名 松戸市４名 流山市１名 鎌ヶ谷市２名 我孫子市２名 野田市２名 柏市２名	・ 軽自動車税の納税義務者の居住状況調査について ・ 予定申告について ・ 長期休業法人の調査について ・ 会社種別のシステム上の分類、管理について ・ 仮装経理による過大申告の場合の法人税額の控除について
定例会 7月25日	鎌ヶ谷市	松戸県税事務所３名 柏県税事務所３名 松戸市４名 流山市３名 鎌ヶ谷市３名 我孫子市２名 野田市２名 柏市３名	・ 還付請求権の時効について ・ 供託について ・ 税証明交付申請における本人確認について ・ 公的年金特徴の周知について ・ 寄付金税制改正において、所得税の寄付金控除の対象となる寄付金のうちから、条例で指定する寄付金の範囲についての各市の考え方 ・ 口座振替について ・ 現金書留による納税について

また、平成 20 年度における千葉県都市税務協議会の内、市民税に関する協議会の開催状況は下記のとおり 6 回となっている。こちらも東葛飾税務研究会と同様制度上の諸問題についてだけでなく、税の賦課及び徴収に関する事務を巡る問題について様々な観点からの情報交換が行なわれている。

開催日	開催場所	出席者	議題
個人住民税控除対象寄附金の条例指定に係る会議 平成20年7月7日	船橋市	船橋、松戸、柏の各県税事務所管内の各市町村税務関係者	・ 県税務課の考え方の説明 ・ 意見交換（特に課税実務の観点から）
市民税部会主管課長会議 8月21日	香取市	各市町村税務担当課長　35 市 38 名	・ 講演「市民税をめぐる最近の動向等について」 ・ 平成 20 年度市民税部会職員研修会の開催について

開催日	開催場所	出席者	議題
第一地区研修会 10月29日	船橋市	船橋市 市川市 松戸市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 柏市 8市54名	・講演「地方分権、少子高齢社会における地方税制―国際比較の観点から―」
市民税部会職員研修会 11月7日	香取市	各市長税務の実務担当者 36市76名（講演） 36市39名（分科会）	・講演「市民税をめぐる最近の動向について」 ・寄附金控除について ・公的年金からの特別徴収について ・証明書の即時発行について ・重複扶養している扶養者への照会と回答後の処理について ・磁気ディスク（FD、MO等）による給与支払報告書の提出について ・主たる給与以外の給与所得の差額普徴の取り扱いについて ・租税条約対象者が留学生の場合における住民税の対応について ・各市の事務状況について
税務担当部課長研修会 12月24日	千葉県	各市の税務担当部課長　35市91名 県　3名	・講演「地方財政の課題と展望」
全国都市税務協議会幹事会研修会	全国都市会館	全国各市の税務担当部課長（千葉県内では、千葉市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、旭市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、柏市が出席）	・講演「平成21年度地方税制改正（案）について」 ・講演「「平成21年度都市税制改正に関する意見」の報告等について」

上記の研究会及び協議会の参加の結果、市は税の賦課及び徴収に直接役立つような具体的な情報の入手等において一定の成果を挙げているが、必ずしも十分とまでは言えないのが実情である。

【意見】

他市との間で情報の共有化を図ることは、限られた人数、時間及び予算のなかで効率的な事務を執行するといった視点から重要な意義を持つものと考える。特に千葉県都市税務協議会は参加自治体等の数が東葛飾税務研究会のそれよりも多いことから、市単独では解決が難しいと考えられる税の賦課及び徴収をめぐる問題について東葛飾税務研究会と比較してより有益な情報交換及び情報の共有化の促進が期待できる。今後開催回数を増やしたり、より実務に即した議題の提案の実施等、当該研究会及び協議会をより有効に活用することが重要であると考える。

３．固定資産税及び都市計画税

（１）収入事務の概要

①　固定資産税・都市計画税の内容

区分	内　　容	
固定資産税	納税義務者	1 月 1 日（賦課期日）の土地、家屋、償却資産の所有者 （所有者） 土地･･･土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者 家屋･･･家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者 償却資産･･･償却資産課税台帳に所有者として登録されている者
	課税対象	土地、家屋及び償却資産
	算定方法	税額は課税標準額に税率を乗じて算出する。 （課税標準額） 固定資産を評価し、その価格を決定し、それを基に算出した額 土地･家屋については、3 年に 1 度評価替えを実施 償却資産については、1 月 1 日現在の償却資産の状況を申告に基づき評価する。 （税率） 100 分の 1.4
	納期	4 月･7 月･12 月･翌年 2 月の年 4 回
	免税点	土地 30 万円　家屋 20 万円　償却資産 150 万円
都市計画税	納税義務者	市街化区域内の土地、家屋の所有者 （所有者については固定資産税と同じ）
	課税対象	上記土地又は家屋
	算定方法	税額は課税標準額に税率を乗じて算出する。 （課税標準額） 固定資産税と同様 （税率） 100 分の 0.3
	納付方法	固定資産税とあわせて納付

（市資料より）

②　収入プロセス

（土地）

【調査・評価】

土　地　台　帳　←登記所からの税務通知により表示登録・変更・変更処理

↓

土　地　台　帳　←登記所からの税務通知により所有権移転処理

↓

土　地　台　帳　←現地調査により現況評価（地目・補正等）を実施

↓

土　地　台　帳　←住宅用地等を認定する。価格（評価額）を算定する。

↓

土地評価調書
←固定資産評価員は、毎年3月31日までに評価調書を作成
【課税】
土地課税台帳
←評価調書に基づいて価格を決定し、課税台帳に登録する。
土地課税台帳
←課税標準額を算定する。
土地・家屋名寄帳
←所有者ごとに課税台帳をまとめて名寄帳を作成する。
課税標準額を合算して免税点の判定をする。
税額計算をして、固定資産税・都市計画税を算出する。
【通知】
納税通知書 (一般分・口座振替分)
←所有者ごとに納税通知書を作成する。
一般・口座振替分の納税通知書を製本、封入する。
納税者あてに発送する。
（家屋）
【調査・評価】
家屋台帳
←登記所からの税務通知により表示登録・変更・変更処理
家屋台帳
←登記所からの税務通知により所有権移転処理
家屋台帳
←現地調査・書類調査により家屋評価を実施
家屋台帳
←各種軽減措置の認定をする。価格（評価額）の算定を実施
家屋評価調書
←評価員は、毎年3月31日までに評価調書を作成
【課税】
家屋課税台帳
←評価調書に基づき価格を決定し、課税台帳に登録する。
家屋課税台帳
←課税標準額を算定する。

土地・家屋名寄帳 ←所有者ごとに課税台帳をまとめて名寄帳を作成する。
課税標準額を合算して免税点の判定をする。
税額計算をして、固定資産税・都市計画税を算出する。

【通知】

「土地」と同様

（償却資産）

【評価】

申告書 ←申告該当者あてに申告書を送付する。

↓

申告書 ←賦課期日（1 月 1 日）現在の資産状況を 1 月 31 日までに申告

↓

申告書 ←申告内容を審査する。価格（評価額）を算定する。

↓

償却資産評価調書 ←固定資産評価員は、毎年 3 月 31 日までに評価調書を作成

【課税】

償却資産課税台帳 ←評価調書に基づき価格を決定し、課税台帳に登録する。

↓

償却資産課税台帳 ←課税標準額を算定し、免税点の判定をする。

↓

償却資産課税台帳 ←課税計算をして、固定資産税を算定する。
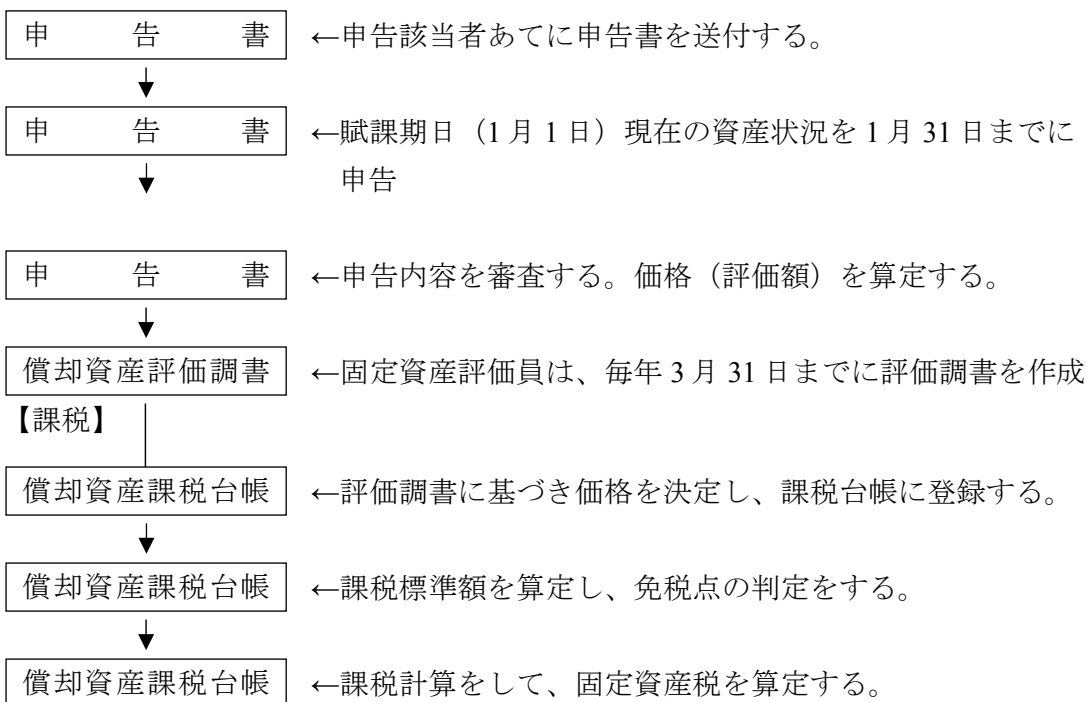
【通知】

「土地」と同様

（市資料より）

③　調定額等の推移

（単位：千円）

区　分		平成 18 年度	19 年度	20 年度
固定資産税	調定額	23,597,773	24,728,525	24,988,333
	収入額	21,055,589	22,471,848	22,858,469
	不納欠損額	90,683	155,032	79,860
	還付未済額	470	523	643
	収入未済額	2,451,971	2,102,167	2,050,647
	収納率	89.2%	90.9%	91.5%
都市計画税	調定額	5,080,366	5,377,266	5,422,387
	収入額	4,546,356	4,819,064	4,902,386
	不納欠損額	22,748	37,958	19,421
	還付未済額	116	131	154
	収入未済額	511,378	500,374	500,733
	収納率	89.5%	89.6%	90.4%

（市資料より）

④　滞納繰越分の収入額と調定額に対する収納率推移

（単位：千円）

項目		平成 18 年度	19 年度	20 年度
固定資産税	滞納繰越分	2,379,086	2,372,006	2,103,372
	収入額	389,019	557,496	413,682
	収納率(%)	16.4%	23.5%	19.7%
都市計画税	滞納繰越分	494,075	588,486	518,733
	収入額	97,187	138,441	101,789
	収納率(%)	19.7%	23.5%	19.6%

（市資料より）

⑤　収入未済額滞納年数別内訳（平成 20 年度末現在）

年　数	件数	固定資産税	都市計画税
		金額(千円)	金額(千円)
1 年以内	4,775	438,861	102,753
2 年以内	2,809	269,227	66,002
3 年以内	2,141	231,943	57,454
4 年以内	1,804	192,326	47,732
5 年以内	1,473	164,385	40,754
5 年超	1,243	753,903	186,036
合計	14,245	2,050,647	500,733

（市資料より）

(注)　件数は固定資産税、都市計画税共通

⑥　収入未済額の滞納原因別集計（平成 20 年度末現在）

滞納原因	件数	固定資産税	都市計画税
		金額(千円)	金額(千円)
事業不振	151	287,219	67,842
倒産	16	18,166	4,518
破産	88	138,953	34,379
事業休廃止	10	14,062	3,503
納税意識欠如	549	391,861	97,543
借入過多	174	117,004	29,145
死亡	76	153,251	38,175
所得減	292	456,282	113,660
行政・課税不満	14	9,928	2,473
その他	62	78,412	19,506
合計	1,432	1,665,124	410,747

（市資料より）

(注)　市税全体で 50 万円以上の滞納者を抽出

⑦　滞納繰越分のうち、執行停止分の事由別金額の推移

（単位:千円）

事　由		平成 18 年度	19 年度	20 年度
固定資産税	財産なし	39,348	37,261	75,365
	生活困窮	1,323	1,528	10,828
	所在・財産不明	2,601	86	2,497
	合計	43,273	38,875	88,691
都市計画税	財産なし	9,921	9,328	18,773
	生活困窮	333	382	2,697
	所在・財産不明	655	21	622
	合計	10,910	9,732	22,093

（市資料より）

⑧ 収入未済額の状況（平成 20 年度末現在）

状　況	件数	固定資産税	都市計画税
		金額(千円)	金額(千円)
分納中	1,645	392,161	94,090
差押中	1,310	1,227,051	305,168
その他	3,076	431,434	104,474
合計	6,031	2,050,647	500,733

（市資料より）

⑨　不納欠損額事由別推移

（単位：千円）

事　由		平成 18 年度	19 年度	20 年度
固定資産税	即消滅（現年）	409	3,144	1,797
	即消滅（滞納繰越）	21,144	23,148	16,701
	執行停止後 3 年の消滅	38,619	109,590	39,076
	執行停止中の時効	11,587	4,674	6,383
	5 年時効	18,922	14,474	15,900
	その他	―	―	―
	合計	90,683	155,032	79,860
都市計画税	即消滅（現年）	103	787	424
	即消滅（滞納繰越）	5,258	5,215	3,816
	執行停止後 3 年の消滅	9,737	27,311	9,665
	執行停止中の時効	2,921	1,170	1,590
	5 年時効	4,727	3,474	3,925
	その他	―	―	―
	合計	22,748	37,958	19,421

（市資料より）

（2）監査の結果と意見

① 土地評価替事務委託契約について

固定資産税に関する土地の評価は3年に1度実施される。その土地評価のため3年間にわたり準備を行なう必要があり、そのうち、土地評価替事務は外部業者への委託を行っている。この業務は3年ごとに実施するため、3年間同一の業者を選定することが効率的となるが、選定方法は年度ごとに業務内容は異なるものの1年目に見積合わせを実施し、2年目以降は随意契約による契約となっている。平成20年度は第3年度の年となるため、当該契約は平成18年度からの契約となっているが、この契約内容は次のとおりとなっている。

年度	平成18年度	19年度	20年度
予定価格	11,970,000円	24,000,000円	28,000,000円
契約価格	5,218,500円	21,966,000円	24,150,000円
落札率	43.6%	91.5%	86.3%

（市資料より）

【意見】

土地の評価替えは3年ごとに実施する業務であり、3年間同一業者に委託することは効率的と思われる。しかし、1年目に見積合わせを実施するものの、2年目以降は随意契約で実施する場合、1年目に低い価格を設定して落札し、2年目以降に高くすることが可能となり、結果的にコストがかさむおそれがある。3年間での合計金額を選定条件に含める等、1年目の選定条件を検討することが望まれる。

② 課税対象の捕捉について

固定資産税の対象となる土地、家屋、償却資産はそれぞれ異なる性格を持つため、捕捉内容や手段が異なってくる。土地は形を変えないため、基本的には登記情報を基に所有者等を捕捉し、現地調査により地目の整合性等捕捉する。家屋についても基本的には登記情報により捕捉するが、建築や解体等により変化するため、現地調査や航空写真等によって変動状況を捕捉している。償却資産は異動が多く、外部から捕捉できないものも多い。また、資産の申告に基づいた課税でもあるため、現地調査により申告内容の妥当性を確かめることにより捕捉している。

（登記による捕捉）

市では、土地及び家屋の課税対象や納税義務者を捕捉するために、日々法務局より「登記申請書の副本」（以下、「登記申請書」という。）を入手している。入手した登記申請書を基に、土地・家屋台帳への入力し、台帳及び図面との突合を行なうが、登記申請書が連番等を付さずにファイリングされているため、事後的に入力内容をチェックすることが困難であった。

【意見】

不動産の登記申請書は土地及び家屋に対する課税情報を入手するために有力な手段である。そのため、入手した登記申請書の情報は漏れなく正確に土地・家屋台帳に反映させる必要があるが、現状では第三者が事後的に入力内容を確かめることは困難である。入手してきた登記申請書と台帳がリンクするよう、一元管理することが望まれる。また、法務局から登記情報の電子データによる入手も有効な手段であると考える。

（土地の現地調査）

土地については、地目や補正状況の確認のために現地調査を実施している。現地調査に際しては、登記情報を地図上に反映した地番図に基づいて行なわれ、担当者が現地で確認した情報は地番図上に記載される。台帳へはこの地番図に記載された情報が入力される。

【意見】

土地に対する課税には、登記情報が実態に即しているか確認する必要があり、現地調査はそれを確かめるために有効な手段といえる。しかし、課税の公平性の観点から、調査は網羅的に実施されなければならず、調査結果も正確に漏れなく台帳に反映されなければならない。現在、すべての情報を地番図に集約し、そこから台帳への転記を行っている。この方法は現地での調査を容易にする点では有効だと思われるが、網羅的に実施されているかを確かめることや、調査結果を正確に台帳上反映させているか、第三者がチェックすることは困難であり、漏れが生じるリスクがある。また、地番図への書き込みも鉛筆書きや付箋の貼り付けによるものが散見されており、調査結果が消えてしまうリスクもある。

現地調査の実施状況を正確に把握できるような管理体制を整えることが望まれる。

（家屋の捕捉方法）

家屋の課税対象の捕捉は、土地のように地目の確認だけでなく、新たな建築により日々変化する。特に未登記の家屋や違法建築については捕捉する手段が限られ困難である。現在、市ではこれらを捕捉するため、建築確認申請情報の入手や航空写真、GIS（地理情報システム）を用いて調査を行っている。

【意見】

課税の公平性の観点から未登記の家屋や違法建築等捕捉し課税することが必要である。一方、捕捉に対していくらでもコストをかけられるわけではなく、少ないコストでできるだけ大きな成果を上げられるよう、費用対効果も検討しなくてはならない。

平成 21 年度から採用している異動判読は、2 時点の航空写真を比較し、その情報を地図上に落としこめることから、家屋の捕捉については有効であると思われる。しかし、費用対効果の観点からこれによりどれくらい効果があったのかを分析し、今後

の方針を検討することが望まれる。

（償却資産の申告）

償却資産はその保有者から償却資産申告書により所有状況の申告を受けることで課税対象を捕捉する。そのため、償却資産の所有者には申告書を送付して申告を促すことになる。

市では、基本的に課税台帳に登録している事業者に対して毎年申告書を送付しているが、登録されていない事業者に対しては年度により送付対象が異なっている。平成18 年度以前においては、法人市民税の設立異動申告書を基に課税台帳に登録されていない法人への送付を行っていたが、平成 19 年度・20 年度においては、平成 19 年度における柏税務署が所有する「法人名簿」に基づき、課税台帳に登録の無い法人に対して申告書を送付している。

【意見】

特に新設事業者については、償却資産に対する固定資産税の制度自体を理解しておらず、申告義務があるにもかかわらず申告がなされていない可能性があるため、申告を促すことは重要である。しかし、平成 19 年度における法人名簿では、平成 19 年度中に設立した法人までしか掲載されておらず、それ以降設立の法人については申告書が送付されていないこととなる。また、申告書を送付するのは法人のみであり、個人事業主については送付はなされていない。

申告された内容に基づき課する税のため、申告義務者が自主的に申告書を入手し、申告を行なうべきではあるが、申告が必要だということを把握していない事業者に対して税制の理解と自発的な申告を促すことは重要である。そのためには、申告書を直接送付するだけでなく、新設した事業者に対して制度を理解できるような広告等を配布するだけでも意味はあると思われる。現在は、最終的に納税が必要となりそうな事業者に対して申告書の送付を行っている形だが、今後は自主的な申告がされるよう啓発活動を広く行なう必要があると考える。

（課税台帳に基づく課税）

先述のとおり、過去に申告が行なわれ課税台帳に登録されているものに対しては、申告書の送付が行なわれており、その他、課税台帳に登録されていない新規の事業者に対しても申告書の送付がなされている。過去 3 年における発送件数と、申告がなされた件数の実績は次のとおりとなる。

		平成 18 年度	19 年度	20 年度
発送件数	既存発送先	6,816	6,803	6,919
	新規発送先	622	596	597
	合計	7,438	7,399	7,516
申告件数		6,980	6,718	7,145

(注)　申告件数は全体での件数のため、申告書発送先以外からの申告（申告書を自分で入手し申告するケース）等を含んでいる。

（市資料より）

償却資産に対する固定資産税の課税は、当年度内に償却資産の申告がなされたものについてのみ行なわれている。つまり、上表でいうと、平成 20 年度のうち、7,145 件の中で免税点を超える償却資産を保有するものに対してのみ課税が行なわれていることになる。平成 19 年度の申告件数は既存発送先の件数を下回っており、それ以外の年度も申告件数は既存発送先の件数をわずかに上回る程度である。そのため、既存発送先で申告を行なわなかった者もいるおそれがある。

【意見】

償却資産に対する固定資産税の課税は、現年度の申告がなくても前年度の課税台帳の登録内容を基にして実施することを検討することが望まれる。

当年度の申告者に対してのみ課税する場合、申告を行なわないことにより課税を回避できるのであれば、課税の公平性が著しく害されることとなる。過去に申告がなされていれば、課税台帳に登録されており、その情報を基に課税を行なうことは可能である。

実際に課税台帳の登録内容を基に課税を実施している市町村も県内に多数あり、今後検討することが望まれる。

（不申告者への過料）

地方税法第 386 条において、固定資産の所有者が必要な固定資産の申告を行なわなかった場合、条例により 3 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができると定められている。それを受けて柏市税条例第 76 条により、正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、そのものに対し 3 万円以下の過料を科すると定めている。

これに対して、現在まで、これにより過料を科した実績はない。

【意見】

固定資産税のうち、償却資産については申告が行なわれないかぎり課税されない。そのため、もし納税義務があったとしても、申告しない限り義務を逃れるおそれがあり、このような事態は課税の公平性に反することとなる。過料はこの様な事態を防止するための制度であり、事業者に対してこの制度を周知させることは自主的な申告を促すために有効と考える。また、現在はそもそも不申告者を捕捉できる体制が整備されておらず、不申告者を捕捉することが困難なため、過料を課することができなかったが、今後は不申告者についても捕捉できる体制を整備することが望まれる。悪質な不申告者に対しては条例に則り厳格な適用をする必要があると考える。

（償却資産の現地調査）

償却資産の現地調査は申告内容に誤りが無いか確かめるために行なわれている。償却資産は土地や建物と異なり、敷地の外部からの確認だけでは不十分でより詳細な調査が必要となるが、市は年度ごとに地域や業種等のテーマを定め、調査を実施している。

市における過去3年間の調査件数及び修正税額は次のとおりとなっている。

年度	平成18年度	19年度	20年度
件数	48件	193件	72件
修正税額	2,766,900円	60,100円	6,959,400円
調査対象	①法人の建築及び車両関係業種 ②過去に調査を実施していない法人	①個人の理容室･美容室。 ②過去に調査を実施していない法人	過去に調査を実施していない申告資産30件以上の法人及び個人

(注)1. 年度ごとに件数のばらつきがあるのは、調査した業種や規模によるものである。
2. 修正税額は修正による増加と減少の相殺後の額を記載している。

(市資料より)

【意見】

償却資産の調査は、償却資産の現物確認や帳簿類の閲覧等を行なうため、訪問の日時を事前に知らせ、相手の都合に合わせて訪問する必要があり、土地や家屋の現地調査に比べ、調査件数が大幅に限られてくる。とはいえ、特定の規模や業種に限定した調査だけでは、課税の公平性に反することとなる。費用対効果を考慮して、多数の償却資産を保有している事業者に対しては詳細な、償却資産の保有が少ない小規模事業者に対しては簡略な調査というように、軽重をつけた調査を実施することが望まれる。また、従来は申告済みの事業者だけが対象となっているが、今後は課税の公平性の観点から、不申告事業者についても調査を行なうことが望まれる。

（遡及修正）

地方税法第17条の5第3項において、固定資産税について5年まで、第4項において、偽りその他不正の行為により税額を免れたような場合は7年まで、遡及して賦課決定が可能となっている。償却資産は現地調査により申告漏れや申告誤りが発見されることがあるが、修正は現年課税分のみ行っている。

【意見】

償却資産については対象となる資産の範囲や償却計算にある程度の知識が必要となるため、見解の相違や計算誤り等が生じてしまうのはやむをえないと思われる。しかし、遡及修正が行なわれないとなると、調査にて発見されるまで意図的に不正な申告を行なうといった事業者が出るおそれがある。また、不正の意図は無いとしても、適正な申告を行い、納税している事業者がいる中で、課税の公平性に反することとなる。修正申告については、可能な限り遡って修正することを検討することが望まれる。

③　非課税の取扱について

固定資産税の非課税の範囲は地方税法第 348 条に明記されており、対象資産は限定されている。非課税となる固定資産には、所有者の性格から非課税となるいわゆる「人的非課税」と固定資産の性格や用途から非課税となるいわゆる「物的非課税」がある。非課税となる主なものは次のとおりである。

人的非課税	国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団等が所有する固定資産
物的非課税	道路・公園等の公共施設用地、トンネル、墓地、文化財、学校等教育に係る固定資産等で非課税規定に適合しているもの

（市資料より）

上記のうち、「人的非課税」については所有者が限定されているため判定が容易であるが、「物的非課税」については用途により判定する必要があるため、非課税の適用を受けようとする者による申告に基づき判定される。

（非課税の判定について）

固定資産税が非課税となるかどうかについては、まず所有者により判定される。

上記の「人的非課税」に該当する場合には非課税となる。

「人的非課税」とならないものについては、申告書を基に判定し、必要な決裁を受けた上で非課税となる。

システム上非課税については、所有者に対する非課税区分として 2 つのコードに区分されており、利用区分については 8 つのコードに区分されている。監査時点における市の調査によると、非課税の区分別の件数は次のとおりである。

所有者区分別

コード	事由区分	筆数
9:01	国･県･市の所有	49,920
9:02	その他の法令	33,753
合計		83,673

利用区分別

コード	利用区分	筆数
9	道路	51,764
9－2	水路	1,292
9－3	運河	0
9－4	墓地	593
9－5	防火水槽	231
9－6	堤敷	0
9－7	公園	605
9－8	その他	29,188
合計		83,673

（市資料より）

頭のコード9が非課税に関するコードで、その次が区分コードとなっている。しかし、これらの件数は区分が可能になった後に登録されたものであり、それより古いものについては非課税のコードが付されただけで「その他」の区分に集約されている。

【意見】

平成 20 年度における非課税申告ファイルの一部を閲覧したところ、判定手続自体に問題となる事項は見受けられなかった。しかし、申告書類は申告年度ごとにファイリングされているだけであり、システム上ではいつ申告がなされたかわからない状況であるため、システムに入力されているデータについて、判定が適切なものか検証することが困難な状況であった。このような管理状況の場合、仮に担当者が非課税にすべきものではないものをシステム上非課税として処理したとしても発見が困難になるおそれがある。少なくとも、システム上のデータと判定のもととなった申告書類は相互にチェック可能にする必要がある。

また、上表のうち所有者区分は人的非課税かどうかに対応しており、利用区分は物的非課税に対応するものであるが、特に利用区分は「その他」が全体の 30%超を占めているように区分が大雑把であり、法令に準拠した非課税の適用がなされているかどうかシステム上で判別することは困難である。システム上の所有者区分と利用区分を法令に合わせて区分し、非課税が適用された後においても継続的な管理ができるようにすることが望まれる。

（現地調査）

非課税のうち「物的非課税」については、使用用途が変更され非課税の要件を満たさなくなる場合がある。このような場合においては、柏市税条例第 59 条においてその固定資産の所有者はその旨を直ちに市長に申告しなければならないと規定されている。しかし、実際には使用用途が変更されているにもかかわらず申告せずに、非課税となっているものがある可能性がある。

これに対し、市は平成19年度より現地調査と書類調査を実施している。

【意見】

平成19年度はランダムに、平成20年度は学校法人を中心に調査を実施している。しかし、まだ現地調査を始めてから日が浅いため、計画的かつ組織的な調査が行なわれていない。申告漏れを牽制する意味でも現地調査は重要であり、一定期間で一巡するような調査を実施する必要がある。その際は次のような点に留意する必要があると考える。

・管理台帳の整備

現在、非課税案件についてはシステムより表計算ソフトで集計した非課税台帳を作成している。しかし、これは調査対象を選定することに主眼がおかれ、調査した結果を管理し、今後の調査に生かせるように整備されているとは言いがたい。網羅的な調

査が可能となるように管理台帳を整備する必要がある。

・チェックリストの利用

調査の際には重要なチェックポイントを漏れなく調査することが必要である。担当者によって、調査する内容が異なり、重要なポイントをもらしてしまうことがないよう、チェックリストを作成することが有効と思われる。

・調査の効率化

先述しているとおり、資産税課では課税対象の捕捉のため、さまざまな現地調査を行っている。これらの捕捉のための調査と連携し、有用な情報を入手することが調査を効率的に実施するために有効と思われる。

④　減免の取扱について

地方税法第 367 条に定められている固定資産の減免は、柏市税条例第 71 条において、第 1 号　貧困により生活のため公私の扶助を受けるものの所有する固定資産、第 2 号　公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。)、第 3 号　災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産、第 4 号　前各号に掲げるものの外、特別の事由があるもの、として規定されている。また、減免の具体的な事項については「柏市固定資産税減免基準」（以下、「減免基準」という。）に規定している。

（減免処理上の不備）

平成 20 年度の減免申請処理票を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

・柏市事務決裁規程第 5 条において、市税の減免の専決権限者は部長と規定されているところ、課長までの決裁により減免決定されていた。
・減免申請処理票の記載内容に不備があるにもかかわらず、減免の承認がなされていた。

【改善策】

柏市事務決裁規程第 5 条において、市税の減免の専決権限者は部長と規定されているため、当該規定に則り処理すべきである。また、減免申請処理票については、必要事項の記載が全てあるかを確認した上で決定すべきである。

（市長が認めた減免の取扱）

市長が認めた減免の取扱は、柏市税条例第 71 条第 1 項第 4 号において、「その他特別な事由のあるもの」と規定されており、減免基準にてこの項目を具体的に定めている。しかし、その基準の最後に、「以上のほか市長が公益上必要があると認めたものの所有する固定資産」に対し、市長が認めた額の減免が規定されている。平成 20 年度の減免申請の中で、この規定に基づいて減免がなされているものがあったが、部長までの決裁で処理されていた。

【意見】

この減免は施設が公益目的で使用されている経緯から、平成9年度より継続して減免されている。その際に市長の決裁を受けており、前提となる事実に変化がないことから、それ以降の毎年度の減免は部長までの決裁により決定されていたものである。柏市事務決裁規程においては、市税の減免の専決権限者は部長と規定されているが、減免基準に市長が必要であると認めた場合、市長が認めた額について減免を認めている以上、当該減免額が変わることもあり得るので、市長が年度ごとに決裁する必要があると考える。

⑤ 課税保留について

課税保留とは、非課税とは異なり、課税対象となる固定資産はあるものの相続放棄等により所有者がいない場合や、登記上の土地が実際に存在しない場合に課税を保留しているものである。これらは、システム上課税保留としてコードを付しているが、起因年度の管理は行っていない。

【意見】

課税保留は非課税でもなく、課税もされない状況であり、最終的には解消されるべきものである。しかし、現在、システム上課税保留対象について網羅的に状況を把握することができないため、定期的な見直しは行なわれていない。このような状況においては、保留すべき状況が解消されているにもかかわらず、適切な処理をされないものが残ってしまうおそれがある。課税保留の状況を定期的に調査し、課税保留の状況で問題ないかどうかを検討する必要がある。

４．たばこ税

（１）収入事務の概要

①　たばこ税の内容

たばこ税は、たばこの製造者や特定販売業者及び卸販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対して、その本数を課税標準として課税する税金である。

税額	売渡本数×税率
税率	1,000 本につき 3,298 円(注)

(注)　旧三級品（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット（ボックスを除く)、ウルマ、バイオレット）は 1,000 本につき 1,564 円

②　収入プロセス

収入プロセスは次のとおりである。
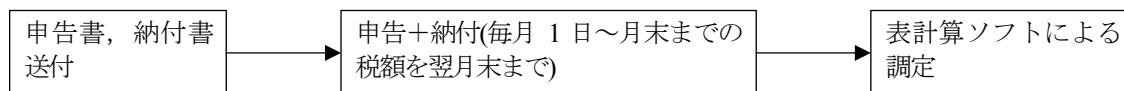
（市資料より）

③　調定額等の推移

（単位: 千円）

区　分		平成 18 年度	19 年度	20 年度
市たばこ税	調定額	2,147,455	2,147,496	2,117,837
	収入額	2,147,455	2,147,496	2,117,837
	不納欠損額	－	－	－
	収入未済額	－	－	－
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%

（市資料より）

④　滞納繰越分の収入額と調定額に対する収納率推移

該当なし。

⑤　収入未済額の滞納年数別件数と金額（平成 20 年度末現在）

該当なし。

⑥　収入未済額の滞納原因別集計（件数・金額）（平成 20 年度末現在）

該当なし。

⑦　滞納繰越分のうち、執行停止分の事由別金額の推移

該当なし。

⑧ 収入未済額の状況（平成 20 年度末現在）

該当なし。

⑨ 不納欠損額事由別推移

該当なし。

⑩ 課税免除について

たばこ税の課税免除については、地方税法第 469 条及び柏市税条例第 97 条に規定されており、輸出品や品質劣化品等については課税が免除されるとされている。

（２）監査の結果と意見

①　業務マニュアルの整備について

市の担当者に質問した結果、たばこ税の賦課業務に関するマニュアル等は整備されておらず、人事異動による作業担当者の交代に際しては担当者同士の口頭による引継ぎが行なわれているのみであるとの回答を得た。

【意見】

業務マニュアルを整備し、担当者レベルでの作業を均質化し、高い水準で効率的に業務を実施できるように工夫することが望まれる。

5．軽自動車税

（1）収入事務の概要

① 軽自動車税の内容

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在、主たる定置所が柏市内にある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対し、その種類に応じて一定額を所有者に課する税金である。

車種				税額(年額)
原動機付自転車	50cc 以下			1,000 円
	50cc を超え 90cc 以下			1,200 円
	90cc を超え 125cc 以下			1,600 円
	ミニカー			2,500 円
小型特殊自動車	小型特殊自動車(フォークリフト等)			4,700 円
	農耕作業用自動車(トラクター等)			1,600 円
軽自動車	二輪　125cc を超え 250cc 以下			2,400 円
	三輪			3,100 円
	四輪	乗用	営業用	5,500 円
			自家用	7,200 円
		貨物	営業用	3,000 円
			自家用	4,000 円
	雪上車			2,400 円
二輪　250cc を超える				4,000 円

（市資料より作成）

② 収入プロセス

収入プロセスは次のとおりである。
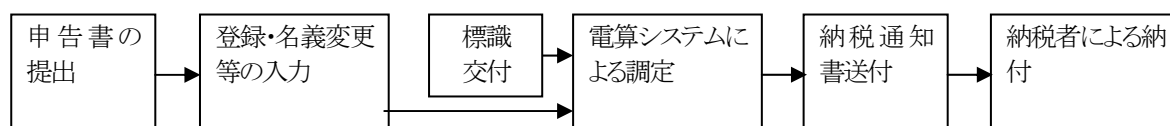
（市資料より）

③ 調定額等の推移

（単位：千円）

区　分		平成 18 年度	19 年度	20 年度
軽自動車税	調定額	284,666	309,291	321,798
	収入額	238,386	263,366	277,765
	不納欠損額	3,874	3,411	4,686
	還付未済額	27	70	78
	収入未済額	42,432	42,583	39,424
	収納率	83.7%	85.2%	86.3%

（市資料より）

④　滞納繰越分の収入額と調定額に対する収納率推移

（単位：千円）

項　　目	平成 18 年度	19 年度	20 年度
滞納繰越分	38,311	42,211	42,053
収入額	5,656	8,604	9,301
収納率（%）	14.8%	20.4%	22.1%

（市資料より）

⑤　収入未済額の滞納年数別件数と金額（平成 20 年度末現在）

年数	件数	金額（千円）
1 年以内	2,604	11,299
2 年以内	2,014	7,977
3 年以内	1,743	6,472
4 年以内	1,443	5,437
5 年以内	1,192	4,409
5 年超	361	3,828
合計	9,357	39,424

（市資料より）

⑥　収入未済額の滞納原因別集計（件数・金額）（平成 20 年度末現在）

滞納原因	件数	金額（千円）
事業不振	32	955
倒産	6	130
破産	21	353
事業休廃止	1	20
納税意識欠如	219	2,956
借入過多	55	756
死亡	17	141
所得減	78	1,069
行政・課税不満	3	66
その他	18	426
合計	450	6,877

（市資料より）

(注)　市税全体で 50 万円以上の滞納者を抽出

⑦　滞納繰越分のうち、執行停止分の事由別金額の推移

（単位：千円）

事　　由	平成 18 年度	19 年度	20 年度
財産なし	341	248	584
生活困窮	197	158	167
所在・財産不明	454	90	203
合計	993	497	953

（市資料より）

⑧　収入未済額の状況（平成 20 年度末現在）

状　況	件数	金額(千円)
分納中	627	6,328
差押中	298	4,573
財産調査中	0	－
その他	3,072	28,523
合計	3,997	39,424

（市資料より）

⑨　不納欠損額事由別推移

（単位:千円）

事　由	平成 18 年度	19 年度	20 年度
即消滅(現年)	1	22	49
即消滅(滞納繰越)	75	89	230
執行停止後 3 年の消滅	970	618	1,415
執行停止中の時効	664	419	221
5 年時効	2,164	2,260	2,769
その他	－	－	－
合計	3,874	3,411	4,686

（市資料より）

⑩　賦課事務の概要

軽自動車税の賦課事務は、「軽自動車税申告書（報告書)」等を入手し、これを電算入力して管理している。毎年 4 月 1 日現在の電算入力データに基づき出力された「軽自動車税納税通知書」を納税義務者に 5 月上旬から中旬の日付で送付している。

原動機付自転車（排気量 125cc 以下の二輪）については、納税義務者から「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」、「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」を入手する。

また、軽自動車（排気量 660cc 以下の三･四輪）については軽自動車検査協会、排気量 125cc 超の二輪については千葉運輸支局野田自動車検査登録事務所より、両者とも財団法人関東陸運振興財団を経由の上、「軽自動車税申告書（報告書)」等を入手している。

⑪　納税義務者の捕捉について

原動機付自転車について、「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」は標識（ナンバープレート）交付申請を兼ねており、道路交通法上標識がないと車両は公道を走行できないため、課税客体（課税対象車両）は事実上網羅的に捕捉されることとなる。

軽自動車等の車両登録及び標識の交付は、公的な機関である軽自動車検査協会及び千葉運輸支局野田自動車検査登録事務所が実施しており、柏市における課税客体の電

算入力も、当該車両登録の情報を基礎としているため、課税客体は網羅的に捕捉される仕組みとなっている。

⑫　非課税について

軽自動車税の非課税については、地方税法第 443 条、柏市税条例第 81 条、第 81 条の 2 に規定が定められており、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人が公用又は公共の用に供するもの、また、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課することができないとされている。

⑬　減免について

軽自動車税の減免については、地方税法第 454 条、柏市税条例第 82 条、第 90 条及び第 91 条に規定が定められており、商品であって使用しないものに対しては免除され、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等、身体障害者等が所有する軽自動車等、及びその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等については減免される。

（２）監査の結果と意見

① 軽自動車税賦課業務に係る組織体制について

軽自動車税の賦課業務について、2 名の担当者が配置されており、毎年 2 月から 3 月の納税通知書の準備期間、4 月から 7 月の納税通知書送付の時期に繁忙期となる傾向にある。

平成 21 年 4 月にベテラン担当者 2 名が同時に異動となり、それ以降は新任担当者 2 名で業務を遂行しているとのことであった。

軽自動車税賦課業務に係る軽自動車税担当各年度月別残業時間の推移は以下のとおりであった。

（前任者異動前の状況）

平成18年度	18 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	96.5	**19**	**15.5**	**1.5**	3	0
10 月	11 月	12 月	19 年 1 月	2 月	3 月	合計
5	35.5	45.5	5	3	75	304.5

平成19年度	19 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	54.5	**29**	**41**	**5.5**	0	3
10 月	11 月	12 月	20 年 1 月	2 月	3 月	合計
3.5	1.5	1.5	3	19.5	64	226

平成20年度	20 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	86.5	**89**	**109.5**	**57**	6	12.5
10 月	11 月	12 月	21 年 1 月	2 月	3 月	合計
0	7	2	17	75.5	150.5	612.5

（市資料より）

(注) 平成 20 年度については税源移譲により増加した市県民税当初課税事務の応援を時間外で実施したため，他の年度同時期に比較して時間外が多くなった。

（前任者異動後の状況）

平成21年度	21 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
	96.5	**157**	**59.5**	**34**	6

（市資料より）

【意見】

上表の残業時間の推移データからも明らかなように、当該業務は税法に関する知識やノウハウが要求される業務であることから、繁忙期に機械的に人事異動を行なうことにより、極端に業務の効率が落ちることとなる。人事異動が行なわれる 4 月以降、繁忙期が終了する 6 月から 7 月にかけては、兼務形式等の異動方法により、効率的かつ効果的に業務を継続できる工夫が望まれる。

② 業務マニュアルの整備について

市の担当者に質問した結果、軽自動車税の賦課業務に関するマニュアル等は整備されておらず、人事異動による作業担当者の交代に際しては担当者同士の口頭による引継ぎが行なわれているのみであるとの回答を得た。

【意見】

業務マニュアルを整備し、担当者レベルでの作業を均質化し、高い水準で効率的に業務を実施できるように工夫することが望まれる。

③ 納税通知書の発送作業について

軽自動車税の納税通知書について、外部委託業者に出力･封入･封緘作業を委託しており、外部委託先から届けられた最終封緘物について、市職員による検証作業は実施せずに対象者に発送している。

市としては、4 月 1 日時点での廃車等により課税対象外となった場合や、宛先変更等が判明している対象者分については、発送前に抜き取り作業を行っており、これにより発送すべき納税通知書の実在性及び正確性を検証作業している。また、納税通知書のデータを集計した「軽自動車税住所コード別集計表」に記載された課税対象件数と「軽自動車税調定内訳書」の調定台数の合致を確認しており、納税通知書の網羅性についても問題ないと判断しているとのことであった。

なお、市のシステム上、軽自動車税の調定台数の総数を一覧できる仕組みはなく、上記「軽自動車税住所コード別集計表」及び「軽自動車税調定内訳書」は納税通知書の出力･封入･封緘作業を委託している同一の外部委託業者が出力したものを利用しているとのことであった。

【意見】

市で実施している通常発送分以外の抜き取り検査のみでは、通常通り発送する封緘物に関する実在性及び正確性が担保されているかどうかについての市職員による検証作業としては不十分と考えられる。

また、同一の外部委託業者が作成した「軽自動車税住所コード別集計表」及び「軽自動車税調定内訳書」の記載内容の合致を確認していたとしても、外部委託業者から届けられた封緘物の網羅性が担保されているかどうかについての市職員による検証作業としては不十分と考えられる。

納税通知書の実在性及び網羅性並びにその記載内容の正確性を担保するためには、例えば外部委託先に市職員が赴き、納税通知書の出力･封入･封緘作業について立会検査等を実施し、市職員が作業するのと同等の品質が維持されているかどうかを確認するような工夫が望まれる。

④　軽自動車税の申告データ入手について

軽自動車及び排気量 125cc 超の二輪車について、現在、軽自動車検査協会又は千葉運輸支局野田自動車検査登録事務所から入手する紙媒体の軽自動車税申告書（報告書）のうち、課税に必要な情報を市の担当者が電算システム（基幹系システム）に入力している。

【意見】

市で入力するデータと、軽自動車検査協会又は千葉運輸支局野田自動車検査登録事務所が管理資料として電算入力の上保有している車台等に関するデータには重複するものがあるため、この情報を電磁的データで入手することでデータの共有を行い、市職員の入力作業の負担軽減や誤入力のリスクを低減することが望まれる。

なお、この点について市では、平成 21 年 9 月に千葉県町村会に対し、税務事務の効率性向上と行政コストの削減を勘案して、電磁的データによる軽自動車税申告書の提供を要望しているとのことであった。

⑤　標識（ナンバープレート）の管理について

標識の管理状況について市の担当者に質問した結果、標識は通し番号での交付をしているため、窓口における最終交付標識番号と保管庫にある先頭番号の繋がりの確認を行っているのみである。また、保管庫にある申告者に交付されるべき標識の管理簿等は作成されておらず、受払記録は残されていないとの回答を得た。定期的な保管枚数の確認も行なわれていないとのことであった。

【意見】

市役所窓口又は支所にて申告者に交付される標識は、道路運送車両法に基づく自動車登録番号標とは異なり、軽自動車税の申告済みを表すものであり、盗難や紛失等の事象が発生した場合には不正に利用される可能性が生じる。

このような事態を防止するため、標識について、窓口及び支所での連番及び保管枚数を正確に管理するために、受払簿を作成し、定期的に現物と受払簿の整合性を点検することが望まれる。

⑥　廃棄予定の標識の管理について

標識が保管されている保管庫内を視察したところ、廃棄処理業者に渡す予定で回収した廃棄予定の標識も保管されていた。しかし、回収した標識をそのままダンボール箱に収めているだけであり、パンチ等で廃棄処理をして再利用不可能にする処置は施されていなかった。

【意見】

配布予定の標識と一緒に保管されている廃棄予定の標識についても、通常の標識と同様、盗難や紛失等の事象が発生した場合には不正に利用される可能性が生じる。そのような事態を未然に防止すべく、回収した段階でパンチ等により廃棄処理を施しておくことが望まれる。

６．事業所税

（１）収入事務の概要

①　事業所税の内容

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるため、市内に所在する事業所等に対して、事業所床面積を課税標準とする資産割税額と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割額の合計額をもって課税額とする税金である。

	資産割	従業者割
課税客体	事業所等において法人又は個人の行なう事業	
納税義務者	事業所等において事業を行なう者	
課税標準算定期間	法人については事業年度 個人については 1 月 1 日～12 月 31 日	
課税標準	事業所床面積	従業者給与総額
税率	1 ㎡につき 600 円	100 分の 0.25
免税点	柏市内の事業所床面積 1,000 ㎡以下	柏市内の従業者総数 100 人以下
(判定日)	課税標準の算定間の末日の現状	
徴収方法	申告納付	
納付期限	法人については事業年度終了日から 2 ヶ月以内 個人については翌年の 3 月 15 日まで	

（市資料より）

②　収入プロセス

収入プロセスは次のとおりである。
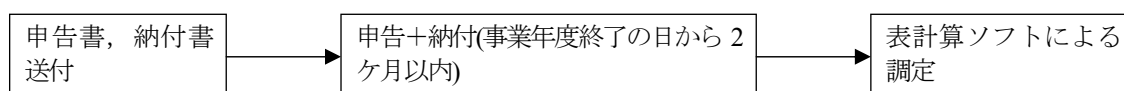
（市資料より）

③　調定額等の推移

（単位:千円）

区　分		平成 18 年度	19 年度	20 年度
事業所税	調定額	994,514	1,041,472	1,137,473
	収入額	984,529	1,035,565	1,133,064
	不納欠損額	3,935	2,133	−
	還付未済額	−	132	−
	収入未済額	6,048	3,905	4,409
	収納率	99.0%	99.4%	99.6%

（市資料より）

④　不納欠損額事由別推移

（単位：千円）

事　由	平成 18 年度	19 年度	20 年度
即消滅(現年)	－	－	－
即消滅(滞納繰越)	3,855	－	－
執行停止後 3 年の消滅	－	－	－
執行停止中の時効	－	2,133	－
5 年時効	80	－	－
その他	－	－	－
合計	3,935	2,133	－

（市資料より）

⑤　滞納繰越分の収入額と調定額に対する収納率推移

（単位：千円）

項　目	平成 18 年度	19 年度	20 年度
滞納繰越分	9,984	6,048	3,905
収入額	－	9	1,200
収納率(%)	0.0%	0.2%	30.7%

（市資料より）

⑥　収入未済額の滞納年数別件数と金額（平成 20 年度末現在）

年数	件数	金額(千円)
1 年以内	1	1,703
2 年以内	0	－
3 年以内	0	－
4 年以内	1	978
5 年以内	1	1,726
5 年超	0	－
合計	3	4,409

（市資料より）

⑦　収入未済額の滞納原因別集計（件数・金額）（平成 20 年度末現在）

滞納原因	件数	金額(千円)
事業不振	2	4,409
倒産	0	－
破産	0	－
事業休廃止	0	－
納税意識欠如	0	－
借入過多	0	－
死亡	0	－
所得減	0	－
行政・課税不満	0	－
その他	0	－
合計	2	4,409

（市資料より）

⑧　滞納繰越分のうち、執行停止分の事由別金額の推移

該当なし。

⑨　収入未済額の状況（平成 20 年度末現在）

状　況	件数	金額(千円)
分納中	2	4,409
差押中	0	－
財産調査中	0	－
その他	0	－
合計	2	4,409

（市資料より）

⑩　非課税について

事業所税の非課税については、地方税法第 701 条の 34 に規定されており、公共法人及び公益法人等について、これらの者が行なう事業全てを非課税とする場合と、それぞれの用途に着目して非課税とする場合とがある。

⑪　減免について

事業所税の減免については地方税法第 701 条の 57 及び柏市税条例第 144 条に規定されており、災害により事業用家屋が著しく損害を受けた場合、及び公益上その他特別の事由がある場合について減免措置を講じている。

（２）監査の結果と意見

①　減免の取扱いについて

（市長が認めた減免の取扱）

事業所税の減免については柏市税条例第 144 条に規定されているとおり、災害により事業用家屋が著しく損害を受けた場合、及び公益上その他特別の事由がある場合について減免措置を講じている。市では具体的には以下のとおり減免が発生している。

（単位:千円）

減免理由	倉庫業法第6条第1項に規定する倉庫業者が、その本来の事業の用に供する倉庫内で、柏市に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が30,000 ㎡未満であるもの	家具の製造又は販売の事業を専ら行なう者が製品又は商品の保管のために要する施設	その他市長が特に減免を必要と認める施設	タクシー事業の用に供する施設で事業を行なう者が市内に有するタクシー台数が250 台以下であるもの	ビルメンテナンス業	合計
平成 18 年度金額	16,817	581	2,599	1,033	72	21,103
平成 18 年度件数	14	4	3	2	1	24
平成 19 年度金額	12,675	581	2,599	856	99	16,811
平成 19 年度件数	14	4	3	2	2	25
平成 20 年度金額	19,756	1,822	2,404	989	0	24,971
平成 20 年度件数	16	6	3	2	0	27

（市資料より）

上表の減免措置について市の担当者に確認したところ、柏市事務決裁規程第 17 条に基づき部長の決裁が行なわれているとのことであった。

「その他市長が特に減免を必要と認める施設」に該当する納税義務者への減免手続についても同様の方法により決裁が行なわれているが、既に決裁された当該施設について、具体的にどのような点で市長が特に減免を必要と認めたのかについて明確な文書はなく、以後同様の事例が発生した場合にこれに当てはめて減免措置を行なうことができる体制とはなっていなかった。

【意見】

決裁権限者の部長が異動等により変更となった場合においても、公平な減免措置を継続することができるよう、「その他市長が特に減免を必要と認める施設」に関する要件について、該当案件発生の都度類型化し、文書化しておくことが望まれる。

（現地調査）

市の担当者によれば、減免対象者については、新規の対象者の申請及び対象不動産の面積変更等減免内容変更の申請がある場合には現地調査を実施し、減免要件を充たしていることを確認しているが、それ以外に定期的な現地調査は実施していないとのことであった。

【意見】

減免内容の変更について適切に申告が行なわれない状況や、減免要件を充たさなくなった対象不動産の申告が適切に行なわれない状況の発生を防止する観点から、変更の申告があった場合のみならず、定期的な現地調査を実施することが望まれる。

② 非課税の取扱いについて

事業所税の非課税については、地方税法第 701 条の 34 に規定されており、公共法人及び公益法人等について、これらの者が行なう事業全てを非課税とする場合と、それぞれの用途に着目して非課税とされる場合とがある。

市の担当者によれば、非課税対象者については、新規の対象者の申請及び対象不動産の面積変更等非課税内容変更の申請がある場合には現地調査を実施し、非課税要件を充たしていることを確認しているが、それ以外に定期的な現地調査は実施していないとのことであった。

【意見】

非課税内容の変更について適切に申告が行なわれない状況や、非課税要件を充たさなくなった対象不動産の申告が適切に行なわれない状況の発生を防止する観点から、変更の申告があった場合のみならず、定期的な現地調査を実施することが望まれる。

③ 業務マニュアルの整備について

市の担当者に質問した結果、事業所税の賦課業務に関するマニュアル等は整備されておらず、人事異動による作業担当者の交代に際しては担当者同士の口頭による引継ぎが行なわれているのみであるとの回答を得た。

【意見】

業務マニュアルを整備し、担当者レベルでの作業を均質化し、高い水準で効率的に業務を実施できるように工夫することが望まれる。

④　事業所税の網羅的な捕捉について

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割額と従業者給与総額を課税標準とする従業者割額の合計により算出される。

市では、前者について、新設家屋に係る建築確認申請の市建築指導課への照会、資産税課が日々法務局から取収している表示登記申請副本や所有権移転通知の照会、また、市で購読している新聞や折り込み広告に記載されている大型商業施設･物流施設等の事業所進出に関する記事を基礎にインターネット情報等も利用し、課税客体の網羅性が確保されるよう努めている。

しかし、後者については、納税義務の有無の基準となる従業者数の正確性の確認は行なわれていない。

【意見】

課税客体の網羅性が十分に確保できるよう、従業者割額についても、例えば法人市民税申告書に記載されている柏市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者の人数を利用する等して、従業者数の正確性の検証を行なうことが望まれる。

７．特別土地保有税

（１）収入事務の概要

①　特別土地保有税の内容

特別土地保有税は、一定規模（5,000 ㎡）以上の土地の所有又は取得に対して課されるものである。ただし、平成 15 年 4 月 1 日以降は、税制改正により課税停止となったため新たな課税はないが、それ以前に徴収猶予の認定を受けているものについては、猶予期間満了時までに土地利用計画を達成できなかった場合に課税対象とされる。

納税義務者

区分	保有分(注)1.	取得分(注)2.
課税対象	1 月 1 日現在で、保有期間が 10 年以内の土地	(1) 7 月 1 日前 1 年以内に取得された土地 又は (2) 1 月 1 日前 1 年以内に取得された土地
納税義務者	土地の所有者	土地の取得者
課税標準	土地の取得価額（仲介手数料その他土地の取得のために要した費用を含む）又は平成 10 年度の税制改正により地価下落に対応した「修正取得価額」（地価公示価格の全国的変動率を用いて修正した額等）のうちいずれか低い額	
税率	100 分の 1.4	100 分の 3
税額の計算方法	(取得価額又は修正取得価額×税率)－固定資産税相当額	(取得価額又は修正取得価額×税率)－不動産取得税相当額
基準面積	1 月 1 日現在所有する土地の合計面積が市内で 5,000 ㎡以上	7 月 1 日又は 1 月 1 日前 1 年以内に取得した土地の合計面積が市内で 5,000 ㎡以上
納税の方法	申告納付	
納付期限	5 月 31 日	上記(1)の期間に基準面積以上の土地を取得した場合は 8 月 31 日 上記(2)の期間に基準面積以上の土地を取得した場合は 2 月末日

(注)1. 土地の所有に対して課税されるもの。
　　2. 土地の取得に対して課税されるもの。

（市資料より作成）

② 収入プロセス

収入プロセスは次のとおりである。
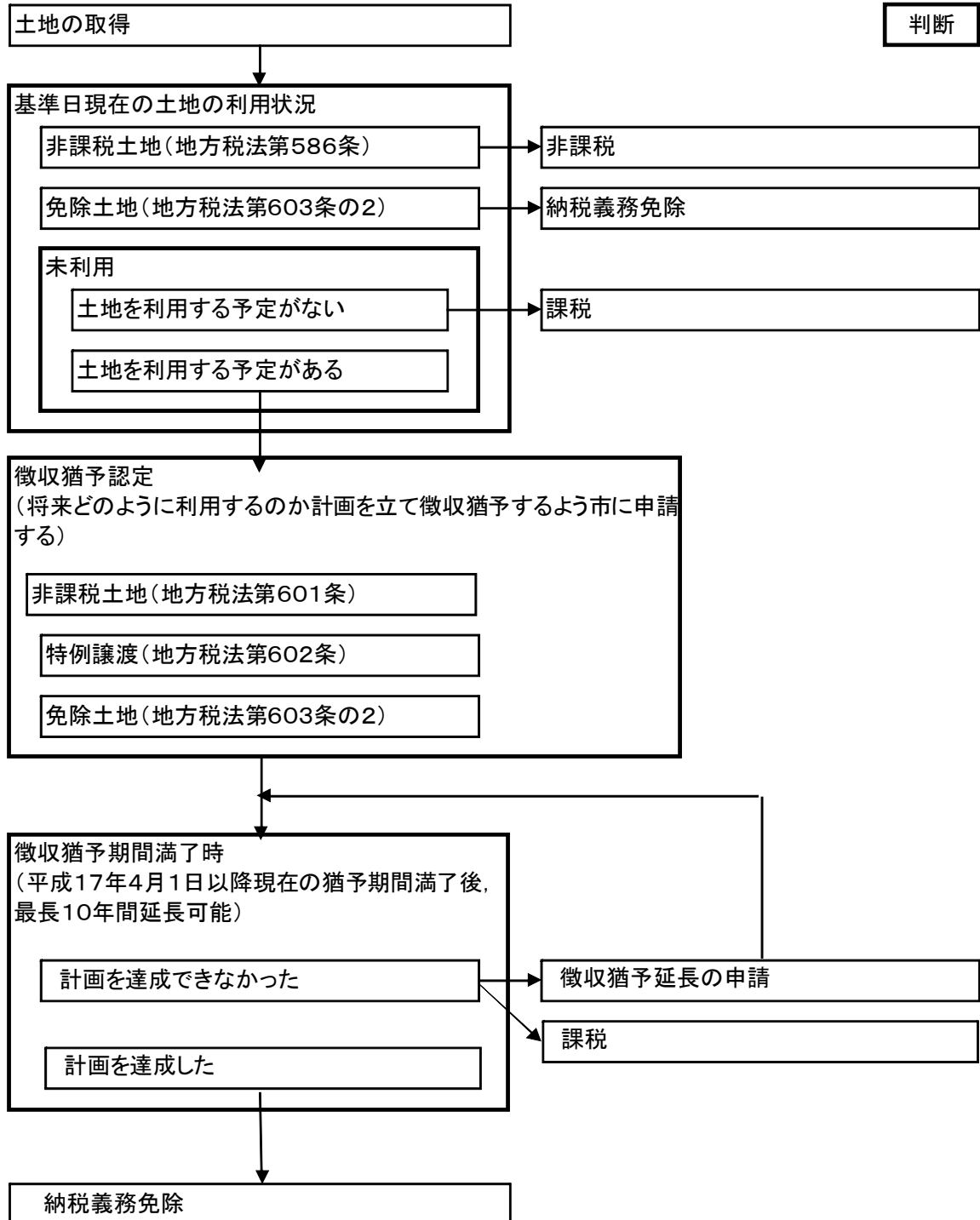
（市資料より）

③　調定額等の推移

（単位：千円）

項		平成18年度	19年度	20年度
特別土地保有税	調定額(注)	247,148	235,127	235,127
	収入額	－	－	－
	不納欠損額	13,862	－	－
	収入未済額	233,285	235,127	235,127
	収納率	0.0%	0.0%	0.0%

（市資料より）

(注)　納税義務者より特別土地保有税に係る非課税土地認定申請書の取り下げがあり調定を行ったもの。

④　滞納繰越分の収入額と調定額に対する収納率推移

（単位：千円）

項　　目	平成18年度	19年度	20年度
滞納繰越分	247,148	233,285	235,127
収入額	－	－	－
収納率(%)	0.0%	0.0%	0.0%

（市資料より）

⑤　収入未済額の滞納年数別件数と金額（平成20年度末現在）

年　　数	件数	金額(千円)
1年以内	0	－
2年以内	1	1,842
3年以内	0	－
4年以内	0	－
5年以内	0	－
5年超	1	233,285
合計	2	235,127

（市資料より）

⑥　収入未済額の滞納原因別集計（件数・金額）（平成20年度末現在）

滞納原因	件数	金額(千円)
事業不振	1	235,127
倒産	0	－
破産	0	－
事業休廃止	0	－
納税意識欠如	0	－
借入過多	0	－
死亡	0	－
所得減	0	－
行政・課税不満	0	－
その他	0	－
合計	1	235,12

（市資料より）

⑦　滞納繰越分のうち、執行停止分の事由別金額の推移

（単位:千円）

事　　由	平成 18 年度	19 年度	20 年度
財産なし	13,862	－	－
生活困窮	－	－	－
所在･財産不明	－	－	－
合計	13,862	－	－

（市資料より）

⑧　収入未済額の状況（平成 20 年度末現在）

状　　況	件数	金額（千円）
分納中	0	－
差押中	1	235,127
財産調査中	0	－
その他	0	－
合計	1	235,127

（市資料より）

⑨　不納欠損額事由別推移

（単位:千円）

事　　由	平成 18 年度	19 年度	20 年度
即消滅（現年）	－	－	－
即消滅（滞納繰越）	13,862	－	－
執行停止後 3 年の消滅	－	－	－
執行停止中の時効	－	－	－
5 年時効	－	－	－
その他	－	－	－
合計	13,862	－	－

（市資料より）

⑩　非課税について

特別土地保有税の非課税については、地方税法第 586 条、第 587 条に規定されており、国又は地方公共団体が取得又は所有する土地（人的非課税）、所有している目的及び用途に着目して、それが農林経営規模拡大・工場の地方分散・環境の保全整備・住宅の建設等、国の施策等に適合する土地（用途非課税）、相続、法人の合併、分割等の場合（形式的所有権の移転）、固定資産税において非課税とされる土地、不動産取得税において非課税とされる土地については課税されないものとされている。

⑪　減免について

特別土地保有税の免除については、地方税法第 603 条の 2 に規定されており、一定の基準に適合した建物又は特定施設の用に供する土地を、柏市の土地利用基本計画、都市計画等の土地利用に関する計画に照らし、その地域における計画的な土地利用に適合することについて、市長が認定したものについては、納税義務が免除されるとされている。

また、特別土地保有税の減免については、地方税法第 605 条の 2、柏市税条例第 132 条の 2 に規定されており、公益のために直接専用する土地、市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地、及び特別の事由がある土地について、市長が認定したものについては減免することができるとされている。

⑫　徴収猶予について

特別土地保有税の徴収猶予については、地方税法第 601 条、第 602 条及び第 603 条の 2 に規定されており、納税義務が免除される土地は、その土地が現実に非課税用途等に供されていなければならないが、一定の非課税用途に供しようとする土地、優良宅地又は優良新築住宅の敷地の譲渡をしようとする土地、又は国、地方公共団体等へ譲渡しようとする土地、及び恒久的な建物等の用に供しようとする土地等については、申請により、原則として 2 年間その土地にかかる特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に必要条件を満たした場合には、その納税義務が免除されるとされている。

なお、徴収猶予の期間内に非課税用途等に供されたことにつき、市長の確認を受けた場合は、徴収猶予にかかる特別土地保有税は免除される。

また、徴収猶予を受けていた土地を他に転売し、又は用途を変更したこと等が明らかになった場合には徴収猶予が取り消され、徴収猶予にかかる特別土地保有税及び徴収猶予期間中の延滞金を直ちに納める必要がある。

（2）監査の結果と意見

① 徴収猶予対象不動産の現地確認について

徴収猶予の対象となる不動産の状況の確認方法について質問した結果、市では毎年定期的に航空写真の確認を実施し、状況のモニタリングを実施しているが、写真で確認する方が現地で確認するよりも全体を見渡せるというメリットがあるため、現地に赴いての対象不動産の現状の確認や、関連書類等の閲覧等を実施し、猶予の理由と現状が合致しているかどうかを確かめる作業までは行っていないとの回答を得た。

【意見】

航空写真の確認だけでなく、実際に現地調査に行き、対象不動産の現状の確認や、関連書類等の閲覧等を実施し、猶予の理由と現状が合致しているかどうかを確かめることは、徴収に漏れがないかどうかを確かめる上でより望ましいと考える。

② 差押案件に関するモニタリングについて

長期間にわたり差押中の収入未済額 235,127 千円について、市の担当者に状況を確認したところ、収納課でモニタリングしているため、資産税課では把握していないとのことであった。

【意見】

確かに差押案件の管理は収納課が実施している。しかしながら、収納課では、時点ごとの全体的な差押状況を確認する作業は行なわれておらず、特に不動産の差押は長期化しているものもあり、収納課担当者のみによる状況把握では管理が不十分な場合がある。

本件も例外ではなく、差押中のまま長期間経過していることが明らかであり、このような場合には、資産税課でも収納課との連携を取り、換価処分の促進化を図るよう協力体制を構築することが望まれる。

８．市税収納

（１）収納の概要

①　収納課の体制

収納課の体制は以下のとおりとなっている。

平成 20 年 4 月 1 日現在

財政部	収納課	担当	業務内容
		税制担当	課の庶務に関すること 納税組合に関すること 固定資産評価審査委員会事務局 税務の総合調整・調査研究に関すること 納税啓発に関すること
		収納担当	市税収納消込、還付処理 口座振替 督促状発送 県民税払込
		整理第一担当	地区別滞納整理（50 万円以上の案件、遠隔地案件） 催告、納税相談、分納管理、財産調査、滞納処分（差押・執行停止）、督促・催告不着処理 内部管理 時効処理、滞納管理システムの管理、電算一斉催告、公売、交付要求
		整理第二担当	地区別滞納整理（50 万円未満の案件） 催告、納税相談、分納管理、財産調査、滞納処分（差押・執行停止）、催告不着処理

（市資料より）

② 市税収納の流れ
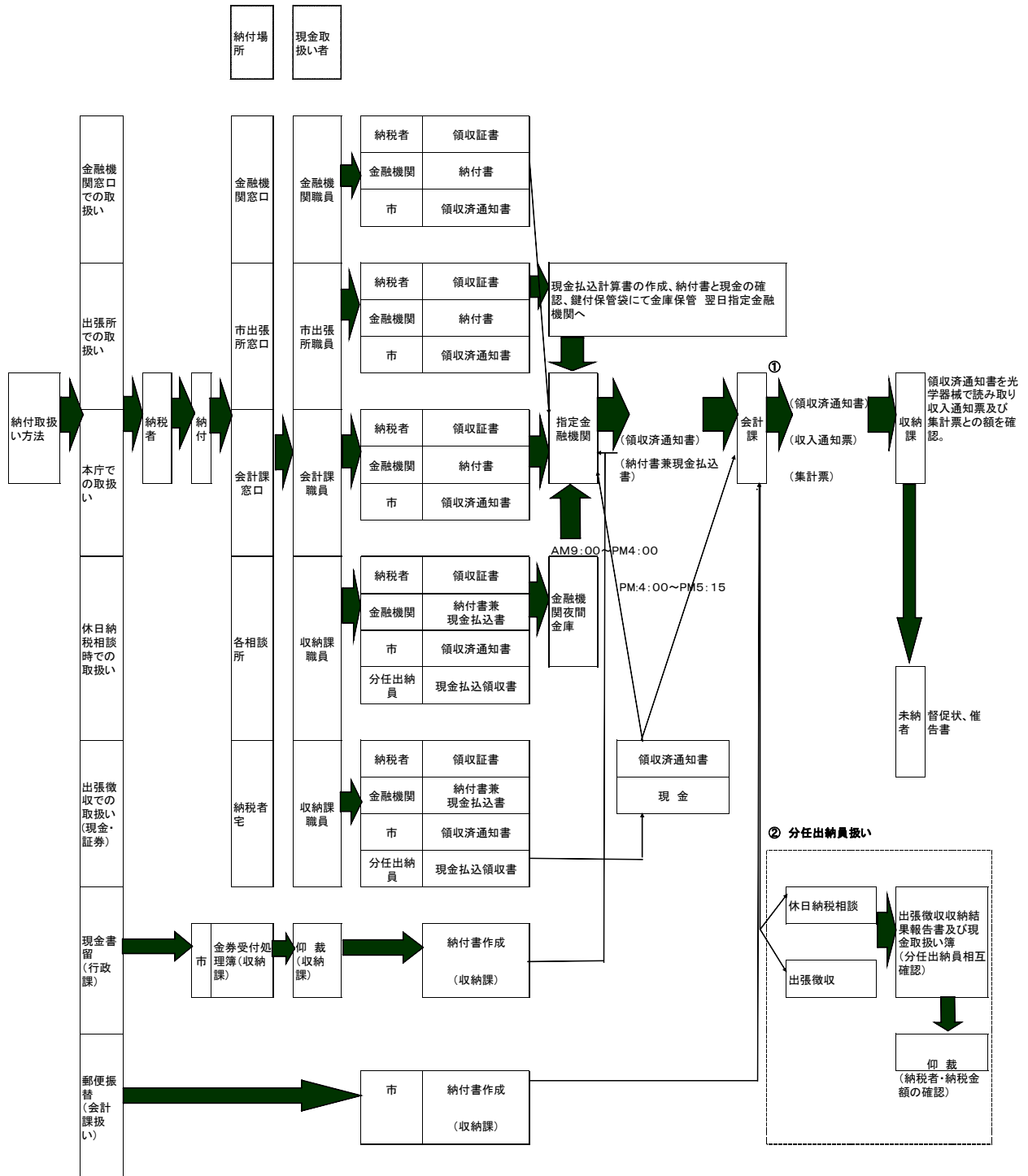
（市資料より）

③　税目別収入未済額滞納年数別内訳（平成 20 年度末現在）

（単位:千円）

税目	市民税		固定資産税		都市計画税	
年数	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1 年以内	10,500	694,807	4,775	438,861	4,775	102,753
2 年以内	6,891	468,995	2,809	269,227	2,809	66,002
3 年以内	5,126	276,157	2,141	231,943	2,141	57,454
4 年以内	3,961	191,901	1,804	192,326	1,804	47,732
5 年以内	3,252	174,821	1,473	164,385	1,473	40,754
5 年超	2,560	752,936	1,243	753,903	1,243	186,036
合計	32,290	2,559,619	14,245	2,050,647	14,245	500,733

税目	軽自動車税		特別土地保有税		事業所税	
年数	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
1 年以内	2,604	11,298	0	－	1	1,703
2 年以内	2,014	7,977	1	1,842	0	－
3 年以内	1,743	6,472	0	－	0	－
4 年以内	1,443	5,437	0	－	1	978
5 年以内	1,192	4,409	0	－	1	1,726
5 年超	361	3,828	1	233,285	0	－
合計	9,357	39,424	2	235,127	3	4,409

（市資料より）

(注)　市たばこ税については、収入未済が無いため、記載していない。

④　収入未済額の滞納原因別集計（平成 20 年度末現在）

滞納原因	件数	金額(千円)
事業不振	228	749,291
倒産	26	35,444
破産	110	285,223
事業休廃止	19	29,200
納税意識欠如	1,094	1,076,295
借入過多	249	293,183
死亡	86	258,488
所得減	459	854,686
行政･課税不満	22	18,970
その他	116	151,959
合計	2,409	3,752,744

（市資料より）

(注)　市税全体で 50 万円以上の滞納者を抽出

⑤　滞納整理の流れ
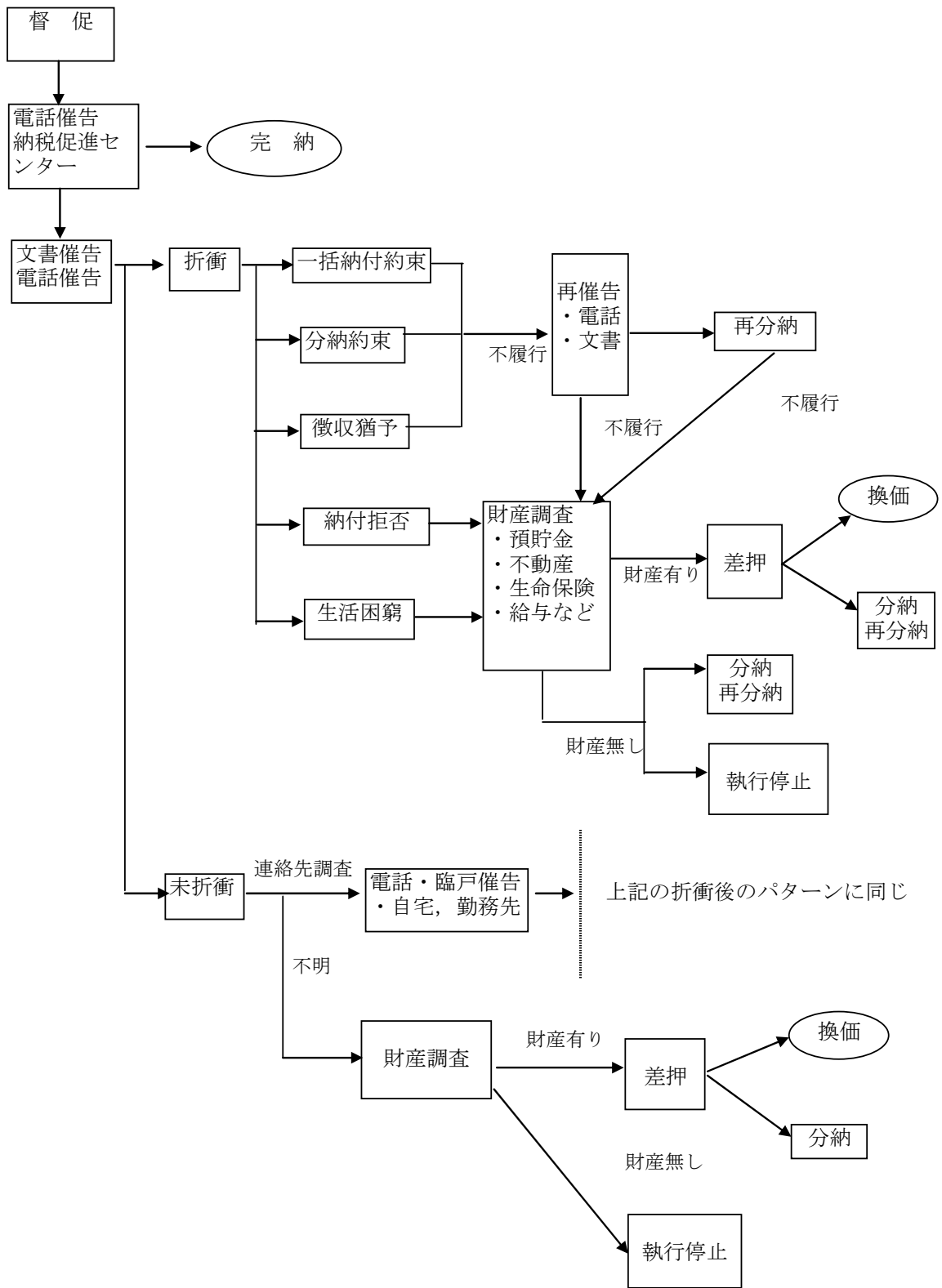
（市資料より）

⑥　不納欠損

地方税は、地方税法の規定によって不納欠損となる。不納欠損は大きく分けて執行停止と時効によるものがある。

執行停止

地方税法第15条の7第1項

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

第1号　滞納処分をすることができる財産がないとき

第2号　滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき

第3号　その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

同条第4項

第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年継続したときは、消滅する。

同条第5項

第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

折衝
個人
分納不履行
生活困窮
納付拒否
・財産調査
・国、県税の滞納整理状況調査
・債権残高調査
・臨戸調査　等
財産なし
執行停止(3年)
生活保護受給者
相続人不明
死亡者
・住民票
・戸籍謄本
・相続放棄の有無
等
執行停止(即時)
法人
分納不履行
事業不振
・財産調査
・国、県税、他市の滞納整理状況調査
・債権残高調査
・臨戸調査　等
財産なし
執行停止(3年)
解散廃業確認
解散、廃業
・法人登記簿
・官報調査
・破産管財人への確認
・国、県税、他市の滞納整理状況調査
・臨戸調査　等
執行停止(即時)
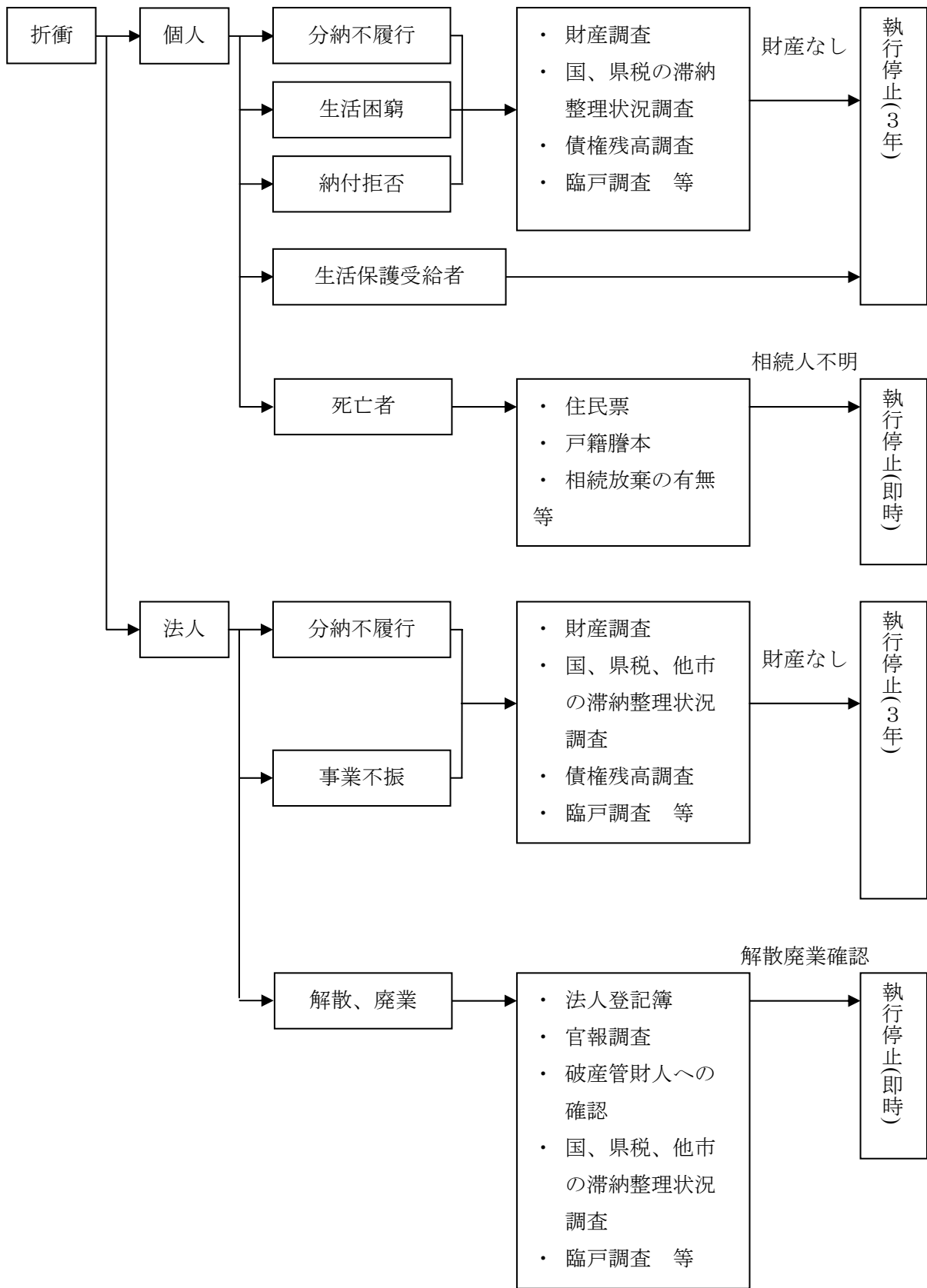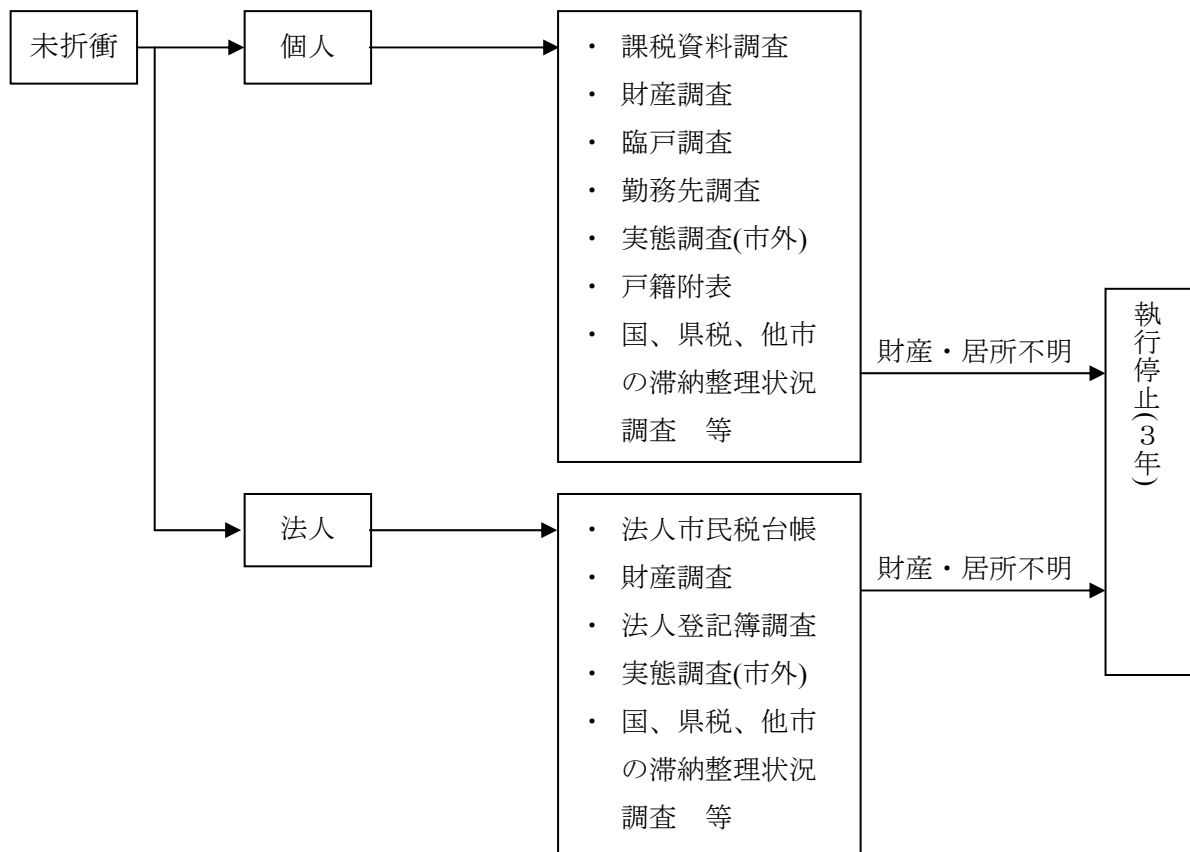
（市資料より）

（市資料より）

時効

地方税法第 18 条

地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する。

地方税法第 18 条の 2

地方税法の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間の経過した時から更に進行する。

第 1 号　納付又は納入に関する告知　その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間

第 2 号　督促　督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日

第 3 号　交付要求　その交付要求がされている期間
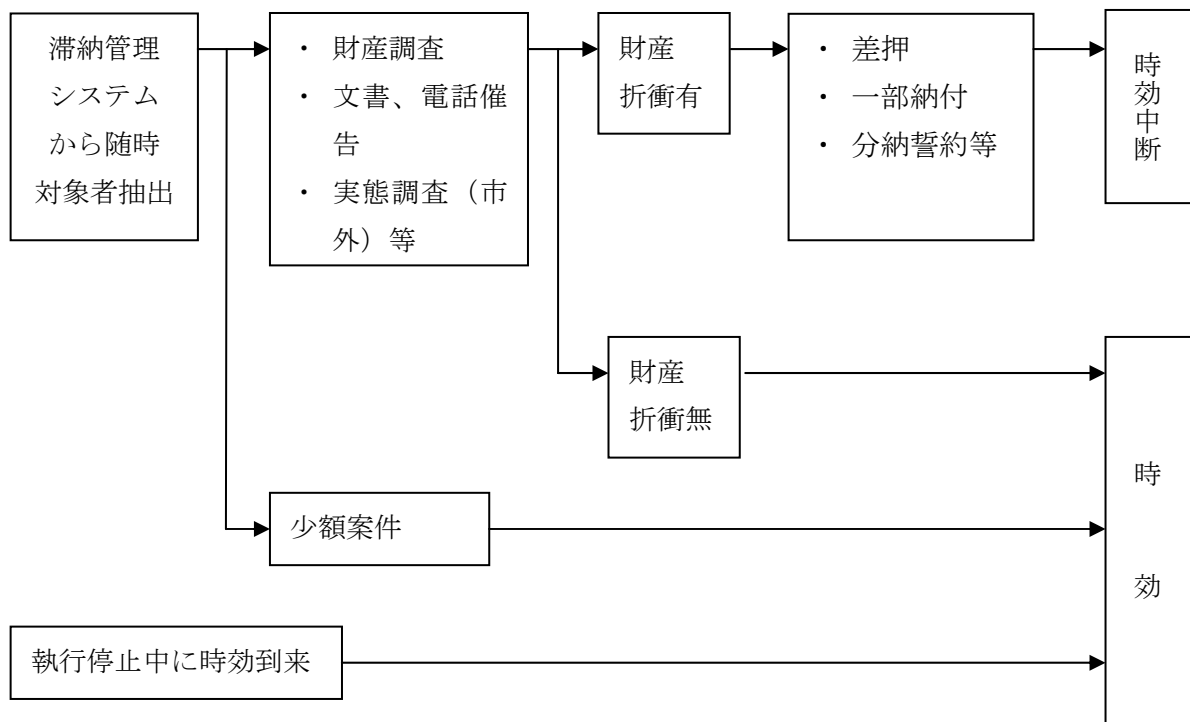
（市資料より）

平成20年度の不納欠損内訳

（単位:千円）

内訳＼該当法令		地方税法第18条(5年時効)	地方税法第15条の7 第4項(執行停止後3年経過)	地方税法第15条の7 第5項(執行停止即時消滅)	合計
個人市民税	現年分	—	—	349	349
	過年度分	79,290	50,118	30,816	160,225
法人市民税	現年分	—	—	173	173
	過年度分	—	817	8,198	9,016
固定資産税都市計画税	現年分	—	—	2,221	2,221
	過年度分	27,799	48,742	20,518	97,060
軽自動車税	現年分	—	—	49	49
	過年度分	2,991	1,415	230	4,637
特別土地保有税	現年分	—	—	—	—
	過年度分	—	—	—	—
事業所税	現年分	—	—	—	—
	過年度分	—	—	—	—
一般市税合計	現年分	—	—	2,794	2,794
	過年度分	110,081	101,094	59,763	270,939
	合計	110,081	101,094	62,558	273,734
国民健康保険税	現年分	—	—	—	—
	過年度分	17,674	20,831	1,163	39,669
合計	現年分	—	—	2,794	2,794
	過年度分	127,756	121,925	60,926	310,608
	合計	127,756	121,925	63,721	313,403

（市資料より）

不納欠損額事由別推移

（単位：千円）

事　由	平成 18 年度	19 年度	20 年度
即消滅（現年）	735	52,036	2,794
即消滅（滞納繰越）	48,065	57,811	60,926
執行停止後 3 年の消滅	99,926	272,215	121,925
執行停止中の時効	51,887	31,710	27,435
5 年時効	109,570	134,141	100,320
合　計	310,185	547,914	313,403

（市資料より）

⑦　回収促進策及び滞納防止策

ア．回収促進策

・差押処分の徹底

滞納が累積している事案については、不動産のみならず預金・生命保険等の財産調査を速やかに実施し、債権の保全、税収確保に努めている。

・延滞金徴収の徹底

延滞金の徴収は、公平性の確保や納期内納付の促進のため必要不可欠な要素であり、結果として収納率の向上にもつながるため、安易に減免することなく取組んでいる。

・吏員の数値目標の設定と進行管理

吏員の漠然とした滞納整理を防止し、効率的な滞納整理の実現のため、個々の数値目標の設定と管理職による進行管理を実施している。

催告書発送件数　　月 100 件

差押件数　　　　　年 80 件

・千葉県滞納整理機構との協働

困難案件の滞納税の徴収と市職員の徴収能力の向上を図るため、平成 19 年度に発足した千葉県滞納整理機構と協力して徴収を実施している。

実施期間　　9 月～11 月

人員　　　　県職員 2 名　　市職員 2 名

・滞納繰越分のコンビニエンスストアでの納付

平成 20 年 6 月より、主要な税目について滞納繰越分のコンビニエンスストアでの納付を開始し、納付機会の拡大を図っている。

イ．滞納防止策

・納税促進センターの設置

現年課税分の市税収入の確保と累積滞納の未然防止を目的に、民間のコールセンターが持つ催告に関するノウハウを活用した「柏市納税促進センター」を平成19年8月に開設している。

・現年課税滞納者への一斉催告の強化

現年課税分の滞納者に対しての一斉催告については、従来年1回の実施だったが、平成20年度より年2回実施している。

（2）監査の結果と意見

① 督促について

納税者が納期までに完納していない場合は、督促状の送付を行なうこととなる。市は納期限後 25 日程度で督促状の発送を行っており、これは地方税法第 329 条において定められている納期限後 20 日以内の督促状の発送よりも遅い発送となっている。

発送が遅れる主な要因として、作成した督促状の抜取り作業に時間を要することが挙げられている。これは、納期限において納付が確認できない納税者すべてに督促状を発送してしまうと、督促状の到着前に納付が完了した納税者からのクレームが多く、この対応に多大な時間を費やすため、発送直前まで抜取り作業を行なうことにより、できるだけクレームを減らそうとするためである。実際、上記の他に、納期限の概ね 10 日後のデータを基に督促状の作成を行っている。また、督促状には納付済の場合や納付約束した場合にも配慮した文書を記載しているにもかかわらず、督促状の行き違いのクレームは発生しているとの回答を得た。

【改善策】

督促状の発送期限は、納期限後 20 日以内なので抜取りの作業期間を短縮する等、法令に違反しないように発送すべきである。また、どうしても 20 日以内での発送が困難な場合においては、地方税法第 329 条第 3 項に規定されている、「特別の事情がある場合の期間の変更」の適用を検討すべきである。

【意見】

遠隔地での金融機関を利用した場合、処理の遅れにより、多少納付が遅れてしまうことがあり得る。しかし、現在においても納期限の概ね 10 日後のデータにより督促状を作成しているため、実際に納税者が納付をしていたとしても、納期に間に合っていないということもある。そのような中でクレームをつける納税者に対しては、滞納に対しての行政コストがかかっていることを認識してもらう必要がある。また、粘り強くクレーム対応することにより、税に対する理解が深まりクレーム件数が減少することも期待される。

② 催告・折衝について

（折衝方針の整備）

督促後、納付が未了の場合には、担当者が文書や電話にて催告を実施し、必要に応じ折衝を行なう。催告や折衝は相手に合わせて臨機応変に対応する必要があるため、折衝方法や手続についてのマニュアルは作成していない。

【意見】

収納の効率化の観点から、担当者のスキルや性格により異なる対応がなされるべき

ではない。そのような状況にならないよう、現在のところは、担当者の対応状況を上長がモニタリングする等対応しているが、一定の判断の指針や規定が無いと、担当者が交代した際に実施されなくなるといったリスクがある。一定の判断の基準指針となるマニュアルを整備することが望まれる。また、部署内で担当者間のミーティングを実施し、情報の共有化、対応の一元化により業務の効率化を図ることが望まれる。

（臨戸による折衝）

催告がなされた後、納税者と今後の納付についての折衝が行なわれる。折衝は基本的に市窓口で実施され、原則、臨戸による折衝は行なわれていない。以前は市においても臨戸を実施していたが、実態としては集金のための訪問となってしまい、臨戸にかかるコストに見合うだけの効果が得られなかったために、現在、臨戸は原則として実施されていない。

【意見】

臨戸には 1）滞納者へ納税を促す 2）差押のための財産の調査　といった目的がある。積極的に窓口に来て折衝する納税者は、納税する意識は高いと思われるが、中には制度批判や納税意識の低さより、窓口にさえ来ない納税者がいることも否めない。そのような納税者に対して臨戸を行なうことは、滞納への牽制効果が期待できると思われる。また、後述する動産を中心とした差押を効率良く実施するため、2）の財産調査という目的をもって臨戸に望むと、より 1）の効果が上がると思われる。すべての滞納者について臨戸を実施することは困難だが、高額滞納者や長期滞納者について、臨戸の実施を検討することが望まれる。

③　分納について

滞納者との折衝の結果、即時完納が困難な場合に分納による納付約束を行っている。

地方税法上、納税者が一時に納付することが困難な場合、徴収猶予の制度があり、これは地方税法第 15 条において次の場合に認められている。

- 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき
- 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- その事業につき著しい損失を受けたとき
- 上記の一に該当する事実に類する事実があったとき

また、猶予の期間は最長で 2 年までであり、猶予する額が 50 万円を超える場合には担保が必要となる。

市では、上記の他に分納による納付を認めている。分納は地方税法や条例により定められた制度ではなく、生活困窮等により一括での納付が困難だが徴収猶予の要件に

あてはまらないような場合、実務上必要に応じて実施しているものである。しかし、この運用には以下のような問題がある。

（ルールの明確化）

分納の適用については、1 年を超える案件については課長の決裁、それ以外は担当者の判断により行っているが、これらのルールは明文化されていない。また、分納は徴収猶予とは異なるため、2 年を超えた納税計画や担保を設定しない分納も行なわれている。

【意見】

分納の適用について自由裁量の幅が広い場合には、担当者により異なる対応がなされるおそれがある。一定のルールを設け、明確な判断基準や承認権限を明確にした上で行なう必要があると考える。

（分納誓約書の入手）

分納を行なう際には、分納誓約書を入手する場合がある。分納誓約書には、分納理由や未納税額、納税計画を記入する欄が設けられているが、この様式は規則上定められているものではなく、金額が確定していないような場合には入手していないこともある。

【意見】

分納誓約書を入手しない場合には、口頭だけでの約束となるため、後日トラブルの要因となるおそれがあるだけでなく、分納理由があいまいなまま不正に分納を認めてしまうことも可能となる。また、分納誓約書を交わすことは、債務の承認として時効の中断要件にもなるため、規則上で様式を定め、入手を徹底する必要があると考える。

（分納の意義）

【意見】

先述のとおり、分納は制度として確立していないものである。しかし現実として納税者に一括で納付できる能力が無い場合があり、徴収猶予の適用ができなければ、徴収できないリスクや滞納整理に係るコストが増加するおそれがある。そのような中、分納による納付を認めることは、滞納整理のコストを削減させ、納付を確実にするために有効な手段と思われる。しかし、本来であれば徴収猶予として処理すべきものまで安易に分納を認めるべきではない。

現在は、分納について明確なルールが確立されておらず、徴収猶予と分納の区分があいまいになっているが、これらを厳格に区分し、ルールに基づいた運用を行なうことが望まれる。

④　差押について

滞納者に対して折衝の結果、納付がなされないような場合、財産の差押を行なうことがある。差押対象は、預貯金、不動産、生命保険、給与等があり、その後も納付されない場合には換価し、滞納している税や延滞金に充当する。

（差押状況の把握）

差押を行った場合、滞納管理システムに入力することにより、差押の状況が確認可能となる。この情報は担当者ごとに随時更新されているが、時点ごとの差押状況を確認する作業は行なわれていない。特に不動産の差押は長期化しているものもあり、担当者だけによる状況把握では不十分な場合がある。

【意見】

差押状況を定期的に把握することは、今後の滞納整理の方針を明確することに役立ち、効率的な滞納整理が可能になる。特に不動産の差押は、他の債権者の抵当権が先順位で付されているものが多く、実質的な差押の効力が乏しく長期化しているものがあるため、差押の滞留状況を定期的にモニタリングし、今後の方針を検討することが望まれる。

（差押の効果）

差押は、差押えた物件を換価することで、滞納している税金や延滞金に充当することができる。市における平成 20 年度の差押、換価充当実績は次のとおりとなっている。

（単位:千円）

種別	差押件数	充当件数	充当税額	充当延滞金額
不動産	766 件	0 件	－	－
預貯金	50 件	39 件	16,612	3,130
給与	10 件	34 件	5,296	441
国税還付金	9 件	7 件	852	235
生命保険	104 件	25 件	2,350	1,092
合計	939 件	105 件	25,111	4,900

（市資料より）

(注)　給与の差押については、1 度の差押で滞納金額に満たされるまで充当するため、充当件数が差押件数よりも多くなっている。

差押は、差押物件を換価し税額等に充当する他、差押えることにより納税を促すことや、時効が中断するといった効力がある。

不動産については、他の債権者の抵当権が先順位で付されているものが多く、換価したとしても税や延滞金に充当できる見込みが低いため、近年において不動産を換価した実績はない。そのため、換価までにいたらず長い期間差押えられたままとなっているものも多い。また市では、近年換価性の高い預貯金や給与、生命保険等に比重を

おいている。

【意見】

差押は、換価することが可能なものを差押えることにより、納税を促す効果が強まり、差押の効果が高まることとなる。不動産に比べ、より換価性が高いものとして動産の差押が考えられるが、現在市では以下の理由により動産の差押は行っていない。

- ・動産の差押には特別な調査が必要であり、市においては調査を行なうノウハウがない。
- ・動産を差押えたとしても、それを換価するための態勢整備がされていない。

しかし、預貯金や生命保険等の差押にも限度がある。新たな滞納整理の手段として、動産の差押を検討することが望まれる。そのためには、県との協力体制の構築とインターネットを活用した公売の利用が有効と考える。

市は個人市民税の徴収と県民税の徴収を行なう義務を負っているため、県にとっても市の徴収率のアップは関心が高いものと思われる。また、県は動産の差押を以前から実施しており協力して行なうことにより、市にノウハウが蓄積されることが期待できる。

インターネット公売については、今では他の自治体でも活用しているところがあり、ある程度の効果が期待できる。また、近隣市町村と協力しての実施もコスト面での負担が低減される効果が見込まれる。

動産の差押には特殊なノウハウが必要であり、換価したとしても、コストを超える回収ができない場合もあり得る。しかし動産を差押えることは、自主的な納付を促す効果もあると考えられるので、短期的な費用対効果ではなく、長期的な視点での費用対効果を検討することが望まれる。

⑤　収納率について

過去3年間における、税目ごとの収納率は以下のとおりとなっている。

（単位:千円）

区　分		平成18年度	19年度	20年度
個人市民税	調定額	26,990,022	30,751,054	31,259,093
	収入額	24,301,087	28,004,627	28,625,588
	未収入額	2,688,935	2,746,427	2,633,505
	収納率	90.0%	91.1%	91.6%
法人市民税	調定額	4,854,346	5,077,344	4,547,956
	収入額	4,714,310	4,907,425	4,453,777
	未収入額	140,036	169,919	94,179
	収納率	97.1%	96.7%	97.9%
固定資産税	調定額	23,597,773	24,728,525	24,988,333
	収入額	21,055,589	22,471,848	22,858,469
	未収入額	2,542,184	2,256,677	2,129,864
	収納率	89.2%	90.9%	91.5%

区　分		平成18年度	19年度	20年度
都市計画税	調定額	5,080,366	5,377,266	5,422,387
	収入額	4,546,356	4,819,064	4,902,386
	未収入額	534,010	558,202	520,001
	収納率	89.5%	89.6%	90.4%
軽自動車税	調定額	284,666	309,291	321,798
	収入額	238,386	263,366	277,765
	未収入額	46,280	45,925	44,033
	収納率	83.7%	85.2%	86.3%
市たばこ税	調定額	2,147,455	2,147,496	2,117,837
	収入額	2,147,455	2,147,496	2,117,837
	未収入額	－	－	－
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	調定額	247,148	235,128	235,128
	収入額	－	－	－
	未収入額	247,148	235,128	235,128
	収納率	0.0%	0.0%	0.0%
事業所税	調定額	994,514	1,041,472	1,137,473
	収入額	984,529	1,035,565	1,133,064
	未収入額	9,985	5,907	4,409
	収納率	99.0%	99.4%	99.6%

（市資料より）

(注)　現年課税と滞納繰越を合計した金額である。

市において、収納率が低く 90%前後となっている税目は、個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税となっている。個人市民税は個人の所得金額に対する課税であり、1 件ごとの金額は法人に比し少額となるが、担税力は法人に比べ脆弱であるため、低くなると思われる。そのため、個人市民税は法人市民税と比べ大幅に収納率が低くなっている。また、固定資産税、都市計画税、軽自動車税はそれぞれ資産の所有により課税されているが、資産を所有していることが必ずしも納税資金を有していることにつながらないため、収納率は低くなると思われる。全体的に収納率の低い、個人市民税と固定資産税が市税全体の 8 割を占めているため、全体の収納率はこれらの税目の影響を強く受けていることとなる。

一方、市税全体の現年課税分と滞納繰越分に分けた収納率は以下のとおりである。

（単位:千円）

区　分		平成18年度	19年度	20年度
現年課税分	調定額	58,421,515	63,755,881	64,555,747
	収入額	57,099,429	62,417,386	63,305,844
	未収入額	1,322,086	1,338,495	1,249,903
	収納率	97.7%	97.9%	98.1%
滞納繰越分	調定額	5,774,777	5,911,697	5,474,260
	収入額	888,285	1,232,008	1,063,045
	未収入額	4,886,492	4,679,689	4,411,215
	収納率	15.4%	20.8%	19.4%

区　分		平成18年度	19年度	20年度
合計	調定額	64,196,292	69,667,579	70,030,007
	収入額	57,987,714	63,649,395	64,368,890
	未収入額	6,208,578	6,018,184	5,661,117
	収納率	90.3%	91.4%	91.9%

（市資料より）

市税全体においては、現年課税分の収納率は 98%程度だが、滞納繰越分は 20%前後と格段に低くなる。特に生活困窮等による滞納の場合、過去の滞納が繰越されていることが多く、新たに現年課税分が加わるため、回収はより困難となる。そのため、市では、特に現年課税分の収納率の上昇に努め、ここ3年では少しずつ上昇している。その結果、全体での収納率も上昇させる結果となっている。

他の中核市と比較した場合については、以下のとおりである。

平成20年度の中核市の収納率（単位:%、カッコ内は順位）

順位	市町村名	全体	現年課税分	滞納繰越分
1	豊田市	96.6	99.0 (1)	19.6(24)
2	福山市	95.6	98.7 (2)	19.2(26)
3	長野市	95.3	98.5 (5)	23.2 (5)
4	大分市	95.3	98.7 (3)	22.2 (7)
5	相模原市	95.3	98.3 (8)	22.1 (8)
6	高槻市	95.1	98.4 (7)	21.0(16)
7	岡崎市	94.7	98.4 (6)	19.9(21)
8	倉敷市	94.4	98.5 (4)	17.0(33)
9	船橋市	94.3	98.0(19)	26.8 (2)
10	金沢市	94.2	98.2(10)	22.0 (9)
	途中省略～			
30	柏市	91.9	98.1(18)	19.4(25)
31	下関市	91.8	98.2(11)	21.8(11)
32	函館市	91.8	97.0(38)	16.2(35)
33	熊本市	91.7	97.2(36)	22.3 (6)
34	郡山市	91.4	97.8(23)	15.5(38)
35	奈良市	90.8	97.5(29)	19.2(27)
36	いわき市	90.5	97.3(34)	15.9(36)
37	旭川市	90.4	96.4(39)	20.9(18)
38	岐阜市	89.8	97.3(33)	16.4(34)
39	久留米市	88.1	97.2(35)	13.6(39)

（市資料より）

柏市は中核市の中では、39 市中 30 位と下位に位置している。他市町村との収納率の比較は、市町村により税目のバランスが異なり、また税収の内容や規模も異なるため、この結果が一概に市の収納状況の善し悪しとはならないが、上位 10 市とは 2 ポイント以上の開きがある。率では2ポイントだが、柏市の20年度の調定額で 2%上昇することは約14億円の税収につながることとなる。

【意見】

市町村の税収にはそれぞれの特徴があり収納率の高低は単純には比較はできない。例えば、税収の多くを担税力の高い大企業からの税収が占めている場合には収納率は相対的に高くなり、担税力の低い個人からの税収が多い市町村では収納率は低くなることがある。とはいえ、税負担の公平性の観点からは収納率はできるかぎり向上させる必要があり、市の財源にとっても有益である。労力やコストに限りがある中で、いかに効率よく収納率を改善できるか検討していく必要がある。

上表より、全体の収納率の順位はほとんど現年課税分の収納率の順位に大きく影響されていることがわかる。上位の市は、現年分の収納率が高いため、翌年に繰越される滞納繰越が少なくなり、これが全体の収納率を上昇させる要因となっていると思われる。現年課税分の収納率を上昇させて滞納繰越額を減少させるとともに、滞納繰越についてもできる限り短期間で回収する方策を検討することが有効と思われる。

ア．現年課税分の収納率向上について

現年課税分の収納率を上昇させるためには、納税者が自主的に納税する意識を高める必要がある。特に、「（1）収納の概要④収入未済額の滞納原因別集計」に記載のとおり、収入未済の滞納原因において納税意識の欠如といった原因が上位にあることからも、市民それぞれの納税意識を高めることが最も重要なポイントだと考える。

現在、市では特に現年課税分の収納率の向上のために以下の取組みを行っている。

・電話催告を実施する納税促進センターの設置
・コンビニエンスストアにおける納税
・収納担当者による個別の催告状の発送強化

これらの取組みは、納税機会の確保や納税意識の啓発の意味でも有効であると思われ、実際にこれらの活動によりここ数年の収納率は上昇してきている。今後も継続していくことが望まれる。また、これらの他に、マルチペイメントによる納税機会の確保や期限内納税を促すための納税者への積極的な PR 活動等も、費用対効果を考慮しながら検討することが望まれる。

イ．滞納繰越分の収納率向上について

一方滞納繰越分についてはそもそも納付が困難な場合があり、長期化すればするほど徴収は困難になる。そのため現年課税と異なり、自主的な納税を促すだけではなく、積極的に滞納者と折衝を行い、場合によっては差押や罰則の厳格な適用が必要となる。

・納税者への期限内納付のアピール活動

滞納者に対してもまずは自主的な納付を促す必要がある。その際には、期限内に納付しない場合のペナルティ（延滞金の賦課等）を PR することにより、滞納分の早期納付と次回からの期限内納付の促進化が図れると考える。

・罰則等の厳格適用

現在、法令や条例で定められているペナルティは、実際に適用されることにより、滞納者の期限内納付の意識付けを強めることとなる。特に長期高額滞納者や市政不満から意図的に滞納する場合、その他悪質な滞納者については、滞納整理のためのコストもかさむため、ペナルティの厳格な適用が望まれる。

・滞納整理担当者の専門性の強化

滞納整理には専門的な知識や経験、ノウハウが必要であり、これらは短期間に培われるものではない。そのため、人が多ければよいというわけではなく、これらを習得するためにはある程度の期間が必要となる。現在、市ではおおよそ 5 年間が在席年数の目安となっているが、必要に応じて期間の延長等により高度な専門性の取得と部署内のノウハウの蓄積に努めることが望まれる。

⑥　延滞金について

柏市税条例第 19 条において、市税については納期限の翌日から納付の日の期間の日数に応じ、年 14.6%（納期限の翌日から 1 ヶ月までは各年の前年の 11 月末現在の商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加えた割合（平成 20 年度は 4.7%））の延滞金を課する旨が規定されている。

過去 3 年における延滞金の調定額は以下のとおりである。

（金額:千円）

区分＼年度	平成 18 年度		19 年度		20 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
現年課税分	3,508	13,099	6,406	30,399	9,208	24,848
滞納繰越分	8,953	81,687	16,889	202,465	26,465	240,617
計	12,461	94,787	23,295	232,864	35,673	265,466

（市資料より）

上表によると、年々延滞金の徴収件数及び徴収額が増加していることがわかる。しかし、実際に本税が納付されなければ延滞金のかかる期間が確定しないため、延滞金の調定は実際に納付があるまで行なわれない。

【意見】

延滞金については、上記のとおり納付されるまで金額が確定しないため、徴収額が調定額となる。しかし、延滞金は本税が延滞してから発生するため、潜在的な延滞金は発生していることとなる。

簡便的な方法により延滞金の発生額を算定してみると以下のとおりとなる。

（単位:千円）

		年度末収入未済額 A	現年収入未済平均残高 B=A÷2	滞納分収入済額 C	収入済平均残高 D=C÷2	滞納推定残高 E=A+D	推定延滞金 F=BorE×14.6%
18年度	現年課税分	1,322,420	661,210				96,536
	滞納繰越分	4,598,752		888,285	444,142	5,042,895	736,262
19年度	現年課税分	1,287,473	643,736				93,985
	滞納繰越分	4,207,437		1,232,008	616,004	4,823,441	704,222
20年度	現年課税分	1,249,424	624,712				91,208
	滞納繰越分	4,140,537		1,063,045	531,522	4,672,060	682,120

あくまでも推定値であるが、かなりの額の延滞金が発生していることが想定できる。延滞金の総額を把握し、延滞金も含めた上での徴収対策を検討することが望まれる。

⑦　執行停止書類の整備について

滞納処分について執行停止処分を行なう場合、「滞納処分執行停止調査書決議書」により、財政部長の決裁を受けた上で行なう。「滞納処分執行停止調査書決議書」の綴られたファイルを閲覧したところ、生活保護受給者として執行停止しているものの中で、生活保護の受給証明の添付がなされていないものが散見された。

【意見】

滞納処分の執行停止を行なう際には、執行停止の要件を満たしているか確認した上で、処理する必要がある。生活保護受給者として執行停止することが可能かどうかの判断は、生活保護の受給証明が無くては判断が行えない。今回は、担当者が持ったままで、ファイリングされていなかっただけであり、決裁時には添付している旨の説明を受けたが、決裁に必要な書類はまとめて保管する必要がある。

9．　保育園費負担金

（1）収入事務の概要

①　保育園費負担金の内容

保育園費負担金は、保育料（管外受託分含む。）及び時間外保育料である。、平成21年3月1日現在、柏市には公立保育園が23園及び私立保育園が9園（ただし、うち1園は認定こども園であり、賦課徴収は直接園が実施している。）があり、児童数はそれぞれ3,063名（管外受託66名含む。）及び682名（管外受託32名含む・認定こども園除く。）である。

②　収入プロセス

収入事務の事務手続きの概要
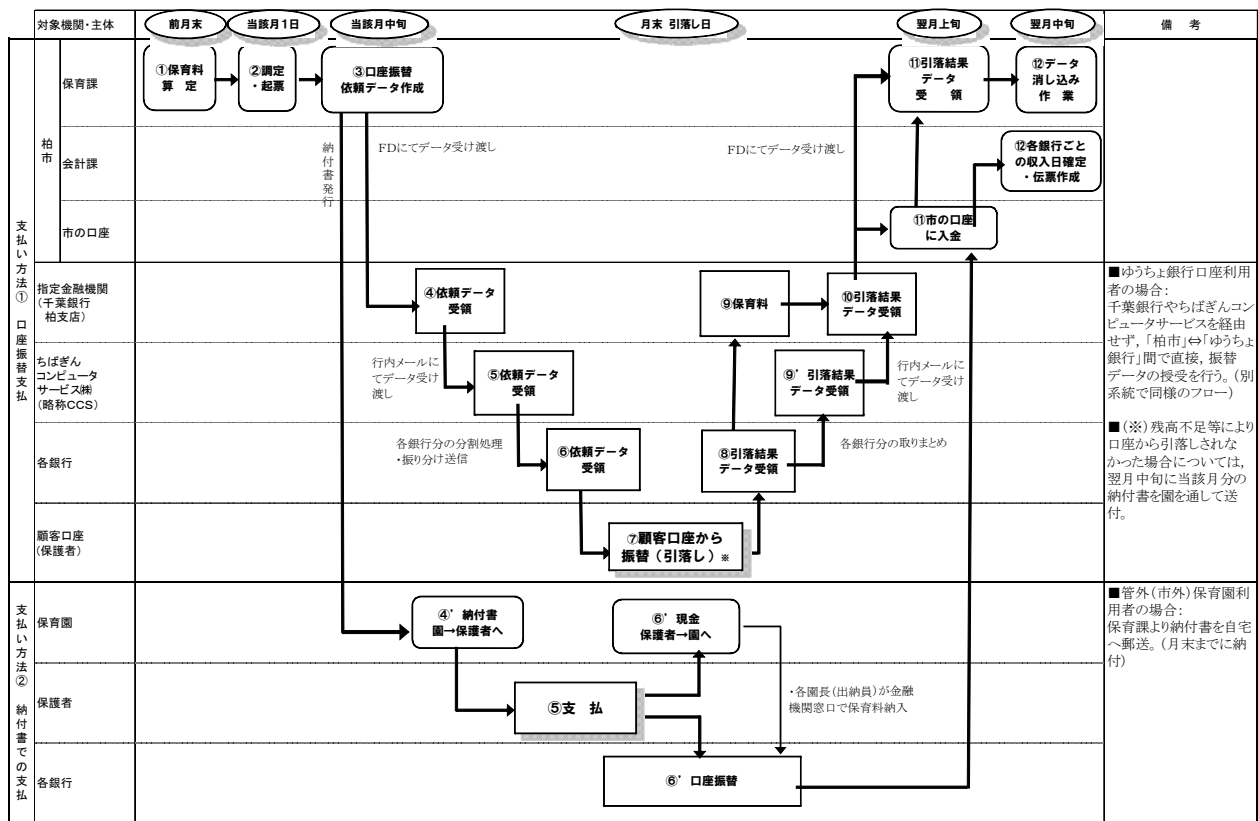
（市資料より）

③　調定額等の推移

（単位:千円）

区　分			平成 18 年度	19 年度	20 年度
保育料（管外受託分含）	調定額	現年分	913,660	983,234	1,056,837
		過年度分	26,770	31,795	35,094
		合計	940,430	1,015,030	1,091,932
	収入額	現年分	903,520	972,215	1,041,326
		過年度分	2,993	4,400	5,320
		合計	906,514	976,615	1,046,646
	不納欠損額	現年分	－	－	－
		過年度分	2,120	3,319	3,115
		合計	2,120	3,319	3,115
	収入未済額	現年分	10,139	11,018	15,511
		過年度分	21,656	24,075	26,658
		合計	31,795	35,094	42,170
	収納率	現年分	98.9%	98.9%	98.5%
		過年度分	11.2%	13.8%	15.2%
		合計	96.4%	96.2%	95.9%
時間外保育料	調定額	現年分	12,764	13,445	13,842
		過年度分	196	382	379
		合計	12,960	13,827	14,221
	収入額	現年分	12,551	13,298	13,650
		過年度分	21	107	133
		合計	12,572	13,405	13,783
	不納欠損額	現年分	－	－	－
		過年度分	6	42	10
		合計	6	42	10
	収入未済額	現年分	213	147	192
		過年度分	168	232	235
		合計	381	379	427
	収納率	現年分	98.3%	98.9%	98.6%
		過年度分	10.9%	28.2%	35.1%
		合計	97.0%	97.0%	96.9%

（市資料より）

保育料及び時間外保育料（以下、「保育料等」という。）の現年分はともに 98%程度であるが、過年度分はそれぞれ 15%程度及び 35%程度と低くなる。よって、いかに現年分で収納率をあげるか、つまり過年度分を発生させないかが、保育料等の収納率向上するに当たり、重要事項であるといえる。

さらに、保育料の現年分及び過年度分の収納率を近隣他市と比較した場合、市の収納率は近隣他市との比較では平均水準以上にあると市の担当者から回答を得た。

④　収入未済額滞納年数別内訳（平成 20 年度末現在）

（単位:千円）

年　数	件　数	金　額
1 年以内	278	15,703
2 年以内	91	7,565
3 年以内	86	6,951
4 年以内	87	6,213
5 年以内	53	4,899
5 年超	15	1,263
合計	610	42,597

（市資料より）

⑤　収入未済額の滞納原因別集計（平成 20 年度末現在）

（単位:千円）

滞納原因	件　数	金　額
借入過多	39	4,025
所得減	113	10,418
その他(不明)	458	28,154
合計	610	42,597

（市資料より）

⑥　収入未済額の状況（平成 20 年度末現在）

（単位:千円）

状　況	件　数	金　額
分納中	152	14,443
その他	458	28,154
合計	610	42,597

（市資料より）

⑦　不納欠損

ア．不納欠損額事由別推移

（単位:千円）

事　由	平成 18 年度	19 年度	20 年度
時効(5 年)	2,126	3,361	3,125

（市資料より）

保育料等は、児童福祉法第 56 条に直接根拠をもつ負担金とされており、消滅時効は 5 年である（児童福祉法第 56 条第 1 項第 10 号の規定により、地方税法第 18 条第 1 項を適用)。保育料等の不納欠損理由は、上記のとおりすべて時効（5 年）によるものである。

⑧　回収促進策及び滞納防止策

滞留者に対しては、市は平成20年度において以下の回収促進策を実施している。

(1)　臨戸徴収の実施

平成20年5月18日・7月13日

(2)　督促状の発送

平成20年6月20日・11月27日

(3)　直接園に出向き保護者へ督促

(4)　園長からの口頭催促

また、収入未済額発生の防止策については、以下の防止策を検討している。

(1)　毎月未納者一覧を作成し園に渡して、園長に催促してもらう

(2)　直接園に出向き保護者に催促

(3)　口座振替を推進する

(4)　督促状発送回数を増やす

(5)　入園審査時の未納者チェック（上の子が既に在園している場合）

上記以外に特に悪質・誠実な対応が見られない保護者に対しては給与の差押え措置も検討している。

（２）監査の結果と意見

①　減免取扱要領及び申請書の様式について

市は保育料等の減免について、「柏市保育所保育料規則」（昭和 55 年 4 月 1 日　規則第 12 号、以下「規則」という。）第 8 条に定めている。

しかし、現在使用している「柏市保育所保育料及び延長保育料減免取扱要領」（以下「減免取扱要領」という。）及び「柏市保育所保育料及び延長保育料減免申請書」（別記第 1 号様式、以下、「申請書」という。）においては、規則の条文を改正前の第 4 条としたままであり、不整合となっている。

【改善策】

現行の規則に整合した減免取扱要領及び申請書に改正すべきである。

②　減免申請時の添付書類について

減免取扱要領では、減免申請時の添付書類を以下のように定めている。

（添付書類）

第 4 条　市長は、規則第 4 条第 3 項の決定を行うため必要があるときは、申請者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

（１）月別収支内訳書

（２）離婚の場合は戸籍謄本、疾病等の場合は診断書等事実を証明する書類

（３）その他減免判定に参考となる書類

しかし、減免申請書類を通査した結果、上記の「月別収支内訳書」は特段使用されておらず、減免取扱要領に規定されていない「保育料減免申請調査表」が添付書類として使用されていた。

【意見】

「保育料減免申請調査表」は市で作成している資料であるが、「調査日」・「家計の収支」・「災害等を受けた場合その程度等」・「保育料負担能力」・「その他特記事項」等が記載されており、減免判定の参考資料としては有用であるため、減免実施要領の添付書類への記載を検討する必要がある。

減免申請時の添付書類について、減免取扱要領の規定と実務上の運用を整合させるべきである。

③　延滞金及び督促手数料について

市は「柏市税外諸収入の徴収に関する条例」（昭和 35 年 10 月 20 日　条例第 36 条）に、以下のように定めている。

第 1 条　この条例は，柏市に於て徴収する分担金，使用料，加入金，手数料及び過料その他の収入（以下「諸収入」という。）を定期内に納めない者に対して課する延滞金及び督促手数料に関することを定める。

第 2 条　諸収入の納付義務者が，納期限後にこれを納付する場合においては，市税条例に規定する延滞金の計算の例により計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2　市長は，前項の納付義務者が納期限までに納付しなかったことについて，やむを得ない事由があると認める場合においては，延滞金の額を減免することができる。

第 3 条　諸収入を定期内に納めないことに因り，地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定による督促をうけた者は，督促手数料を納めなければならない。

2　督促手数料は，1 件につき 10 円とする

保育料等は上記条例第 1 条に定める諸収入に該当するため、上記条例に従い納期限後に保育料等を納付する場合は、納付時に第 2 条に定める延滞金を、督促を受けたものに対しては第 3 条に定める督促手数料を徴収することになっているが、現在市は保育料等に関する延滞金及び督促手数料を、ともに徴収していない。また、第 2 条第 2 項に定める延滞金の減免承認についてもなんら実施されていない。

【改善策】

当該条例は施行年が昭和 39 年であり、施行後 40 年以上経過しているものの条例としては有効であるため、定期内に収めない保育料等に対する延滞金及び督促手数料を徴収すべきである。また、延滞金について減免とする場合は適切な承認手続を経る必要がある。延滞金の計算は現在システム対応していないため、実際の計算は手計算となる。計算の正確性及び事務の煩雑さを考慮すると、システム対応を検討することが望ましい。

なお、督促手数料は 1 件につき 10 円と定めているが、施行当時の督促用葉書代であろうと推測すると、現在の葉書代にあわせた督促手数料の改定も検討することが考えられる。

④　相手先別未収保育料等累計残高の把握について

相手先別未収保育料等残高について、現年分はシステム上把握可能であるが、過年度分も含めた累計残高はシステム上把握できない状況となっている。

なお、臨戸等で相手先別の累計残高を把握する必要が生じた際は、保育課職員が手作業で集計している。

【意見】

未収保育料等の相手先別累計残高を把握することは、債権管理上重要であるため、早急にシステム対応を行なうことが望ましい。なお、現在システム対応に向けた協議を行っていると市の担当者から回答を受けている。

⑤　所得税額を基礎とした保育料の算定について

保育料算定は、以下の保育料額表にて算定される。

平成20年度　柏市保育料額表（月額）

（単位:円）

定義	階層	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯	A	0	0	0
市民税非課税	B	0	0	0
市民税均等割のみ(所得割なし)	C1	5,900	4,600	4,600
市民税所得割 7,000円未満	C2	7,200	5,400	5,400
市民税所得割 7,000円以上	C3	8,300	6,700	6,700
所得税　2,000円未満	D1	11,000	8,700	8,700
〃　2,000円～7,999円	D2	12,900	10,700	10,700
〃　8,000円～14,999円	D3	15,400	13,000	13,000
〃　15,000円～29,999円	D4	21,300	19,000	17,300
〃　30,000円～39,999円	D5	27,900	23,000	20,100
〃　40,000円～49,999円	D6	29,600	24,100	20,500
〃　50,000円～59,999円	D7	35,000	25,000	20,800
〃　60,000円～74,999円	D8	41,700	25,500	21,100
〃　75,000円～102,999円	D9	44,500	26,000	21,400
〃　103,000円～202,999円	D10	52,600	26,600	21,800
〃　203,000円～292,999円	D11	55,000	27,100	22,200
〃　293,000円～412,999円	D12	57,100	27,400	22,400
〃　413,000円～799,999円	D13	60,100	28,100	23,100
〃　800,000円以上	D14	62,000	29,000	24,000

（市資料より）

(注)1. B階層及びC階層…A階層及びD階層を除き、前年度の市町村民税額により区分
　2. D階層…A階層を除き、前年度の所得税課税世帯で所得税の額により区分

上表のとおり、保育料算定において保護者世帯の所得税額が重要なポイントとなる。

保育料算定について、金額の妥当性を検証するためサンプルチェックを実施したところ、特に算定結果に問題はなかった。しかし、所得税額を基礎とした保育料の算定

は保育課職員により手計算されているが、算定結果のみ「保育園入園申込書兼児童台帳」に記載されており、具体的な算定過程が残されていない。

【意見】

所得税額の算定を含めた保育料算定については、保育課内でダブルチェックを実施しているとの回答を受けた。また、算定された保育料にチェッカーのチェックマークも付されており、ダブルチェックが有効に機能していることがうかがわれる。

しかし、算定計算の誤謬の発生を防止すること、及びダブルチェックを効率的・効果的に実施することからも、所得税額を基礎とした保育料の算定に必要な計算の過程を残しておくよう「保育園入園申込書兼児童台帳」のフォームを検討することが望ましいと考える。また、計算過程を別紙で添付することも考えられる。

⑥ 臨戸の実施について

保育課では、臨戸を以下のとおり実施している。

(1) 実施日

（ⅰ）平成 20 年 5 月 18 日（日）

（ⅱ）平成 20 年 7 月 13 日（日）

(2) 実施結果

	（ⅰ）	（ⅱ）	合計
実施件数	**12 件**	**60 件**	**72 件**
分納誓約	5 件	8 件	13 件
相談約束	1 件	9 件	10 件
留守	2 件	24 件	26 件
不明	2 件	11 件	13 件
現金徴収	2 件	8 件	10 件
臨戸対象額	**4,174,800 円**	**18,121,210 円**	**22,296,010 円**
現金回収額	69,400 円	45,500 円	114,900 円

臨戸を実施するたびごとに「保育料滞納者臨戸徴収要領」を定めてはいるが、標準的な臨戸実施要領は文書化されていない。

【意見】

直近で実施された臨戸の際に使用された「保育料滞納者臨戸徴収要領」及びその結果については適切な承認手続が経られており、特段問題ないものと考える。

ただし、臨戸の方法等について標準的な内容を臨戸実施要領として文書化することが望ましいと考える。標準的な臨戸実施要領を文書化することによって、実施ごとの臨戸のレベルを均質化し、実施した臨戸の結果を標準的な臨戸実施要領にフィードバックすることによって一定のノウハウが蓄積されるため、作業の効率化につながることも考えられる。また、臨戸実施対象についてもより明確化することが、臨戸実施の網羅性の観点からも望ましい。なお、臨戸対象の選定に当たっては臨戸実施における保育課の人的資源の制約も加味して、滞留保育料の金額的な重要性や延滞期間の長さ

等を考慮して、効率的・効果的に臨戸が実施ができるように検討することが必要であると考える。

⑦　滞納者管理及び悪質な滞納者への対応について

平成 20 年度末の保育料の滞納金額上位者の状況は以下のとおりである。

番号	金額	滞留開始年月	卒園/在園	分納の有無	分納開始年月
①	1,442 千円	平成 18 年 3 月	卒園	有り	平成 20 年 4 月
②	1,143 千円	平成 15 年 4 月	卒園	有り	平成 19 年 1 月
③	1,098 千円	平成 16 年 6 月	卒園	有り	平成 19 年 2 月
④	940 千円	平成 17 年 5 月	卒園	有り	平成 18 年 4 月
⑤	896 千円	平成 16 年 12 月	卒園	有り	平成 19 年 7 月

（市資料より）

滞納者に対して、市は「（１）収入事務の概要 ⑧回収促進策及び滞納防止策」に記載の回収促進策を実施している。その中で市が実施している滞納者管理について、担当者への質問等により確認したところ、電話等での折衝記録等を詳細に記録した個人別の滞納整理簿が未作成となっていた。これは、上記「④　相手先別未収保育料等累計残高の把握について」で記載のとおり、相手先別の未収保育料累計残高がシステム上タイムリーに把握できないことも原因のひとつであると考えられる。

次に滞納者の滞納原因について保育課が把握しているのは分納者の記載した分納誓約書から把握した「借入過多」及び「所得減」のみであり、それ以外の大半が「その他（不明）」となっている。

また、分納は条例等により定められた制度ではなく、生活困窮等により、一括での納付が困難だが徴収猶予の要件にあてはまらないような場合、実務上の必要に応じて実施しているものである（「８．市税収納　（２）監査の結果と意見　③分納について」参照)。保育料等においては、「柏市保育実施要領」(制定 平成 19 年 12 月 1 日施行 平成 19 年 12 月 1 日）の第 16 条に以下のように定めている。

（保育料の分割納付）

第 16 条　経済的事情により保育料が納められない場合は、納付相談を行い分割納付を認めるものとするが、その期間は、5 年以内若しくは就学前までとする。

上記定めは、分納相談を行えば分納を認める旨及び分納期間について定めているが、具体的な分納を認める判断基準や承認権限者については明確化されていない。また、分納誓約書についての記載もない。現在分納誓約書は統一的な様式が使用されているものの、その取得状況を確認しようとしたところ、分納実施者先を抽出することがシステム上不可能であるため、分納誓約書の網羅的な取得がなされていることを確認できなかった。最後に、上記柏市保育実施要領第 16 条に分納期間は「5 年以内若しくは就学前」と定められているが、分納実施者を抽出することがシステム上不可能であ

るため、分納実施者の分納期間を網羅的に補足できず、分納期間が「5 年以内若しくは就学前」であることが徹底されていることを確認できなかった。

【意見】

ア．個人滞納整理簿の作成について

特に悪質な滞納者については、個人別の滞納整理簿の作成が望ましい。個人別の滞納整理簿を作成することによって、以前実施した臨戸等の履歴や電話等での折衝記録等が詳細に記録されることになるため、未収保育料の回収にとって有用な資料となりうるからである。また市の担当者の交代等が行なわれた場合の引継ぎに際しても、有効であると考える。相手先別の未収保育料等累計残高把握のシステム対応とあわせて、特に金額的重要性等から悪質と考えられる滞納者については、個人別の滞納整理簿の作成を検討することが望まれる。

イ．滞納原因のより詳細な分析について

滞納原因のより詳細な分析は、今後の回収に対する対応策を構築する上で重要である。したがって、当該分析は滞納金額を減らし、収納率の向上を図る上では必要であると考えるため、早期の実施が望まれる。

ウ．悪質な滞納者への対応について

特に悪質・誠実な対応が見られない保護者に対しては、保育課による収入未済額の防止策に記載のとおり、給与等の差押えも検討することが望ましい。

近隣他市を含めた過去の差押え状況を質問したところ、近隣他市で差押え等の実績がないのは柏市と他 1 市のみであるとの回答を得た。

悪質な滞納者に対するペナルティとして、滞納による児童の退所処分は、教育的・人道的見地から実施すべきでないという国からの指導により実施できない以上、実施しうる効果的な回収方法のうち、差押えが特に重要であると考える。

悪質な滞納者は待機児童の入園機会を奪うものであるため、今後は特に悪質な相手先についての有効な回収方法として、差押えの実施が望まれる。

エ．分納について

分納は「柏市保育実施要領」第 16 条に規定されているが、当該規定をより詳細に改定し、判断基準や承認権限を明確にした上で行なう必要があると考える。

分納誓約書を入手しない場合には、口頭だけでの約束となるため、後日トラブルの要因となるおそれがあるだけでなく、分納理由があいまいなまま不正に分納を認めてしまうことも可能となる。また、分納誓約書を交わすことは、債務の承認として時効の中断要件にもなるため、規則上で様式を定め、入手を徹底することが望ましい。さらに分納実施者が適切に分納誓約書を網羅的に徴求していることを確かめるために、定期的な照合を実施することも必要であると考える。

保育課ではシステム上分納実施者を抽出することが現状不可能であるため、分納誓約書の照合及び分納期間の網羅的な把握が不可能となっている。よって上記「④相手先別未収保育料等累計残高の把握について」で記載している相手先別未収保育料等累計残高と合わせてシステム対応を検討することが望ましい。

⑧　直接徴収時に使用する納付書（以下「領収証書」という。）管理について

現在市で使用されている手書き領収証書は柏市財務規則にて様式が定められているが、連番管理がされていない。また、当該領収証書は使用ごとに領収書綴りから一枚ごとに切り離されているため、書き損じ等について適切に処理されていることを確認できなかった。さらに市は領収証書の管理規程を定めていない。また領収証書綴についても、連番管理されておらず、帳簿等による領収書綴の現物管理がなされていない。

【意見】

領収証書の不正使用・紛失等のリスクを回避するためには、第1に領収証書の管理規程を定めるべきである。その管理規程において、領収証書綴の現物出納を管理する必要がある。具体的には領収証書綴の管理部署を定め、どの部署に何冊領収証書綴を渡し、どの部署から何冊使用済領収証書綴が返還されたかを、台帳等により管理すべきである。

また、領収証書も現在のような連番なし・切り離し方式ではなく、一枚ごとに連番を付し、複写ないし領収証書綴に発行控えが残る方式を採用することが望まれる。

さらに、書き損じについても具体的な処理方法を規定化すべきである。具体的には書き損じが分かる印（「×」印を付して、赤字で「書損」と明記する等）を付して、複写の場合はホチキス止めする等が考えられる。

１０．住宅使用料

（1）収入事務の概要

① 住宅使用料の内容

住宅使用料は、住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、市営住宅用地使用料及びＬＳＡ住宅使用料である。平成 20 年度末現在、公営住宅法に基づく一般市営住宅が 12 団地 715 戸、その他の市営住宅が 1 団地 24 戸あり、住宅地区改良法に基づく改良住宅が 1 団地 96 戸ある。具体的な入居者資格は、「柏市営住宅条例」第 6 条に定めており、入居募集後、審査結果に基づく抽選会を実施することによって入居者を決定している。また、入居後は毎年 6 月に各入居者に収入申告書を配布し、7 月末を期限に市に提出してもらう。当該収入申告書を基に政令月収額の確定を行い、次年度の家賃を決定し、翌 1 月末までに各入居者に通知している。

② 収入プロセス

ア．収入事務

＜事務処理フロー図の説明＞

項番	項　目	説　明
1	納入通知書配布	毎年4月，8月，12月に各4月分をまとめて入居者に対して配布します。また，新たな入居者にはその都度配布します。(口座振替の人は除く)
2	家賃納入	家賃の納期限は毎月末日までです。 納入方法は柏市指定金融機関における口座振替か市指定金融機関等へ持参して納めていただきます。口座振替の人は月末に自動引き落としとなります。
3	家賃納入の確認	納付書により家賃の納入を確認し管理システムへ入力・消込み作業を行います。口座振替の場合は金融機関からの入居者別の入金データー(専用FD)を管理システムへ入力・消込み作業を行います。納入が確認できない場合は，督促状を出力します。
4	未納者への対応	家賃未納者へは，督促状を送付します。

（市資料より）

イ．滞納整理事務

＜事務処理フロー図＞

＜事務処理フロー図の説明＞

項番	項目	説明
1	督促状送付	家賃の未納がある場合は，未納月の翌月に督促状を送付し納付指導を行います。
2	家賃納入	督促状送付後，家賃納入を確認し管理システムへの入力，消込み作業を行います。
3	滞納整理	夜間臨戸訪問は3ヶ月以上の滞納者に対して行っております。 滞納者へ来庁を求め，納付への個別指導を行い滞納者から分割納付や減免の相談があれば随時応じております。
4	連帯保証人への連絡	納付指導にもかかわらず滞納者が使用料を納付しない場合は，連帯保証人へ連絡し納付指導の依頼をします。

（市資料より）

③ 調定額等の推移

（単位：千円）

区分		平成18年度	19年度	20年度
住宅使用料	調定額	233,554	239,172	241,480
	収入額	189,845	192,211	188,218
	不納欠損額	―	―	―
	収入未済額	43,709	46,960	53,261
	収納率	81.3%	80.4%	77.9%
市営住宅駐車場使用料	調定額	10,275	10,127	10,589
	収入額	9,861	9,758	10,191
	不納欠損額	―	―	―
	収入未済額	413	369	397
	収納率	96.0%	96.4%	96.2%
市営住宅用地使用料	調定額	43	43	43
	収入額	43	43	43
	不納欠損額	―	―	―
	収入未済額	―	―	―
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%
LSA住宅使用料	調定額	1,078	1,078	1,078
	収入額	1,078	1,078	1,078
	不納欠損額	―	―	―
	収入未済額	―	―	―
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%

（市資料より）

④　現年度分と過年度分の調定額等の推移（住宅使用料・駐車場使用料のみ）

（単位:千円）

区　分			平成18年度	19年度	20年度
住宅使用料	調定額(千円)	現年度分	199,486	195,462	194,519
		過年度分	34,068	43,709	46,960
		計	233,554	239,172	241,480
	収入額(千円)	現年度分	185,595	184,362	183,732
		過年度分	4,250	7,849	4,486
		計	189,845	192,211	188,218
	不納欠損額(千円)	現年度分	－	－	－
		過年度分	－	－	－
		計	－	－	－
	収入未済額(千円)	現年度分	13,891	11,100	10,786
		過年度分	29,818	35,860	42,474
		計	43,709	46,960	53,261
	収納率(%)	現年度分	93.0%	94.3%	94.5%
		過年度分	12.5%	18.0%	9.6%
駐車場使用料	調定額(千円)	現年度分	10,146	9,713	10,219
		過年度分	128	413	369
		計	10,275	10,127	10,589
	収入額(千円)	現年度分	9,750	9,483	10,011
		過年度分	111	274	180
		計	9,861	9,758	10,191
	不納欠損額(千円)	現年度分	－	－	－
		過年度分	－	－	－
		計	－	－	－
	収入未済額(千円)	現年度分	396	230	208
		過年度分	17	138	189
		計	413	369	397
	収納率(%)	現年度分	96.1%	97.6%	98.0%
		過年度分	86.4%	66.4%	48.8%

（市資料より）

(注)　上表は使用料のうち、住宅・駐車場使用料についてのみ記載している。

⑤　近隣他市の収納率

さらに、次の表は住宅使用料について、近隣他市との収納率比較を行ったものである。

ア．現年度分

（単位:%）

市　名	平成18年度	19年度	20年度
柏市	93.0	94.3	94.5
千葉市	94.2	94.5	95.1
松戸市	99.0	98.9	98.7
市川市	96.8	97.6	98.6
船橋市	97.7	97.3	97.2

（市資料より）

イ．過年度分

（単位:%）

市　名	平成18年度	19年度	20年度
柏市	12.5	18.0	9.6
千葉市	12.2	13.1	16.5
松戸市	11.0	13.1	14.1
市川市	9.4	10.5	9.5
船橋市	7.6	6.8	7.4

（市資料より）

ウ．合計

（単位:%）

市　名	平成18年度	19年度	20年度
柏市	81.3	80.4	77.9
千葉市	73.8	74.1	76.8
松戸市	91.6	92.0	92.3
市川市	85.4	85.0	85.5
船橋市	74.6	73.7	74.5

（市資料より）

⑥　収入未済額の滞納年数別件数と金額（平成20年度末現在）

ア．住宅使用料

（単位：千円）

年数	件数（件）	金　額
1年以内	70	10,786
1年超2年以内	55	8,982
2年超3年以内	43	8,896
3年超4年以内	47	8,274
4年超5年以内	30	5,835
5年超	49	10,485
合計	294	53,261

（市資料より）

イ．市営住宅駐車場使用料

（単位：千円）

住宅使用料滞納月数	件数（件）	金　額
1年以内	12	208
1年超2年以内	5	126
2年超3年以内	2	59
3年超4年以内	1	3
4年超5年以内	0	―
5年超	0	―
合計	20	397

（市資料より）

⑦　収入未済額の滞納原因別集計（平成20年度末現在）

ア．住宅使用料

滞納原因	件数（件）	金額（千円）
事業不振	19	3,736
倒産	0	―
破産	4	894
事業休廃止	0	―
意識欠如	57	13,124
借入過多	16	9,647
死亡	11	544
所得減	12	2,546
行政不満	4	197
病気	37	4,133
母子世帯	41	5,805
老人世帯（単身含む）	20	1,305
障害者世帯	17	3,940
その他	56	7,385
合計	294	53,261

（市資料より）

イ．市営住宅駐車場使用料

滞納原因	件数(件)	金額(千円)
事業不振	0	－
倒産	0	－
破産	0	－
事業休廃止	0	－
意識欠如	2	94
借入過多	4	81
死亡	0	－
所得減	1	25
行政不満	1	5
病気	1	3
母子世帯	6	82
老人世帯(単身含む)	1	3
障害者世帯	2	90
その他	2	12
合計	20	397

（市資料より）

⑧　収入未済額の状況（平成20年度末現在）

ア．住宅使用料

状　況	件数(件)	金　額(千円)
分納中	51	15,127
差押中	0	－
その他	243	38,134
合計	294	53,261

（市資料より）

イ．市営住宅駐車場使用料

状　況	件数(件)	金　額(千円)
分納中	0	－
差押中	0	－
その他	20	397
合計	20	397

（市資料より）

⑨　回収促進策及び滞納防止策

（収入未済額の回収促進策）

ア．夜間の臨戸徴収

3ヶ月以上の滞納者を対象に、年8回程度、2班（4名）体制で実施しているが、年度末、出納閉鎖期間直前の時期には短期滞納者への臨時徴収も実施し収納率の促進を図る。

平成20年度の夜間臨戸実施状況は以下のとおりである。

年月日	班数	職員数	訪問戸数	面接戸数	呼出戸数	回収額(円)
H20.4.28	2	4	45	27	0	37,200
H20.5.27	2	4	25	4	9	90,000
H20.6.30	2	4	35	15	5	0
H20.8.26	2	4	22	8	6	7,800
H20.10.28	2	4	22	5	8	0
H20.12.16	2	4	35	15	7	23,600
H21.1.27	2	4	26	8	8	182,800
H21.2.26	2	4	43	17	2	18,500
延べ数	16	32	253	99	45	359,900

(市資料より)

イ．長期滞納者に対して定期的な呼び出し指導

年に2回程度、長期滞納者への呼び出しを行い納付指導（分割納付等）を行なう。

長期滞納者への納付指導を行なうなかで、分割納付による確約を得ることにより未済額の回収をすることが期待できる。

ウ．連帯保証人への納付指導依頼

連帯保証人への納付指導の協力要請をすることにより、滞納者に支払い義務に対する認識をしてもらうことが期待できる。

エ．市営住宅の各種手続時に窓口に来庁した際その都度指導を行なう。

（収入未済額の発生防止策）

ア．生活保護世帯の住宅使用料については、平成19年8月から生活支援課へ依頼し直接代理納付を実施する。

イ．やむを得ず家賃を支払えない状況にある入居者に対して事情を聞くことにより、

・失業者である場合は生活支援課への相談を勧める。

・多重債務者の場合は、市法律相談又は司法支援センターへの法律相談を勧める。

ウ．入居者の支払い能力に応じた負担の軽減を図るための家賃の減免の相談があれば随時対応する。

（2）監査の結果と意見

① 減免申請時の添付書類について

「柏市営住宅家賃の減免及び徴収猶予の取扱基準」（平成 12 年 5 月 1 日制定　以下、「減免取扱基準」という。）において、減免申請時の添付書類を以下のように定めている。

（申請手続）

第 4 条　規則第 10 条第 1 項に規定する申請書に、住民票謄本及び所得を証明する書類のほか、必要に応じ、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）離職証明書、退職の事実を証明する書類

（2）疾病又は負傷の事実を証明する書類（医師の診断書及び療養に要する費用を証明する書類）

（3）「災害により被った損害を証明する書類

（4）その他市長が必要と認めた書類

しかし、減免申請書類を通査した結果、上記の「住民票謄本」は添付されていなかった。

【改善策】

減免取扱基準に定められている以上、住民票謄本を申請書に添付する必要がある。

しかし、住民票謄本は添付されていないが、取得に住民票謄本が必要な「同居者異動届」が添付されているものが見受けられた。よって効率性を鑑み、「同居者異動届」がある場合は住民票謄本の添付を免除するように減免取扱基準を改訂することも考えられる。

② 延滞金及び督促手数料について

市は「柏市税外諸収入の徴収に関する条例」（昭和 35 年 10 月 20 日　条例第 36 条）に、以下のように定めている。

第 1 条　この条例は，柏市に於て徴収する分担金，使用料，加入金，手数料及び過料その他の収入(以下「諸収入」という。)を定期内に納めない者に対して課する延滞金及び督促手数料に関することを定める。

第 2 条　諸収入の納付義務者が，納期限後にこれを納付する場合においては，市税条例に規定する延滞金の計算の例により計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2　市長は，前項の納付義務者が納期限までに納付しなかったことについて，やむを得ない事由があると認める場合においては，延滞金の額を減免することができる。

第 3 条　諸収入を定期内に納めないことに因り，地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の規定による督促をうけた者は，督促手数料を納めなければならない。

2　督促手数料は，1件につき10円とする

住宅使用料は上記条例第1条に定める諸収入に該当するため、上記条例に従い納期限後に住宅使用料を納付する場合は、納付時に第2条に定める延滞金を、督促を受けたものに対しては第3条に定める督促手数料を徴収することになっているが、現在市は住宅使用料に関する延滞金及び督促手数料を、ともに徴収していない。また、第2条第2項に定める延滞金の減免承認についてもなんら実施されていない。

【改善策】

当該条例は施行年が昭和39年であり、施行後40年以上経過しているものの条例としては有効であるため、定期内に収めない住宅使用料に対する延滞金及び督促手数料を徴収すべきである。また、延滞金について減免とする場合は適切な承認手続を経る必要がある。延滞金の計算は現在システム対応していないため、実際の計算は手計算となる。計算の正確性及び事務の煩雑さを考慮すると、システム対応を検討することが望ましい。

なお、督促手数料は1件につき10円と定めているが、施行当時の督促用葉書代であろうと推測すると、現在の葉書代にあわせた督促手数料の改定も検討することが考えられる。

③　直接徴収時に使用する納付書（以下「領収証書」という。）管理について

現在市で使用されている手書き領収証書は柏市財務規則にて様式が定められているが、連番管理されていない。また、当該領収証書は使用ごとに領収書綴りから一枚ごとに切り離されているため、書き損じ等について適切に処理されていることを確認できなかった。さらに市は領収証書の管理規程を定めていない。また領収証書綴についても、連番管理されておらず、帳簿等による領収書綴の現物管理がなされていない。

【意見】

領収証書の不正使用・紛失等のリスクを回避するためには、第1に領収証書の管理規程を定めるべきである。その管理規程において、領収証書綴の現物出納を管理する必要がある。具体的には領収証書綴の管理部署を定め、どの部署に何冊領収証書綴を渡し、どの部署から何冊使用済領収証書綴が返還されたかを、台帳等により管理すべきである。

また、領収証書も現在のような連番なし・切り離し方式ではなく、一枚ごとに連番を付し、複写ないし領収証書綴に発行控えが残る方式を採用することが必要となる。

さらに、書き損じについても具体的な処理方法を規定化すべきである。具体的には書き損じが分かる印（「×」印を付して、赤字で「書損」と明記する等）を付して、複写の場合はホチキス止めする等が考えられる。

④　滞納管理及び回収について

延滞金額上位者（延滞金額 1 百万円以上）の延滞金額及び延滞月数、回収めど等は以下のとおりである。

番号	延滞月数	延滞金額(円)	居住有無	履行状況	連絡可否	連帯保証人	回収めど
①	47	4,529,500	在住	分納	可	特記事項なし	分納にて返済中
②	105	3,848,100	在住	支払なし	可	住所不明	困難
③	37	3,596,800	退去	支払なし	可	特記事項なし	困難
④	55	3,051,900	退去	支払なし	可	特記事項なし	分納滞り
⑤	72	2,896,000	在住	分納	可	特記事項なし	分納にて返済中
⑥	90	2,263,600	在住	支払なし	可	特記事項なし	本人と協議中
⑦	56	1,932,000	在住	支払なし	可	不明	本人と協議中
⑧	56	1,915,200	在住	支払なし	可	特記事項なし	保証人を交え協議中
⑨	75	1,654,600	在住	支払なし	可	特記事項なし	保証人を交え協議中
⑩	56	1,648,800	在住	支払なし	可	特記事項なし	本人と協議中
⑪	73	1,575,600	在住	支払なし	不可	特記事項なし	困難
⑫	56	1,406,800	在住	支払なし	不可	特記事項なし	困難
⑬	42	1,206,500	在住	支払なし	可	特記事項なし	困難
⑭	40	1,160,000	退去	支払なし	可	不明	困難
⑮	31	1,093,800	退去	分納	可	不明	分納滞り
⑯	14	1,046,400	在住	分納	可	なし	分納にて返済中

（市資料より）

市は「柏市営住宅条例」（平成 9 年 12 月 26 日　条例第 20 号　以下「住宅条例」という。）で、以下のように定めている。

（一般市営住宅の明渡し請求）

第 41 条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対し、一般市営住宅の明渡しを請求することが出来る。

（３）入居者が家賃を 3 ヶ月以上滞納したとき

上表のうち、延滞月数が 3 ヶ月を超過し、かつ在住で、履行状況が「支払なし」となっているのは、番号②・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬である。よってこれらは上記条例の定めによれば、明渡し請求ができるものであるが、市は実施していない。さらに⑪と⑫については、本人が行方不明であり、荷物だけが置いてある状況であると市の担当者より回答を受けた。

次に上表のうち、履行状況が「分納」となっているのは①・⑤・⑮・⑯であるが、分納完済予定が①が平成 28 年度、⑯が 26 年度であるのに対し、⑤は 45 年度と長期であり、⑮は回収めどが「分納滞り」となり、分納完済予定は「未定」となっている。また、分納は条例等により定められた制度ではなく、生活困窮等により、一括での納付が困難だが徴収猶予の要件にあてはまらないような場合、実務上の必要に応じて実施しているものである（「８．市税収納　（２）監査の結果と意見　③分納について」参照)。住宅使用料においても分納のルールは明確化されておらず、分納誓約書の取得が不徹底であり、手書の分納誓約書が見受けられる等分納誓約書の様式が統一

化されていない。

また、連帯保証人について上表の②・⑦・⑭・⑮・⑯が「住所不明」又は「不明」等となっている。なお連帯保証人に対しては本人を交えた返済についての協議を行なうことはあっても、連帯保証人に対する連帯保証債務履行請求は過去実施されていない。また、連帯保証人は入居時のみ「請け書」にて家賃の支払い等入所者が市に負う一切の債務を果たす旨の誓約をするがその後の更新等はなされていないため、実際に債務履行の必要が生じた際には「住所不明」等となる場合がある。

最後に、市は滞納者ごとの管理台帳を作成しているがその記載内容について特段様式等は定められていない。

【意見】

ア．長期滞留者について

延滞月数 3 ヶ月以上で履行状況が「支払なし」となっている在住者については、住宅条例に定める明渡し請求の実施を検討することが望ましい。ただし、公営住宅のそもそもの趣旨が低所得者層に対するセーフティネットであるとも考えられるため、機械的に延滞月数 3 ヶ月で即、明渡し請求とすると、当該趣旨を損ねる可能性もあるため、その点も考慮することが必要であると考える。

よってまず、条例で定める 3 ヶ月以上の滞納者のうち、具体的に明渡しを求める一定の基準を設け、その基準に該当する場合は明渡し請求を実施する等の対応が望ましい。また上表⑪・⑫のように本人が所在不明で荷物だけが住宅に残っているような状況は、今後滞留金額が積み上がっていくだけであるため、荷物の撤去も検討すべきであると考える。いずれにしても悪質な家賃滞納者が他の入居希望者の入居機会を奪うことがないように留意する必要があると考える。

さらに対応が特に不誠実な悪質な滞納者については、訴訟も可能であるが、市は過去実施していない。訴訟は多大な費用と時間が予想されるが、費用対効果等を十分考慮し、今後実施を検討する必要があると考える。

イ．分納について

分納について、一定のルールを設け、明確な判断基準や承認権限を明確にした上で行なう必要があると考える。また、分納誓約書を入手しない場合には、口頭だけでの約束となるため、後日トラブルの要因となるおそれがあるだけでなく、分納理由があいまいなまま不正に分納を認めてしまうことも可能となる。また、分納誓約書を交わすことは、債務の承認として時効の中断要件にもなるため、規則上で様式を定め、入手を徹底することが望ましい。

現在は、分納について明確なルールが確立されておらず、徴収猶予と分納の区分があいまいになっているが、これらを厳格に区分し、ルールに基づいた運用を行なうことが望まれる。

ウ．連帯保証人について

連帯保証人については、民間の賃貸住宅と異なり市営住宅は契約更新がないため、定期的に連帯保証人の状況を管理することが望ましい。具体的には通常民間での賃貸契約は 2 年であることが多いため、2 年ごとに連帯保証人からの「請け書」を必要書類に添付することが考えられる。また、市では過去に連帯保証人に対する債務履行請求を実施していないが、特に悪質であると認められる相手先及びその連帯保証人については、法的に連帯保証債務の履行を請求することが必要であると考える。

エ．滞納者ごとの管理台帳の整備について

滞納者ごとの管理台帳は、統一様式を定めることが望ましい。具体的には過去実施した臨戸の履歴や電話等での折衝記録等を詳細に記載できるような様式を定めることが望ましい。いずれにしても滞納者ごとに詳細な記録をすることによって、個々の滞納者に合わせた回収手段を検討するに際して有用な資料となる。また、市の担当者が交代する場合にも引継ぎ資料として有効であると考える。

⑤　収納率の向上について

市の住宅使用料の収納方法は大きく分けて口座振替及び現金支払となっている。収納率の向上のためには、まず口座振替が有効であるが、現在の口座振替率は 71.8%である。

また、近隣他市との比較は以下のとおりである。

市　名	口座振替率	コンビニ収納の有無	収納率
柏市	71.8	無	77.9
千葉市	52.6	無	76.8
松戸市	87.5	無	92.3
市川市	55.0	有	85.5
船橋市	59.3	無	74.5

（市資料より）

(注)1. 口座振替率（H20.4.1 現在（ただし、松戸市は H20.3.31 現在)、生活保護の代理納付含まず）
2. コンビニ収納の有無（H21.12.1 現在）
3. 収納率（H20 年度決算値）

【意見】

収納率の向上について、口座振替率の上昇のための施策を検討する必要があると考える。また、コンビニ収納についても実施を検討することが収納率の上昇に有効であるため、望ましいと考える。ただしその際は、イニシャルコスト及びランニングコスト等を十分に勘案する必要がある。

⑥　敷金の管理について

市は敷金について手書台帳で管理しているが、出納簿残高と相手先別残高合計額の定期的な照合を実施していない。なお、公営住宅管理システムには相手先ごとに敷金を入力し、管理できるようになっているが当該入力を実施していないため、システムでの集計機能を利用できない。

また、敷金の還付については、住宅条例に以下の定めがある。

第18条

3　第1項の規定により徴収する敷金は、入居者が一般市営住宅を明け渡した場合には、直ちに当該入居者に還付するものとする。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、これらの額を還付すべき敷金の額から控除するものとする。

当該条例により滞納退去者の家賃と敷金は相殺する旨定められている。当該滞納退去者の家賃と敷金の相殺状況を確認したところ、以下の3名について、相殺処理が実施されていなかった。

（平成21年3月31日現在）

番号	退去日	滞留月数	滞留金額	敷金額
①	H19.2.28	27ヶ月	206,100円	15,000円
②	H20.6.30	37ヶ月	3,596,800円	108,000円
③	H20.5.31	12ヶ月	52,800円	13,200円

（市資料より）

また、敷金の運用について、住宅条例に以下の定めがある。

第19条

市長は、前条第1項の規定により徴収した敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用するものとする。

2　市長は、規則の規定による敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者共同の利便のために使用するものとする。

敷金の運用については、現在会計課が大口定期預金にて運用している旨市担当者より回答を得ているが、具体的な運用に係る利益金額について建築住宅課では把握しておらず、過去当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てた実績はない。

【意見】

敷金については、出納簿残高と相手先別残高合計額を定期的に照合すべきである。現在使用中の公営住宅管理システムには相手先ごとに敷金を入力し、その合計額を集

計する機能があるため、有効に活用すべきである。
　また、滞納退去者の家賃と敷金の相殺を漏れなく実施し、債権管理を適切に行なうことが必要である。
　次に敷金の運用利益金額については、会計課に調査依頼をした結果、過去から平成20年度末時点での運用利益金額は5,605千円であり、具体的な運用に関しては，現在のところ未定であるが、今後，利益金の累積額，施設整備計画等を勘案し，共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用する予定であると、市の担当者から回答を得た。いずれにしても、住宅条例第19条2項に定める利益金の共同施設の整備に対する還元を実施できるよう、敷金の運用利益金額を建築住宅課においても常に把握することが必要であると考える。

⑦　不納欠損処理について
　市は住宅使用料の収入未済額について、現在不納欠損処理を実施していない。その理由について市の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。
　ア．住宅使用料は市税とは異なり「私法上の債権」であることから、期間の経過により時効は完成せず、相手方の援用（主張）が必要であること
　イ．滞留債権の安易な不納欠損は市の債権を適切に回収する意味からも望ましくないと考えていること
　なお、近隣他市の不納欠損の状況は以下のとおりである。

（単位:千円）

	平成18年度	19年度	20年度
千葉市	11,120	64,253	47,091
松戸市	1,795	1,476	3,779
市川市	―	―	―
船橋市	―	―	―
習志野市	136	133	36

（市資料より）

【意見】
　経済的に価値のない、つまり回収見込みがほとんどないと判断される住宅使用料の収入未済額については、不納欠損処理を適切に実施する必要があると考える。
　また市の担当者が主張するとおり、住宅使用料が市税と異なり「私法上の債権」であるため期間の経過による時効が完成せず、相手方の援用が必要であるとしても、地方自治法第96条第1項第10号によれば、議会承認により不納欠損処理自体は可能であると考える。市の債権を安易に不納欠損しない考え方は理解できるが、市の財産として実質的な経済価値が消滅している債権を市の資産として計上すべきではないと考える。
　実際に上記「④滞納管理及び回収について」で記載の高額滞納者の中には、回収めどが「困難」であると判断している相手先も存在しているため、経済価値がない可能

性が高い債権の存在がうかがわれる。

　市として一定の不納欠損処理基準を設けることにより恣意性を廃し、安易な不納欠損処理とならないよう公平性にも留意した不納欠損の実施を検討することが望ましい。

１１．国民健康保険料

（１）国民健康保険制度の概要

①　医療保険制度の体系

現在、わが国の医療保険制度を体系化すると以下の表のようになる。

<table>
<tr><td rowspan="9">医療保険制度</td><td rowspan="7">職域保険</td><td rowspan="6">被用者保険</td><td rowspan="2">一般被用者保険</td><td>組合管掌健康保険</td><td rowspan="8">（前期高齢者医療）</td></tr>
<tr><td>政府管掌健康保険</td></tr>
<tr><td rowspan="4">特定被用者保険</td><td>私立学校教職員共済</td></tr>
<tr><td>地方公務員等共済組合</td></tr>
<tr><td>国家公務員等共済組合</td></tr>
<tr><td>船員保険</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国民健康保険</td><td>特定の自営業者保険</td><td>国民健康保険組合保険</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域保険</td><td colspan="2">市町村国民健康保険
（退職者医療制度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">後期高齢者医療</td><td>都道府県広域連合</td><td></td></tr>
</table>

被用者保険と国民健康保険とに大きく区分される。

また、平成 20 年度から新しい高齢者医療制度が後期高齢者医療及び前期高齢者医療としてスタートした。これにより後期高齢者（75 歳以上）を対象とする後期高齢者医療が地域保険として外出しされ、前期高齢者（65 歳から 74 歳）の各医療保険者間の医療費の負担が調整されることとなった。なお、ここでの前期高齢者医療は、従来の 70 歳から 74 歳の自己負担割合を 1 割とする制度とは別の概念である。

②　国民健康保険制度の内容

国民健康保険とは、国民健康保険法（以下「法」という。）において、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行なうものであると規定されている。

昭和 33 年 12 月に国民健康保険法が公布され、昭和 34 年 1 月から施行された。これにより、被用者保険に加入できない者も健康保険の対象となり、昭和 36 年 4 月から国民皆保険が実現された。

ア．国民健康保険の仕組み

国民健康保険の仕組みを、簡単に、図にすると以下のようになる。
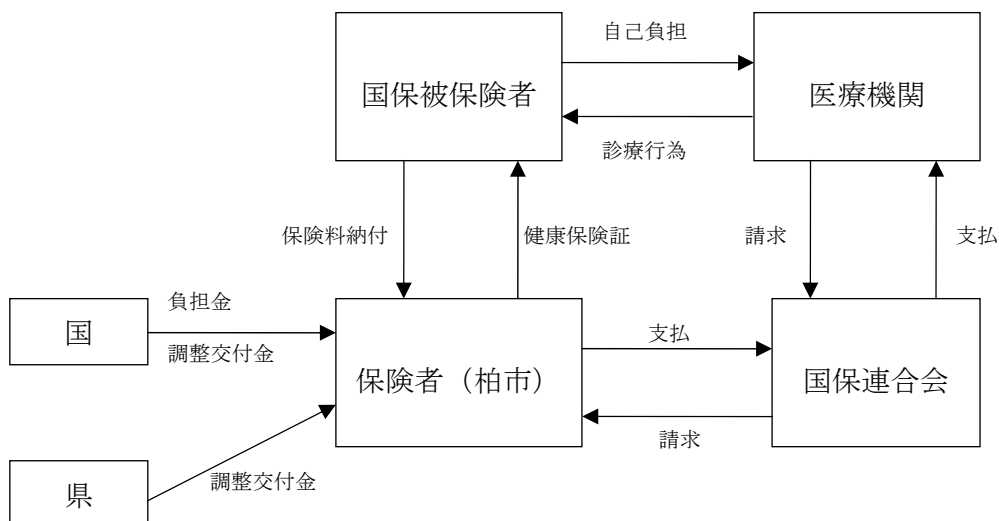
保険者

保険者とは、保険事業を行なうものであり、市町村及び特別区と保険組合に限られている。原則は市町村及び特別区であり保険組合は補完的なものとされている。平成 18 年 3 月末現在 1,835 の市町村が国保事業を実施いている。柏市の市町村国民健康保険が今回の監査の対象である。

なお、国保組合は、医師、歯科医師、土木建築業等に従事する者、300 人以上で組織される公法人であり、市町村の行なう国保事業に支障のない者として都道府県知事の許可を受けて設立され、平成 18 年 3 月末現在 166 の組合が認められている。

被保険者

被保険者とは、保険の利益を受ける者をいう。市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村又は特別区が行なう国民健康保険の被保険者となる。国民健康保険は強制加入であり、以下に記載する適用除外者を除き、被保険者とならなくてはならない。

ⅰ）被用者保険の被保険者又は組合員及びこれらの者の被扶養者。
ⅱ）国民健康保険組合の被保険者
ⅲ）日雇特例被保険者及びその者の被扶養者。
ⅳ）生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
ⅴ）高齢者の医療確保に関する法律の規定による被保険者。
ⅵ）その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの。

なお、現在、資格要件から国籍は撤廃されており、外国人も不法滞在者・短期滞在者を除いて被保険者となる。

今回の監査の対象である国民健康保険との関係で、特に留意する必要があるのもとして退職者医療制度及び高齢者医療制度がある。

イ．退職者医療制度

退職者医療制度は、昭和 59 年の制度改正により、市町村国民健康保険の中に制度として創設された。会社等を退職して国民健康保険の被保険者となった一定の要件を満たす 65 歳未満の人を対象とする。厚生年金保険・共済組合の加入期間が 20 年以上ある人又は 40 歳以降の年金加入期間が 10 年以上の人とその扶養家族が対象となる。

被用者保険に加入していた退職者は、退職後、市町村国民健康保険に加入するのが一般的である。高齢者になると医療費が増大する傾向にあるが、一方で、給付水準は低下する。この増大した医療費を国庫と一般の市町村国民健康保険加入者が過度に負担することを避けるため、被用者保険からも拠出金を求めることとした。医療保険制度間の負担の公平を図るための制度である。

現在、この制度は、平成 20 年 4 月より新しい高齢者医療制度へ改定となり、廃止となった、平成 26 年度まで 65 歳未満の退職者を対象とした経過措置がとられている。

なお、退職者医療制度は保険事業の財源に係る制度区分であり、被保険者にとっては、保険料及び自己負担率等は一般の市町村民の国民健康保険と変わらない。

ウ．新しい高齢者医療制度

従来の退職者医療制度が見直され、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年 4 月から新しい高齢者医療制度が開始された。

同法第 1 条はこの法律の目的を明らかにしている。

「この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行なうための必要な制度をも設け、もって国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。」

即ち、新しい高齢者医療制度は前期高齢者医療制度と後期高齢者医療制度で構成される。

（前期高齢者医療制度）

前期高齢者医療制度は、前期高齢者を被保険者とした制度で、保険料額、自己負担率、自己負担額の上限、給付内容等は一般の国民健康保険と変わらない。各保険者間で、前期高齢者の医療費が、各保険者間で平等に負担されるように調整される財政上の仕組みを特徴とする。

ここに、前期高齢者とは「65 歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日でありときは、その日の属する月）以後で加入者であって、75 歳に達する日の

属する月以前であるものその厚生労働省令で定めるもの。」（法第 32 条 1 項）である。

なお、退職者医療制度は 65 歳未満の退職者を対象として平成 26 年まで存続する。

（後期高齢者医療制度）

後期高齢者保険制度とは、現役世代と高齢者との医療費の負担を明確にして公平でわかりやすくすることを目的に、後期高齢者を別建てとした制度である。

ここに、後期高齢者とは、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の者、又は、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療区域連合の認定を受けたもの（法第 50 条）である。

各都道府県の区域ごとに全市町村が加入する広域連合が設立され、保険料の決定、資格喪失決定、医療費の支払等が行なわれる。

市町村の主な業務は、保険料の徴収、徴収した保険料の広域連合への納付、保険証の発行等である。

財源は、国・県・市からの公費負担が約 5 割、現役世代からの支援が約 4 割、後期高齢者からの保険料が約 1 割で構成されている。

③　市の役割

以上のうち市が担当している制度は、市町村国民健康保険（退職者医療制度及び前期高齢者医療制度を含む）と後期高齢者医療である。なお、国民健康保険の保険者として、介護保険についても業務を行っている。

各制度での市の具体的な役割は以下のようになる。

ア．市町村国民健康保険

保険者としての役割

- 保険料の賦課、徴収（後期高齢者医療の支援金分を含む）
- 加入資格の得喪及び保険証の発行
- 給付の決定、支払
- 前期高齢者納付金の支払
- 介護納付金の支払
- 後期高齢者医療支援金の支払
- 特定健康診査及び特定保険指導等の保健事業の実施

以上を保険年金課が担当している。

イ．後期高齢者医療

保険者である都道府県広域連合の窓口としての役割

- 保険料の徴収

・ 保険料の広域連合への納付

・ 保険証の発行

以上は保険年金課が担当するが、その他一般会計からの歳出として、定率公費負担の支払及び広域連合基盤安定制度への負担金の支払がある。

ウ．介護保険

・ 介護保険料の賦課、徴収

・ 介護納付金の支払

介護保険については、介護保険管理室と保険年金課が担当するが、このうち国民健康保険の保険料と一緒に賦課徴収されるのは、第 2 号被保険者（国民保険加入者で、40 歳以上 65 歳未満の介護保険対象者）の介護保険であり、保険年金課が担当している。詳細は介護保険制度の項を参照。

（2）国民健康保険の状況

① 加入状況

市における市町村国民健康保険（以下、国民健康保険）の加入状況は以下のとおりである。

	区　分	平成 18 年度	19 年度	20 年度
世帯	被保険者世帯	70,655	71,395	60,618
	全世帯数	148,168	152,449	156,015
	加入率	47.7%	46.8%	38.9%
被保険者	退職被保険等	27,288	28,226	5,223
	老　　人	23,709	22,874	
	一般被保険者	82,190	81,931	104,151
	計	133,187	133,031	109,374
	内､第 2 号被保険者	40,645	39,190	37,929
	人　　口	386,050	390,219	394,818
	加入率	34.5%	34.1%	27.7%

（市資料より）

(注)1. 被保険者世帯数及び被保険者数は、平成 18・19 年度は、事業年報ベースの 3 月から翌年 2 月までの平均値である。平成 20 年度は、制度改正が 4 月に行なわれたため、4 月から翌年 3 月までの平均値である。

2. 全世帯数及び人口は、年度末の数字である。

3. 第2号被保険者は、国民保険加入者で、40歳以上65歳未満の介護保険対象者である。

平成 20 年度において後期高齢者医療制度の創設等の制度改正があり、前年度までと大きく変化している。被保険世帯の減少は、75 歳以上のみで構成される世帯が国保から離脱し、後期高齢者医療制度へ移ったためである。

退職被保険者等の減少は、65 歳以上 75 歳未満の者の多くが、前期高齢者として一般被保険者に分類されたことによる。また、老人は制度変更により、一般被保険者及

び後期高齢者へと各々移った。

さらに、平成 20 年度の加入率を、東葛地域の 8 市と比較すると以下のようになる。

		柏市	市川市	船橋市	松戸市	野田市
世帯	被保険者世帯	60,618	75,645	95,059	83,724	26,963
	全世帯数	156,015	218,000	253,803	208,747	56,534
	加入率	38.9%	34.7%	37.5%	40.1%	47.7%
被保険者	退職被保険等	5,223	6,382	9,693	6,104	3,790
	一般被保険者	104,151	118,970	150,075	136,105	46,963
	計	109,374	125,352	159,768	142,209	50,753
	内、第 2 号被保険者	37,929	46,600	54,640	50,339	18,991
	人　口	394,818	474,313	595,820	483,018	154,491
	加入率	27.7%	26.4%	26.8%	29.4%	32.9%

		流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	浦安市
世帯	被保険者世帯	23,796	22,381	18,171	20,313
	全世帯数	62,991	53,254	40,896	72,840
	加入率	37.8%	42.0%	44.4%	27.9%
被保険者	退職被保険等	3,054	3,778	2,680	2,169
	一般被保険者	39,006	33,299	30,050	32,566
	計	42,060	37,077	32,730	34,735
	内、第 2 号被保険者	15,349	12,779	11,598	12,679
	人　口	159,446	134,666	105,771	163,409
	加入率	26.4%	27.5%	30.9%	21.3%

（市資料より）

各市の人口に対する加入率は、浦安市の 21.3%、野田市の 32.9%を除けば、26%から 31%であり、柏市も 27.7%である。

② 保険料

保険料は、診療行為に対する医療分、後期高齢者医療制度への支援金分、介護保険分（第 2 号被保険者分）が別々に算定されている。また、世帯の所得に応じた所得割、世帯の加入者数に応じた均等割、一世帯ごとに課される平等割から構成されており、それぞれ最高限度額が決まっている。

保険料の推移は以下のようになる。

区　分		平成 18 年度	19 年度	20 年度
医療分	均等割	21,000 円	〃	24,000 円
	平等割	16,000 円	〃	13,000 円
	所得割	8.50%	〃	4.00%
	限度額	530,000 円	560,000 円	470,000 円
支援金分	均等割	－	－	12,000 円
	所得割	－	－	1.80%
	限度額	－	－	120,000 円
介護分	均等割	11,500 円	13,000 円	〃
	所得割	1.40%	1.70%	〃
	限度額	90,000 円	〃	〃

（市資料より）

平成20年度について、前述の8市と比較すると以下のとおりである。

区　分		柏市	市川市	船橋市	松戸市	野田市
医療分	均等割	24,000円	12,000円	16,090円	17,500円	15,500円
	平等割	13,000円	20,400円	－	15,900円	19,000円
	所得割	4.0%	7.3%	6.5%	7.3%	6.5%
	資産割	－	－	－	－	15.0%
	限度額	470,000円	470,000円	470,000円	470,000円	470,000円
支援金分	均等割	12,000円	6,000円	5,860円	5,000円	6,000円
	所得割	1.8%	1.4%	2.6%	2.1%	1.8%
	限度額	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円
介護分	均等割	13,000円	7,200円	9,610円	12,900円	11,500円
	所得割	1.7%	1.0%	1.2%	1.6%	1.4%
	限度額	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円

区　分		流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	浦安市
医療分	均等割	16,200円	18,000円	15,600円	9,000円
	平等割	15,600円	18,600円	21,600円	12,000円
	所得割	7.3%	7.3%	7.2%	5.6%
	資産割	－	－	－	－
	限度額	470,000円	470,000円	470,000円	450,000円
支援金分	均等割	4,200円	4,200円	5,400円	4,000円
	所得割	1.8%	2.0%	1.8%	1.4%
	限度額	120,000円	120,000円	120,000円	110,000円
介護分	均等割	12,600円	12,600円	13,000円	12,000円
	所得割	1.4%	1.6%	1.5%	0.9%
	限度額	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円

（市資料より）

柏市の保険料が近隣に比べて高いか低いかは、この表からは判明しない。

そこで、退職被保険者等及び一般被保険者の一人当たり保険料を比較すると以下のようになる。

（単位:円）

区　分			柏市	市川市	船橋市	松戸市	野田市
医療分	1人当たり保険料	一般	57,614	77,967	62,774	74,672	70,773
		退職	90,041	79,928	69,828	80,076	83,124
支援金分	1人当たり保険料	一般	22,310	16,550	22,507	18,682	17,225
		退職	36,895	17,016	25,424	21,445	20,573
介護分	1人当たり保険料	一般	23,949	17,063	18,563	24,696	データなし
		退職	37,022	18,909	26,445	27,358	データなし
計	1人当たり保険料(除く介護)	一般	79,924	94,517	85,281	93,354	87,998
		退職	126,936	96,944	95,252	101,521	103,697
	1人当たり保険料(含む介護)	一般	103,873	111,580	103,844	118,050	－
		退職	163,958	115,853	121,697	128,879	－

区　分			流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	浦安市
医療分	1人当たり保険料	一般	76,235	81,634	73,939	68,089
		退職	75,469	61,404	77,861	78,847
支援金分	1人当たり保険料	一般	17,173	19,034	17,367	16,604
		退職	17,563	14,769	18,868	19,556
介護分	1人当たり保険料	一般	25,613	22,523	22,314	22,296
		退職	14,811	31,800	32,613	26,298
計	1人当たり保険料(除く介護)	一般	93,408	100,668	91,306	84,693
		退職	93,032	76,173	96,729	98,403
	1人当たり保険料(含む介護)	一般	119,021	123,191	113,620	106,989
		退職	107,843	107,973	129,342	124,701

（市資料より）

介護保険を除いた一人当たり保険料に着目すると、一般被保険者の保険料は最も安くなっている。しかし、退職被保険者等の保険料は一般被保険者と同じ料率で決定されているにもかかわらず最も高くなっている。これは退職者について、柏市は近隣市と比べて高所得の加入者が多いためと考えられる。

また、一般被保険者については、近隣市と比べても所得に大きな違いがないとしても、柏市の保険料7割軽減適用が機能していると考えられる。

総じて、近隣市と比べて安い保険料となっている。

以下は平成20年度の最大軽減（所得　無所得～33万円未満）適用後の保険料の比較である。

（単位:円）

区　分		柏市	市川市	船橋市	松戸市	野田市
最大軽減割合		7割	6割			
医療分	均等割	7,200	4,800	6,436	7,000	6,200
	平等割	3,900	8,160	0	6,360	7,600
	所得割					
	資産割					
	小計	11,100	12,960	6,436	13,360	13,800
支援金分	均等割	3,600	2,400	2,344	2,000	2,400
	所得割					
	小計	3,600	2,400	2,344	2,000	2,400
介護分	均等割	3,900	2,880	3,844	5,160	4,600
	所得割					
	小計	3,900	2,880	3,844	5,160	4,600
3種計		18,600	18,240	12,624	20,520	20,800
順位		6	7	9	4	3
医療+支援		14,700	15,360	8,780	15,360	16,200
順位		6	4	9	4	3

区　分		流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	浦安市
最大軽減割合		6割			
医療分	均等割	6,480	7,200	6,240	3,600
	平等割	6,240	7,440	8,640	4,800
	所得割				
	資産割				
	小計	12,720	14,640	14,880	8,400
支援金分	均等割	1,680	1,680	2,160	1,600
	所得割				
	小計	1,680	1,680	2,160	1,600
介護分	均等割	5,040	5,040	5,200	4,800
	所得割				
	小計	5,040	5,040	5,200	4,800
3種計		19,440	21,360	22,240	14,800
順位		5	2	1	8
医療+支援		14,400	16,320	17,040	10,000
順位		7	2	1	8

（市資料より）

最大軽減割合7割を実現しているのは、柏市だけである。

③　国民健康保険特別会計の推移

国民健康保険は特別会計で運用されている。平成 20 年度までの 3 年間の推移は以下のとおりである。

（単位:千円）

【歳入】			
	平成 18 年度	19 年度	20 年度
国民健康保険料・税	11,763,040	12,070,552	9,389,891
国民健康保険料	11,713,375	12,014,576	9,350,573
国民健康保険税	49,665	55,976	39,318
国庫支出金	7,174,169	7,163,095	6,903,343
療養給付費交付金	5,817,260	6,849,985	2,622,623
前期高齢者交付金	－	－	6,746,734
県支出金	1,352,317	1,385,932	1,307,009
連合会支出金	1,120	－	－
共同事業交付金	1,679,888	3,049,937	－
高額医療費共同事業交付金	－	－	680,528
保険財政共同安定化交付金	－	－	2,750,495
繰入金	2,619,017	2,750,000	2,400,000
（再掲）制度的繰入	1,465,248	1,472,877	1,752,814
（再掲）その他繰入	1,153,769	1,277,123	647,186
繰越金	945,252	1,096,682	973,425
その他収入	131,164	213,477	200,650
歳入合計	31,483,227	34,579,660	33,974,698
【歳出】			
総務費	602,453	616,286	623,919
保険給付費	19,720,924	21,735,410	22,152,110
審査支払手数料	75,934	77,254	78,982
後期高齢者支援金等	－	－	4,213,197
前期高齢者納付金等	－	－	5,673
老人保健拠出金	6,099,101	6,107,030	927,967
介護納付金	2,038,892	1,919,929	1,672,006
共同事業拠出金	1,629,054	2,862,922	－
高額医療費共同事業拠出金	－	－	571,987
保険財政共同安定化拠出金	－	－	2,569,356
保健事業費	111,422	143,534	347,319
その他の支出	108,765	143,870	29,481
歳出合計	30,386,545	33,606,235	33,191,997
決算収支差額	1,096,682	973,425	782,701

（市資料より）

国民健康保険は被保険者からの「国民健康保険料・税」、国からの負担金・調整金である「国庫支出金」、県からの調整金である「県支出金」、社会保険診療報酬支払基金からの各種交付金を財源としている。平成 20 年度からは、制度変更に伴って「前期高齢者交付金」が社会保険診療報酬基金から交付されている。

歳出の主なものは、国保連合会へ納付される「保険給付費」・「共同事業拠出金」、社会保険診療報酬支払基金への「老人保健拠出金」・「介護納付金」、市の事務費に相当する「総務費」、市の保健事業に当てられる「保健事業費」である。

なお、平成 20 年度の制度改正で、後期高齢者医療制度が国民健康保険から分離されたため、4,213 百万円の「後期高齢者支援金等」が都道府県広域連合に納付されている。

歳入の「繰入金」は一般会計からの繰入である。「制度的繰入」は県・国から一般会計へ補填されるが、「その他繰入」は柏市民全体で負担することとなる。平成 18 年度で 1,153 百万円、平成 19 年度は 1,277 百万円が繰入れられているが、平成 20 年度では 647 百万円である。

近隣 8 市の平成 20 年度の国民健康保険会計の状況は以下のとおりである。

（単位:千円）

【歳入】					
	柏市	市川市	船橋市	松戸市	野田市
国民健康保険料・税	9,389,891	11,678,513	13,675,394	12,984,918	4,721,159
国民健康保険料	9,350,573	－	13,675,394	12,984,228	－
国民健康保険税	39,318	11,678,513	－	690	4,721,159
国庫支出金	6,903,343	8,535,988	10,322,949	10,061,171	3,525,979
療養給付費交付金	2,622,623	2,728,498	4,380,235	2,272,066	1,476,546
前期高齢者交付金	6,746,734	5,450,502	10,883,337	7,433,399	2,788,208
県支出金	1,307,009	1,650,945	1,914,690	1,804,736	636,303
高額医療費共同事業交付金	680,528	691,946	820,719	837,084	342,208
保険財政共同安定化交付金	2,750,495	3,038,995	3,895,884	3,627,844	1,357,182
繰入金	2,400,000	3,900,000	4,645,605	5,033,777	802,997
（再掲）制度的繰入	1,752,814	1,445,689	1,917,605	1,648,267	537,997
（再掲）その他繰入	647,186	2,454,311	2,700,000	1,835,510	200,000
（再掲）基金	－	－	28,000	1,550,000	65,000
繰越金	973,425	106,908	596	770,566	40,980
その他収入	200,650	95,496	344,383	67,205	36,190
歳入合計	33,974,698	37,877,791	50,883,792	44,892,766	15,727,752
【歳出】					
総務費	623,919	569,843	925,466	645,443	185,384
保険給付費	22,152,110	23,461,677	34,311,255	28,429,263	10,349,989
審査支払手数料	78,982	91,406	123,919	100,857	36,303
後期高齢者支援金等	4,213,197	4,866,382	6,062,908	5,540,987	1,964,376
前期高齢者納付金等	5,673	6,553	8,164	7,461	2,645
老人保健拠出金	927,967	708,208	1,409,893	964,152	521,199
介護納付金	1,672,006	2,149,164	2,367,624	2,312,096	791,321
共同事業拠出金	－	－	－	－	－
高額医療費共同事業拠出金	571,987	709,549	862,152	792,662	300,901
保険財政共同安定化拠出金	2,569,356	3,253,633	3,916,435	3,561,864	1,251,659
保健事業費	347,319	417,136	711,652	207,325	121,833
その他の支出	29,481	56,396	138,368	1,797,167	179,698
歳出合計	33,191,997	36,289,947	50,837,836	44,359,277	15,705,308
決算収支差額	782,701	1,587,844	45,956	533,489	22,444

【歳入】				
	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	浦安市
国民健康保険料･税	4,095,605	3,705,703	3,153,675	3,106,025
国民健康保険料	4,095,343	―	3,152,955	―
国民健康保険税	262	3,705,703	720	3,106,025
国庫支出金	2,768,788	2,342,991	2,170,582	2,303,767
療養給付費交付金	1,251,668	1,189,796	770,537	566,194
前期高齢者交付金	2,922,046	2,677,689	2,026,257	971,408
県支出金	491,273	400,881	428,001	500,629
高額医療費共同事業交付金	283,203	184,829	224,780	174,660
保険財政共同安定化交付金	1,011,945	807,899	761,272	760,730
繰入金	565,426	683,817	641,483	1,544,041
(再掲)制度的繰入	513,833	504,567	301,452	386,091
(再掲)その他繰入	51,593	179,250	250,031	1,157,950
(再掲)基金	―	―	90,000	―
繰越金	31,440	445,018	230,303	394,988
その他収入	30,931	34,880	18,217	19,707
歳入合計	13,452,325	12,473,503	10,425,107	10,342,149
【歳出】				
総務費	292,430	256,861	86,552	215,833
保険給付費	8,958,247	7,635,168	6,628,957	6,357,221
審査支払手数料	32,804	28,068	23,086	26,142
後期高齢者支援金等	1,649,258	1,745,449	1,268,774	1,325,189
前期高齢者納付金等	2,221	2,350	1,708	1,784
老人保健拠出金	490,651	456,609	243,233	216,141
介護納付金	673,618	586,103	532,269	542,928
高額医療費共同事業拠出金	223,430	156,096	202,310	186,763
保険財政共同安定化拠出金	924,053	753,588	765,641	830,952
保健事業費	149,648	27,648	57,116	61,091
その他の支出	20,697	110,781	6,609	25,723
歳出合計	13,417,057	11,758,721	9,816,255	9,789,767
決算収支差額	35,268	714,782	608,852	552,382

(市資料より)

柏市の「その他収入」の主なものは延滞金 167 百万円である。柏市は他市と比較して延滞金を確実に徴収している。

柏市の「総務費」は他市に比べて多いが、これは「総務費」の計上方法が各市で異なっていることが原因と考えられる。柏市は特別会計に計上するが他市では一般会計に計上する場合もあると考えられる。

（３）収入事務の概要

①　収入プロセス
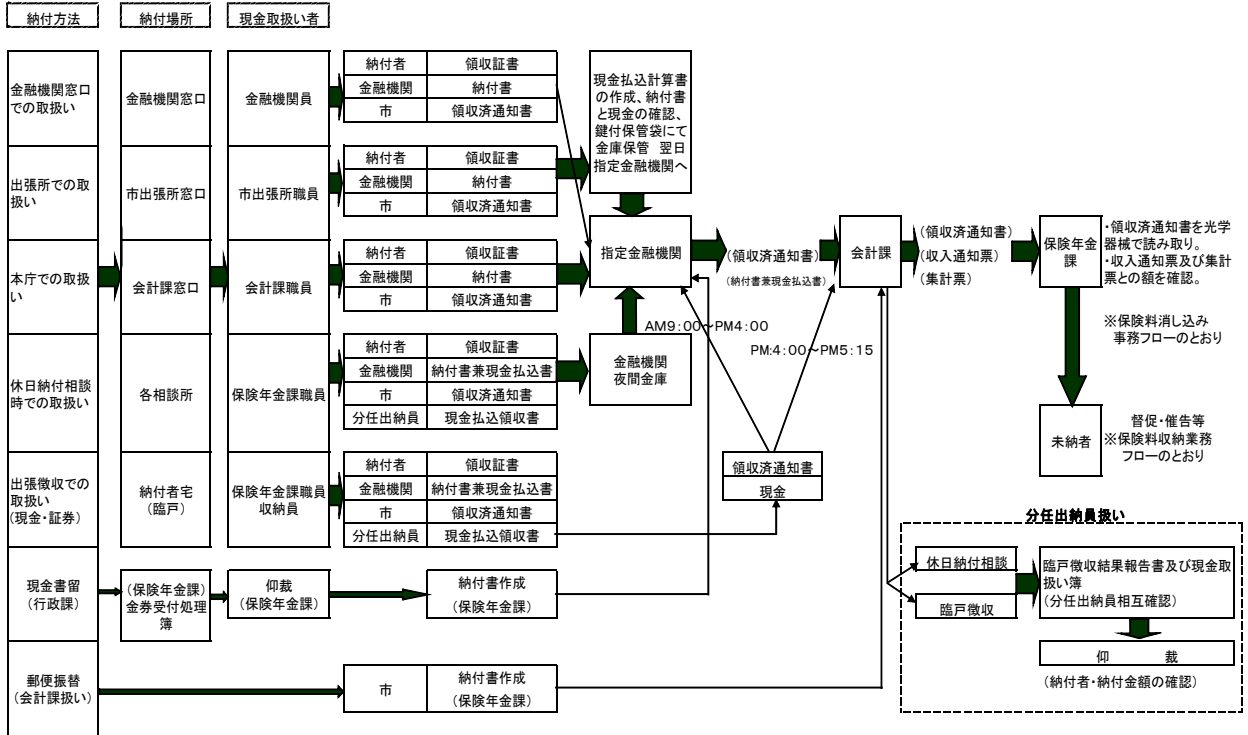
（市資料より）

②　調定額等の推移

【現年分】　（単位：千円）

区　分	平成 18 年度	19 年度	20 年度
調定額	12,433,897	12,704,815	9,957,211
収入額	11,070,760	11,319,156	8,683,139
不納欠損額	－	－	－
収入未済額	1,363,137	1,385,659	1,274,072
収納率	89.0%	89.1%	87.2%

【繰越分】　（単位：千円）

区　分	平成 18 年度	19 年度	20 年度
滞納繰越分	3,815,429	4,101,419	4,309,268
収入額	627,951	680,648	653,699
不納欠損額	383,240	384,356	419,990
収入未済額	2,804,238	3,036,415	3,235,579
収納率	16.5%	16.6%	15.2%

【合計】　（単位:千円）

区　分	平成18年度	19年度	20年度
調定額	16,249,327	16,806,234	14,266,479
収入額	11,698,712	11,999,804	9,336,838
不納欠損額	383,240	384,356	419,990
収入未済額	4,167,375	4,422,074	4,509,651
収納率	72.0%	71.5%	65.5%

（市資料より）

平成 20 年度で、収納率が現年分及び繰越分で低下している。原因は制度変更により、収納率が比較的高い後期高齢者対象者が国民健康保険から分離されたためと考えられる。

収入未済額は現年で 1,274 百万円、繰越分で 3,235 百万円に及んでいる。

③　収入未済額滞納年数別内訳（平成 20 年度末現在）

（単位:千円）

年　数	件数	金　額
1年以内	13,034	1,269,430
2年以内	10,090	1,067,355
3年以内	7,253	660,243
4年以内	3,353	457,835
5年以内	2,118	323,471
5年超	1,778	731,317
合計	37,626	4,509,651

（市資料より）

④　収入未済額の滞納原因別集計（平成 20 年度末現在）

現在、作成されていない。

⑤　収入未済額の状況（平成 20 年度末現在）

（単位:千円）

状　況	件数	金　額
分納中	6,941	3,021,502
差押中	424	524,901
財産調査中	—	—
その他	9,503	963,248
合計	16,868	4,509,651

（市資料より）

⑥　不納欠損

不納欠損額事由別推移

（単位：千円）

事　由	平成 18 年度	19 年度	20 年度
即消滅（現年）	－	－	－
即消滅（滞納繰越）	－	－	－
2 年時効	383,240	384,356	419,990
その他	－	－	－
合計	383,240	384,356	419,990

（市資料より）

不納欠損の事由は全て 2 年時効である。督促、分納誓約、一部分納、差押等の滞納処分の手続を経て、時効が中断するものもあるが、その後 2 年を迎えたものを不納欠損処理している。

⑦　回収促進策及び滞納防止策

ア．督促状発送状況

区　分	件　数	発 送 日
平成 20 年　1 期	12,977	平成 20 年　7 月 24 日
2 期	12,825	8 月 25 日
3 期	13,626	9 月 25 日
4 期	13,475	10 月 24 日
5 期	13,075	11 月 26 日
6 期	13,307	12 月 24 日
7 期	12,900	平成 21 年　1 月 26 日
8 期	13,227	2 月 24 日
9 期	13,045	3 月 25 日
10 期	12,792	4 月 23 日

（市資料より）

イ．催告書発送状況

区　分	件　数	発 送 日
5 月催告（現年＋繰越）	12,520	平成 20 年　5 月 14 日
10 月催告　（現年）	2,600	10 月　8 日
12 月催告（現年＋繰越）	14,784	12 月　3 日

（市資料より）

ウ．夜間電話催告実施状況

実 施 者：収納・滞納整理担当職員

実施頻度：概ね月 3 回

17 時 30 分から 19 時 30 分まで

（４）収納率

平成 20 年度の近隣 8 市と収納率を比較すると次のようになる。

（単位:%）

区　分		平成 18 年度	19 年度	20 年度
柏市	現年	89.0	89.1	87.2
	滞納繰越	16.5	16.6	15.2
	合計	72.1	71.4	65.5
市川市	現年	88.7	88.7	83.5
	滞納繰越	12.8	10.8	14.8
	合計	65.0	63.2	58.2
船橋市	現年	90.4	90.6	88.8
	滞納繰越	11.4	11.9	12.0
	合計	73.7	74.3	71.1
松戸市	現年	87.2	87.3	85.4
	滞納繰越	6.5	6.3	6.2
	合計	58.3	58.2	56.1
野田市	現年	90.2	89.3	87.2
	滞納繰越	19.4	17.9	16.8
	合計	68.5	69.1	67.4
流山市	現年	90.6	90.5	88.8
	滞納繰越	25.7	25.8	24.1
	合計	81.4	81.0	76.5
我孫子市	現年	90.7	90.2	88.5
	滞納繰越	13.4	12.3	15.2
	合計	75.9	73.9	69.3
鎌ヶ谷市	現年	91.5	93.1	91.0
	滞納繰越	14.3	16.4	14.6
	合計	73.1	74.5	71.2
浦安市	現年	88.5	89.5	88.1
	滞納繰越	12.1	13.2	13.6
	合計	62.9	63.9	62.6

（市資料より）

（５）監査の結果及び意見

① 収納率の向上について

市の収納率は、前述のように平成 20 年度で、現年分 87.2%、繰越分 15.2%である。近隣 8 市と比較しても特に低いとは言えない。

しかし、全国の中核市の収納率と比較すると決して高くはない。比較表として公表されたものではないが、ある中核市が集計した収納率の結果では、中核市 41 市の中で柏市は現年分で 27 位、繰越分では 9 位である。決して高順位とは言えない。特に現年分については、1 位は 93%台であり、上位 9 市が 90%台であった。また、繰越分については、1 位は 30%台で特殊な状況が考えられるものの、上位 8 位までが 18%台である。

市自身も収納率の向上を意識しており、平成 20 年度収納対策実施計画では、現年分 90%、繰越分 18%を目標としている。

【意見】

低い収納率、多額の収入未済額は、国民健康保険の運営に重大な悪影響を及ぼす。

収入未済額の増加は、将来的に保険料の引上げにつながり、結果的に、正規の保険料を支払っている加入者に更なる負担を求めることになることから、加入者間に不公平が発生することになる。

さらに、収入未済額の増加は、市の一般会計からの繰入金「その他繰入」の増加となり、国民健康保険に加入していない市民に負担を求める結果となる。ちなみに、平成 20 年度の市の国民健康保険の加入率は 27.7%であり、「その他繰入」は 647 百万円であった。市民間で不公平が生じていることになる。

参考として、「その他繰入」について、入手できるデータを基に、近隣 8 市と比較してみる。

前述のように、平成 20 年度の近隣 8 市の特別会計での「その他繰入」は、各市の保険の規模、人口等の相違により、単純に比較はできない。

そこで、仮に歳入合計に対する「その他繰入」の比率を計算してみる。

（単位:千円）

	柏市	市川市	船橋市	松戸市	野田市
A 歳入合計	33,974,698	37,877,791	50,883,792	44,892,766	15,727,752
B その他繰入	647,186	2,454,311	2,700,000	1,835,510	200,000
B／A	1.9%	6.5%	5.3%	4.1%	1.3%

	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	浦安市
A 歳入合計	13,452,325	12,473,503	10,425,107	10,342,149
B その他繰入	51,593	179,250	250,031	1,157,950
B／A	0.4%	1.4%	2.4%	11.2%

この比率をみると柏市は流山市、野田市、我孫子市に次いで 4 番目に低い 1.9%である。

さらに、市民1人当たりの「その他繰入」を算出すると以下のようになる。

	柏市	市川市	船橋市	松戸市	野田市
A 総人口(人)	394,818	474,313	595,820	483,018	154,491
B その他繰入(千円)	647,186	2,454,311	2,700,000	1,835,510	200,000
B／A(円)	1,639	5,174	4,532	3,800	1,295

	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	浦安市
A 総人口(人)	159,446	134,666	105,771	163,409
B その他繰入(千円)	51,593	179,250	250,031	1,157,950
B／A(円)	324	1,331	2,364	7,086

これについても、柏市は4番目に低い1,639円である。

このように「その他繰入」に関する比率は近隣8市に比べて低い水準にある。しかし、「その他繰入」自体が存在することが、国民健康保険に加入していない市民にも負担させるという問題はある。収納率を向上し、収入未済額を減少させ、「その他繰入」を減少させ、市の一般会計の負担を軽減する必要があると考える。

② 滞納者分析について

前述のように、柏市においては平成20年度で、4,509百万円の収入未済額が発生しており、収納率も他の中核市に比べて低い。特に現年分については27位と低い。

現年分の滞納については、年齢別・職業別・所得階層別・賦課額段階別の分析が行なわれている。

平成20年度については以下のとおりである。

ア．平成20年度滞納者分析（年齢別）

区分	納付義務者			賦課額 A		収入額 B(A−C)		未納額 C		収納率 B/A
年齢	世帯数	未納付世帯数	未納付義務者比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	(%)
20歳未満	73	32	43.8%	996	0.0%	614	0.0%	382	0.0%	61.6%
20歳以上25歳未満	1,327	796	60.0%	63,726	0.6%	34,550	0.4%	29,176	2.3%	54.2%
25歳以上30歳未満	2,781	1,513	54.4%	209,101	2.1%	135,460	1.6%	73,641	5.8%	64.8%
30歳以上35歳未満	3,308	1,498	45.3%	379,370	3.8%	273,112	3.1%	106,258	8.3%	72.0%
35歳以上40歳未満	3,884	1,659	42.7%	577,518	5.8%	434,695	5.0%	142,823	11.2%	75.3%
40歳以上45歳未満	3,478	1,629	46.8%	644,231	6.5%	469,428	5.4%	174,803	13.7%	72.9%
45歳以上50歳未満	2,940	1,302	44.3%	588,471	5.9%	435,837	5.0%	152,634	12.0%	74.1%
50歳以上55歳未満	3,498	1,229	35.1%	666,137	6.7%	527,263	6.1%	138,874	10.9%	79.2%
55歳以上60歳未満	5,502	1,588	28.9%	990,743	10.0%	827,534	9.5%	163,209	12.8%	83.5%
60歳以上65歳未満	9,089	1,518	16.7%	1,713,736	17.2%	1,563,969	18.0%	149,767	11.8%	91.3%

区分 / 年齢	納付義務者			賦課額 A		収入額 B（A－C）		未納額 C		収納率 B/A
	世帯数	未納付世帯数	未納付義務者比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	（%）
65 歳以上 70 歳未満	12,458	1,110	8.9%	2,370,613	23.8%	2,270,101	26.1%	100,512	7.9%	95.8%
70 歳以上 75 歳未満	12,258	540	4.4%	1,752,569	17.6%	1,710,576	19.7%	41,993	3.3%	97.6%
75 歳以上										
還付未済額	－	－	－	－	－	13,107	0.2%	－	－	－
合計	60,596	14,414	23.8%	9,957,211	100.0%	8,696,246	100.0%	1,274,072	100.0%	87.3%

（市資料より）

年齢別には、一般的に年齢が若いほど滞納が多いと言われている。

確かに 20 歳未満から 30 歳未満までの収納率は低い（特に 20 歳以上 25 未満については 50%台に留まっている）。しかし、未納額でみるとこの年齢層では 103 百万円で、未納額全体の 8.1%にすぎない。

30 歳以上から 50 歳未満をみると、未納付義務者比は 40%台もあり、収納率は 72%から 75%であるが未納額は 576 百万円と未納額全体の 45.3%を占める。

高齢者の収納率は一般的に高いが、60 歳以上から 70 歳未満では、収納率は 90%台であるであるものの未納額は 250 百万円で全体の 19.6%を占める。

さらに、50 歳以上から 60 歳未満も収納率は 90%台であるが未納額は 302 百万円で全体の 23.7%を占める。

年齢別には若年層への納付の啓発はもとより、未納額の圧縮のためには 30 歳以上から 50 歳未満への啓発が効果的である。また、60 歳以上の未納額が多く、この世代への啓発も怠ってはならない。注目すべきは 50 歳以上から 60 歳未満であり、予想外に未納額が多いと考える。この世代がこのまま高齢化し、上の世代へ移行すると、従来高かった 60 歳代の収納率の下落も予想されることから、この世代への啓発も大切である。

イ．平成 20 年度滞納者分析（職業別）

区分 / 職業（所得種類）	納付義務者			賦課額 A		収入額 B(A－C)		未納額 C		収納率 B/A
	世帯数	未納付世帯数	未納付義務者比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	（%）
営 業	5,708	1,356	23.8%	1,574,135	15.8%	1,361,747	15.7%	212,388	16.7%	86.5%
農 業	370	21	5.7%	97,574	1.0%	95,153	1.1%	2,421	0.2%	97.5%
利 子	3	0	0.0%	229	0.0%	229	0.0%	0	0.0%	100.0%
配 当	115	4	3.5%	18,917	0.2%	18,280	0.2%	637	0.0%	96.6%
給 与	23,193	7,897	34.0%	3,771,552	37.9%	2,987,743	34.4%	783,809	61.5%	79.2%

区分 / 職業（所得種類）	納付義務者			賦課額 A		収入額 B(A－C)		未納額 C		収納率 B/A
	世帯数	未納付世帯数	未納付義務者比(%)	金額（千円）	構成比(%)	金額（千円）	構成比(%)	金額（千円）	構成比(%)	(%)
不動産	3,157	176	5.6%	1,028,514	10.3%	995,770	11.5%	32,744	2.6%	96.8%
雑	19,295	812	4.2%	2,835,634	28.5%	2,781,486	32.0%	54,148	4.2%	98.1%
譲渡（総合）	309	12	3.9%	72,683	0.7%	71,536	0.8%	1,147	0.1%	98.4%
譲渡（分離）	345	32	9.3%	165,279	1.7%	157,890	1.8%	7,389	0.6%	95.5%
譲渡（株式等）	4	0	0.0%	404	0.0%	404	0.0%	0	0.0%	100.0%
業種不明	4,454	3,079	69.1%	309,650	3.1%	148,098	1.7%	161,552	12.7%	47.8%
収入なし	3,643	1,025	28.1%	82,640	0.8%	64,803	0.7%	17,837	1.4%	78.4%
還付未済額	－	－	－	－	－	13,107	0.2%	－	－	－
合計	60,596	14,414	23.8%	9,957,211	100.0%	8,696,246	100.0%	1,274,072	100.0%	87.3%

（市資料より）

職業別（市民税の賦課コードでの分類）では、業種不明（未申告及び1月1日に柏市在住でなかった者）が未納付義務者比69.1%、収納率47.8%が目立つが、未納額は161百万円で全体の12.7%である。むしろ、給与は、収納率は79.2%であるものの、未納額では783百万円もあり未納額全体の61.5%を占める。給与所得者の収納額を増加させる対策を講じるとともに、重点的にそれを実施することにより全体の収納額を増加させることが必要であると考える。

ウ．平成20年度滞納者分析（所得階層別）

区分 / 所得階層	納付義務者			賦課額 A		収入額 B（A－C）		未納額 C		収納率 B/A
	世帯数	未納付世帯数	未納付義務者比(%)	金額（千円）	構成比(%)	金額（千円）	構成比(%)	金額（千円）	構成比(%)	(%)
700万円以上	2,157	173	8.0%	1,401,975	14.1%	1,350,248	15.5%	51,727	4.1%	96.3%
600万円以上700万円未満	733	102	13.9%	373,396	3.8%	342,054	3.9%	31,342	2.5%	91.6%
500万円以上600万円未満	1,175	169	14.4%	523,749	5.3%	477,500	5.5%	46,249	3.6%	91.2%
400万円以上500万円未満	2,265	372	16.4%	860,303	8.6%	768,952	8.8%	91,351	7.2%	89.4%
300万円以上400万円未満	4,581	912	19.9%	1,404,963	14.1%	1,221,879	14.1%	183,084	14.4%	87.0%
200万円以上300万円未満	8,733	1,933	22.1%	1,984,472	19.9%	1,695,385	19.5%	289,087	22.7%	85.4%
100万円以上200万円未満	13,652	2,949	21.6%	2,086,036	21.0%	1,807,396	20.8%	278,640	21.9%	86.6%
100万円未満	10,035	2,396	23.9%	652,197	6.5%	546,067	6.3%	106,130	8.3%	83.7%
33万円以下	13,005	2,424	18.6%	389,327	3.9%	344,989	4.0%	44,338	3.5%	88.6%

所得階層＼区分	納付義務者 世帯数	未納付世帯数	未納付義務者比(%)	賦課額A 金額（千円）	構成比(%)	収入額B(A−C) 金額（千円）	構成比(%)	未納額C 金額（千円）	構成比(%)	収納率B/A (%)
所得不明	4,260	2,984	70.0%	280,793	2.8%	128,669	1.5%	152,124	11.9%	45.8%
還付未済額	−	−	−	−	−	13,107	0.2%	−	−	−
合計	60,596	14,414	23.8%	9,957,211	100.0%	8,696,246	100.0%	1,274,072	100.0%	87.3%

（市資料より）

所得不明（主に未申告）の未納付義務者比 70.0%、収納率 45.8%を別にすればさほどのバラツキはなく、傾向として、所得が高いほど収納率が高い。

特徴的なのは、所得 33 万円以下の収納率が高い。均等割と平等割の 7 割軽減の効果もあるが、かなり高い収納率といえる。この階層の収納率の高さは、所得が低くても、納付の意思があれば払うことができるとの解釈もできる。100 万円未満、200 万円未満さらには 300 万円未満の階層でも、かならずしも所得が低いから納付しない訳ではないと考えられる。

また、700 万円以上の未納額が 51 百万円もあり、高額所得者でも支払能力はあるがあえて納付しない者が存在することが予想される。各所得階層での積極的な啓発が必要である。

エ．平成 20 年度滞納者分析（賦課額段階別）

賦課額＼区分	納付義務者 世帯数	未納付世帯数	未納付義務者比(%)	賦課額A 金額（千円）	構成比(%)	収入額B(A−C) 金額（千円）	構成比(%)	未納額C 金額（千円）	構成比(%)	収納率B/A (%)
60 万円以上	1,030	76	7.4%	794,585	8.0%	768,084	8.8%	26,501	2.1%	96.7%
55 万円以上 60 万円未満	557	58	10.4%	377,378	3.8%	355,336	4.1%	22,042	1.7%	94.2%
50 万円以上 55 万円未満	576	98	17.0%	351,490	3.5%	318,619	3.7%	32,871	2.6%	90.6%
45 万円以上 50 万円未満	757	132	17.4%	418,203	4.2%	373,738	4.3%	44,465	3.5%	89.4%
40 万円以上 45 万円未満	1,036	188	18.1%	511,801	5.1%	452,684	5.2%	59,117	4.6%	88.4%
35 万円以上 40 万円未満	1,485	327	22.0%	647,219	6.5%	560,964	6.5%	86,255	6.8%	86.7%
30 万円以上 35 万円未満	2,206	489	22.2%	832,423	8.4%	718,011	8.3%	114,412	9.0%	86.3%
25 万円以上 30 万円未満	3,187	627	19.7%	1,016,631	10.2%	889,224	10.2%	127,407	10.0%	87.5%
20 万円以上 25 万円未満	4,666	940	20.1%	1,214,780	12.2%	1,062,274	12.2%	152,506	12.0%	87.4%
15 万円以上 20 万円未満	6,817	1,268	18.6%	1,381,065	13.9%	1,218,239	14.0%	162,826	12.8%	88.2%
10 万円以上 15 万円未満	7,169	1,867	26.0%	1,041,524	10.5%	871,053	10.0%	170,471	13.4%	83.6%
5 万円以上 10 万円未満	8,992	3,002	33.4%	762,722	7.7%	598,367	6.9%	164,355	12.9%	78.5%

区分 賦課額	納付義務者			賦課額 A		収入額 B（A－C）		未納額 C		収納率 B/A
	世帯数	未納付 世帯数	未納付 義務者比 (%)	金額 （千円）	構成比 (%)	金額 （千円）	構成比 (%)	金額 （千円）	構成比 (%)	(%)
5 万円未満	22,118	5,342	24.2%	607,390	6.1%	496,546	5.7%	110,844	8.7%	81.8%
還付未済額	－	－	－	－	－	13,107	0.2%	－	－	－
合計	60,596	14,414	23.8%	9,957,211	100.0%	8,696,246	100.0%	1,274,072	100.0%	87.3%

（市資料より）

ほぼバラツキはなく、所得が多く賦課額が高いほど収納率が高い傾向にある。

【意見】

上記のように市は、現年分の滞納について、年齢別・職業別・所得階層別・賦課額段階別の分析を行っており、これらの分析は滞納の実態を表しており有用である。

しかし、現在、収入未済額の現年分・繰越分について滞納原因別の集計が行なわれていない。滞納の原因としては、事業不振、倒産、破産、事業休廃止、納付意識欠如、借入過多、死亡、長期療養、所得減、行政への不満等が考えられる。滞納原因の把握は、上記の分析と相まって、より効果的に具体的な収納対策の検討に結びつき収納率の向上に繋がると考えられる。

例えば、イの職業別分析では給与所得者への対応策の検討が必要だが、これに原因別分析を加味して、納付意識の欠如が原因である者には、給与の差押えを行なう等が考えられる。

収納率向上のためには、滞納の原因を分析し、それに対応する解決策を講じる必要があると考える。

③　特定健康診査（メタボ健診）の利用率向上に基づく保険給付費の削減について

市は、保健事業として以下のような事業を行ってきた。

・ 人間ドック受診費助成
・ 脳ドック受診費助成
・ はり・きゅう施術等の助成
・ 食生活講座
・ 特定保健指導運動施設等利用助成

さらに、平成 20 年度からは特定健康診断及びその結果に基づく特定保健指導を行っている。この健診は、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の予防に重点をおき、該当者及び予備群を早期に発見し、病気になる前に特定保健指導を通して生活習慣病の発症を防ぐことを目的としている。対象者は国民健康保険加入者で平成 22 年 3 月末までに 40 歳から 75 歳になる者である。受診料は無料であり、市から受診券が郵送される。

平成 20 年度における利用状況は以下のとおりになっている。

対象者数	受診者数 (注)1.	受診率	受診者の状況(注)2.		
			情報提供 対象者	動機付け支援 対象者	積極的支援 対象者
74,453 人	21,951 人 (23,728 人)	29.5% (31.9%)	22,112 人	1,153 人	393 人

（市資料より）

(注)1. 受診者数のカッコ内は、人間ドック受診者を含む
2. 情報提供：結果返却の際に、検診結果の見方のわかる資料や健康づくりに役立つ情報を提供すること。
動機付け支援：保健師や管理栄養士と話し合い、生活習慣改善のための行動目標を設定する。運動や食事の改善を後押しするため、スポーツクラブの利用費助成や食生活講座の利用。6 ヶ月後に目標の達成度や体の様子の質問を行なう。
積極的支援：動機付け支援と同様であるが、6 ヶ月間、保健師等が電話やメール、手紙等で継続的に質問を行なう。

さらに、動機付け支援対象者・積極的支援対象者に実際に行なわれた特定保険指導は次のとおりである。

特定健康診査に基づく特定保健指導

	指導の状況	
	動機付け支援	積極的支援
実施数	287 人	66 人
実施率	24.9%	16.8%

（市資料より）

【意見】

メタボ健診の利用状況は、かなり低いと言わざるを得ない。利用率の向上は予防医学につながり、医療費の抑制となる。医療費の減少は保険給付費の削減となり、結果として保険料の引下げや市の繰入金の減少にもつながる。

さらに、メタボ検診の利用率の低さは、制度的に歳出である後期高齢者支援金を増加させ、市の繰入金を増加させることになる。すなわち、市が予め目標として設定した受診率に関する 5 年間の達成度合いによって、市の後期高齢者支援金が、通常算定額の最大 10%増となる仕組みとなっている。現在、市が掲げている平成 24 年度の目標は 65.0%であり、後期高齢者負担金の割り増しを回避するためにも、大幅に現状の利用状況を高める必要があると考える。市は広報誌・ホームページでメタボ健診の有用性をＰＲしているが、さらなるＰＲやメタボ健診自体がより魅力的であるように検査項目を追加する等の対策を講じる必要があると考える。市は現在、利用者の要望を「特定健診へのご意見・ご要望」としてまとめているが、さらに情報を収集し利用者のニーズを的確に把握し、メタボ健診のメニューを検討することが望まれる。

④　督促手数料の取扱いについて

「柏市税外諸収入の徴収に関する条例」は、第 3 条で督促手数料 10 円の徴収を定めている。この条例は、市税等を除く諸収入に適用されるので、国民健康保険料の督促に関しても適用される。

しかし、国民健康保険料に関しては、市では昭和 63 年まで市税として徴収してきた経緯から、柏市国民健康保険条例で定める以外のことは、柏市国民健康保険条例第 34 条の規定により、柏市税条例の適用を受けることとして運用している。

督促手数料に関する規定は柏市税条例になく、督促手数料は徴収されていない。

【意見】

このように、督促手数料については、徴収しない事に一定の事由があるが、その根拠は明確であるとはいえない。市税外諸収入である国民健康保険料について、その督促手数料の取扱は柏市国民健康保険条例をもって、その旨を明らかにしておくこと必要であると考える。

１２．国民健康保険税

（1）国民健康保険税と国民健康保険料

国民健康保険は、その主な財源を被保険者から徴収することによって成り立っている制度であるが、徴収の方法には保険税による方法と保険料による方法がある。

平成 20 年度において、東葛地域で保険料方式を採用しているのは、柏市、船橋市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市である。一方、保険税方式を採用しているのは、市川市、野田市、我孫子市、浦安市である。

保険税と保険料との相違点は、徴収権及び還付請求権の消滅時効が 5 年と 2 年であること等、以下のとおりである。

区　　分	保　険　税	保　険　料
法律規定	地方税法第 703 条の 4	国民健康保険法（以下、「国保法」という。）第 76 条
適用保険者	市町村	市町村、国民健康保険組合
徴収の根拠	地方税法及びこれに基づく条例	国保法と地方自治法並びにこれらに基づく条例
徴収手続	地方税法とこれに基づく条例	地方自治法、同法施行令及びこれに基づく条例
課税限度額	地方税法によって最高限度額が定められているため、その額を超えた条例の定めはできない	国保法施行令によって最高限度額の基準が定められているため、その額を超えた条例の定めはできない
都道府県知事に対する協議	賦課に関する諸事項は地方税法に規定がおかれており、協議の必要はない	料率の設定、変更は国保法第 12 条の規定により当該国保条例に改廃について知事に協議する
賦課権の期間制限	地方税法第 17 条の 5 の規定により 3 年（税額を減少させる賦課決定については 5 年）	国保法第 110 条の規定により 2 年
徴収権及び還付請求権の消滅時効	地方税法第 18 条及び第 18 条の 3 の規定により 5 年	国保法第 110 条の規定により 2 年
徴収権の優先順位	原則として、国の徴収金と同順位であり、他のすべての債権又は公課に優先	国税及び地方税に次ぐ
不服の申立て	直接の処分庁である市町村長に異議申立て	都道府県国民健康保険審査会に審査請求

柏市は、現在、保険料による賦課徴収を行っているが、昭和 63 年度から保険料に変更したものであり、その前は保険税による方法を採用していた。

また、平成 17 年 3 月 29 日に市は旧沼南町と合併したが、同町は保険税方式を採用しており、合併によって柏市と同じ保険料となった。

（2）収入事務の概要

① 収入プロセス

保険税の収入は、他の税目と一緒に行なわれている。よって、保険税の収入プロセスは他の税目のプロセスと同じである。

② 調定額等の推移

（単位:千円）

	平成 18 年度	19 年度	20 年度
調定額	547,801	476,737	397,372
収入額	49,664	55,975	39,318
不納欠損額	21,639	23,389	39,669
還付未済額	22	－	－
収入未済額	476,520	397,372	318,444
収納率	9.1%	11.7%	9.9%

（市資料より）

旧沼南町の過年度課税が 18 年度及び 19 年に若干発生していたが、更正増・遡及課税等である。平成 20 年度保険税による賦課はなかった。

よって、保険税に関する柏市の役割は、徴収業務であり、財政部収納課が他の市税とともに行っている。

滞納繰越分と現年分との内訳は以下のとおりである。

【繰越分】（単位:千円）

項　目	平成 18 年度	19 年度	20 年度
滞納繰越分	546,770	476,520	397,372
収入額	49,378	55,864	39,318
収納率	9.0%	11.7%	9.9%

【現年分】（単位:千円）

項　目	平成 18 年度	19 年度	20 年度
調定額	1,031	217	－
収入額	286	110	－
収納率	27.8%	51.1%	－

（市資料より）

なお、旧沼南町と旧柏市の収入未済額の推移は以下のとおりである。

（単位:千円）

区　分	平成 18 年度	19 年度	20 年度
旧柏市	15,771	12,274	10,705
旧沼南町	460,748	385,097	307,738
合計	476,520	397,372	318,444

（市資料より）

③　収入未済額滞納年数別内訳（平成 20 年度末現在）

年　　数	件数	金額(千円)
1 年以内	0	－
2 年以内	2	61
3 年以内	9	731
4 年以内	57	3,324
5 年以内	789	102,628
5 年超	591	211,699
合計	1,448	318,444

（市資料より）

④　収入未済額の滞納原因別集計（平成 20 年度末現在）

滞納原因	件数	金額(千円)
事業不振	23	17,280
倒産	1	482
破産	16	8,123
事業休廃止	1	239
納税意識欠如	203	142,989
借入過多	26	12,832
死亡	10	9,355
所得減	55	40,861
行政･課税不満	2	829
その他	28	22,227
合計	365	255,221

（市資料より）

(注)　市税全体で 50 万円以上の滞納者を抽出

⑤　収入未済額の状況（平成 20 年度末現在）

状　　況	件数	金額(千円)
分納中	395	119,875
差押中	199	130,783
その他	393	67,786
合計	987	318,444

（市資料より）

⑥　不納欠損額事由別推移

（単位: 千円）

事　　由	平成 18 年度	19 年度	20 年度
即消滅(現年)	－	－	－
即消滅(滞納繰越)	－	－	1,163
執行停止後 3 年の消滅	2,844	1,912	20,831
執行停止中の時効	7,121	9,317	4,118
5 年時効	11,674	12,159	13,556
合計	21,639	23,389	39,669

（市資料より）

平成 20 年度の不納欠損の増加の主な原因は、執行停止後 3 年の消滅である。それは、平成 16 年度の旧沼南町からの引継ぎ時に執行停止が多かったことによる。

１３．介護保険料

（１）介護保険制度の概要

介護保険制度は、40 歳以上の人全員が被保険者（保険加入者）となって、市区町村（広域連合、一部事務組合も含む）によって運営される強制加入の公的社会保険制度である。

① 加入者（被保険者）の種類

	対象者	保険給付の受給対象者
第 1 号被保険者	市区町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の人	市区町村に要介護認定の申請をして、要介護（要支援）の認定を受けた人
第 2 号被保険者	市区町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者	脳卒中や初老期認知症等の老化に起因する特定の疾病を原因として要介護（要支援）状態となった人で、市区町村から当該認定を受けた人

（市資料より）

② 保険料の額と納め方

ア．全市区町村共通

	保険料の額	保険料の納め方
第 1 号被保険者	所得段階別定額保険料 （市区町村によって異なる）	介護保険料として市区町村に納付する(注)1.
第 2 号被保険者	加入している医療保険によって異なる。 （健康保険の場合） 標準報酬×介護保険料率 （国民健康保険） 所得割、均等割等に按分	医療保険者（健康保険組合、国民健康保険等）が、介護保険料分も含めて医療保険料として被保険者から徴収し、納付金として一括して市区町村に納付する

（市資料より）

(注)1. 市区町村への納め方としては、普通徴収と特別徴収の 2 種類ある。

	原則	例外(※)
年金受給額が年額 18 万円以上の被保険者	特別徴収 （年金からの天引き）	普通徴収 （納入通知書により市区町村へ直接納付）
年金受給額が年額 18 万円未満の被保険者	普通徴収 （納入通知書により市区町村へ直接納付）	

（市資料より）

（※） 年金受給額が年額 18 万円以上の被保険者であっても、年度の途中で 65 歳に到達した人や他市町村からの転入者（以下、「年度途中の資格取得者」という。）については、普通徴収となる。

イ．市の担当部署

第 1 号被保険者の保険料：保健福祉部高齢者支援課介護保険管理室

第 2 号被保険者の保険料：市民生活部保険年金課

ウ．第 1 号被保険者の保険料の額

介護保険法第 129 条第 1 項によれば、市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないとされており、また、同条第 2 項によれば、その保険料は、政令及び条例が定める算定基準に従って計算した保険料率に基づく保険料額を課することとされている。

さらに、同条第 3 項では、中期的に安定した財源確保を可能にするという観点から、概ね 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料率を決定するよう要請している。

このような背景から、各市町村とも、介護保険の計画期間を 3 年とし、同時に保険料も、同一期間に対応した一律の料率に設定している。したがって、介護保険計画も、保険料も 3 年ごとに見直されることとなる。

エ．第 1 号被保険者の保険料算定のフロー
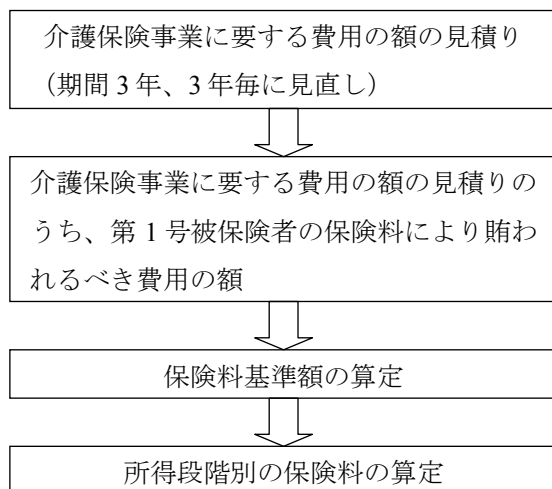
第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料は、市町村の介護サービス費用が賄えるように算出された基準額を基に決められる。

上記の算定式に基づいて決定された柏市の第 3 期（平成 18～20 年度）の保険料の基準額は、42,720 円（年額）となっており、下記オ．の表中の第 4 段階の保険料に対応している。

オ．第 1 号被保険者の保険料の額

介護保険事業の事業計画の内容や財政状況は、各市区町村ごとに異なるため、それに基づき設定される保険料も、各市区町村によって異なってくる。

市は、上記エ．の算定プロセスで決定した基準額にもとづき、所得に応じた負担になるよう、第 3 期（平成 18～20 年度）の保険料額を、以下の 9 段階に分けている。

所得段階	対象者	保険料の調整率	保険料年額 （月額）
第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者(注)1.で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.40	17,090 円 （1,424 円）
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(注)2.と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円以下	基準額×0.5	21,360 円 （1,780 円）
第 3 段階	世帯全員が前年に住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円を超える	基準額×0.75	32,040 円 （2,670 円）
第 4 段階	本人が住民税非課税で、同じ世帯に住民税課税者がいる場合	基準額×1.00	42,720 円 （3,560 円）
第 5 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、150 万円未満の場合	基準額×1.15	49,130 円 （4,094 円）
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 150 万円以上 200 万円未満の場合	基準額×1.30	55,540 円 （4,628 円）
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の場合	基準額×1.60	68,350 円 （5,696 円）
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 800 万円未満の方	基準額×1.80	76,900 円 （6,408 円）
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の方	基準額×2.00	85,440 円 （7,120 円）

（市資料より）

(注)1. 老齢福祉年金・・・明治 44 年（1911 年）4 月 1 日以前に生まれた人、又は大正 5 年（1916 年）4 月 1 日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金

2. 合計所得金額・・・「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額

カ．第 3 期（平成 18～20 年度）における第 1 号被保険者の介護保険料（基準額）の近隣他市比較

（単位:円）

	年額 （月額）
松戸市	46,080 (3,840)
千葉市	45,360 (3,780)
市川市	44,400 (3,700)
船橋市	44,400 (3,700)
習志野市	44,140 (3,679)
柏市	42,720 (3,560)

（市資料より）

上表のとおり、介護保険料の基準額を近隣他市と比較すると、市の保険料は 6 市の中では最も低い水準にあることがわかる。

③　サービスの利用と給付

被保険者になると保険料を納め、介護が必要と認定された時に、費用の一部（原則 10%）を支払って介護サービスを利用することが出来る。

被保険者が介護サービスを受けるに当たっては、まず、市の介護保険管理室への申請が必要となる。
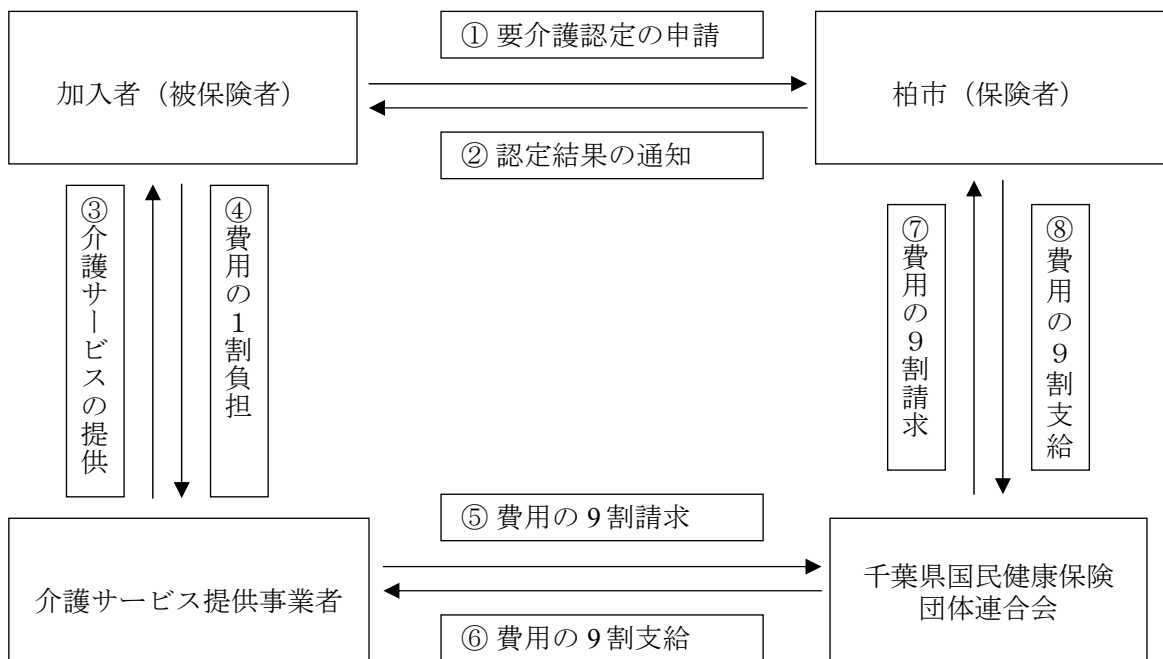
(1) 介護サービスを受けようとする被保険者は、市の窓口（介護保険管理室）で申請書と介護保険被保険者証を提出し、申請手続を行なう。

(2) 市は調査員による訪問調査の結果や主治医の意見書を基に、要介護度の判定を行い（要介護認定)、原則として申請から 30 日以内に、申請者に対し、認定結果通知書と被保険者証を交付する。

(3) 認定結果通知書における要介護度の度合いに応じて、利用できるサービスや月々の利用限度額が異なってくるため、被保険者は、それぞれの要介護度に応じたサービスを利用する。

(4) 被保険者は、利用したサービス費用の 1 割を、介護サービス提供事業者（以下、「事業者」）に支払う。

(5) 事業者は、サービス費用の 9 割を千葉県国民健康保険団体連合会に請求する。

(6) 千葉県国民健康保険団体連合会は、サービス費用の 9 割を事業者に支払う。

(7) 千葉県国民健康保険団体連合会は、サービス費用の 9 割を市に請求する。

(8) 市は、サービス費用の 9 割を千葉県国民健康保険連合会に支払う。

（２）収入事務の概要

① 収入プロセス

（市資料より）
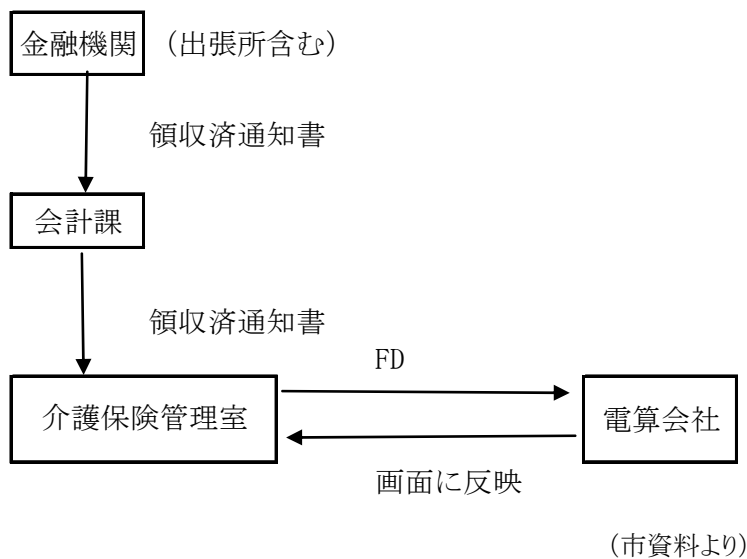
② 調定額等の推移

（単位：千円）

区　分		平成18年度	19年度	20年度
調定額	現年分（特別徴収）	2,438,009	2,769,871	2,944,056
	現年分（普通徴収）	583,973	455,543	464,317
	過年度分	73,601	93,144	105,272
	合計	3,095,585	3,318,559	3,513,645
収入額	現年分（特別徴収）	2,439,280	2,771,352	2,945,682
	現年分（普通徴収）	535,397	407,206	412,727
	過年度分	11,574	17,667	15,804
	合計	2,986,253	3,196,226	3,374,214
不納欠損額	現年分（特別徴収）	－	－	－
	現年分（普通徴収）	－	－	－
	過年度分	17,225	18,771	33,122
	合計	17,225	18,771	33,122
還付未済額	現年分（特別徴収）	1,271	1,481	1,626
	現年分（普通徴収）	258	197	191
	過年度分	－	10	15
	合計	1,530	1,688	1,832
収入未済額	現年分（特別徴収）	－	－	－
	現年分（普通徴収）	48,834	48,533	51,780
	過年度分	44,801	56,715	56,360
	合計	93,635	105,249	108,140
収納率	現年分（特別徴収）	100.0%	100.0%	100.0%
	現年分（普通徴収）	91.6%	89.3%	88.8%
	過年度分	15.7%	18.9%	15.0%
	合計	96.4%	96.2%	95.9%
不納欠損／収入未済額		18.7%	18.1%	31.1%

（市資料より）

介護保険制度そのものが導入されてまだ日が浅いが、介護保険料の収納率は総じて高い。これは介護保険料の徴収対象者が 65 歳以上の者であり、介護を身近に捉える被保険者が多いことや、不納付に対するペナルティ制度も厳しいため、被保険者の納付努力も高くなっていることが背景にあるのではないかと考えられる。

なお、介護保険料の徴収については、特別徴収の対象者は年金から天引き徴収され

るため、滞納が発生する余地はない。したがって、介護保険室の滞納管理は、もっぱら納付書によって納付する普通徴収者を主眼として行なわれている。

③　近隣他市の収納率比較

（単位:%）

市　　名		平成 18 年度	19 年度	20 年度	平均
柏市	現年分（特別徴収）	100.0	100.0	100.0	100.0
	現年分（普通徴収）	91.6	89.3	88.8	89.9
	過年度分	15.7	18.9	15.0	16.5
	合計	96.4	96.2	95.9	96.2
千葉市	現年分（特別徴収）	100.0	100.0	100.0	100.0
	現年分（普通徴収）	89.8	86.8	86.4	87.7
	過年度分	22.1	22.4	22.3	22.3
	合計	96.6	96.5	96.5	96.5
市川市	現年分（特別徴収）	100.0	100.0	100.0	100.0
	現年分（普通徴収）	86.1	82.6	82.4	83.7
	過年度分	16.7	16.8	15.6	16.4
	合計	95.0	94.8	94.8	94.9
松戸市	現年分（特別徴収）	100.0	100.0	100.0	100.0
	現年分（普通徴収）	87.4	84.2	84.0	85.2
	過年度分	17.7	17.3	18.5	17.8
	合計	95.6	95.2	95.3	95.4
船橋市	現年分（特別徴収）	100.0	100.0	100.0	100.0
	現年分（普通徴収）	91.6	88.6	88.2	89.5
	過年度分	23.8	23.4	25.9	24.4
	合計	97.1	97.1	97.2	97.1
習志野市	現年分（特別徴収）	100.0	100.0	100.0	100.0
	現年分（普通徴収）	92.5	89.7	88.5	90.2
	過年度分	39.5	33.2	26.9	33.2
	合計	97.6	97.5	97.2	97.4

（市資料より作成）

上表より、市の現年分（普通徴収）の徴収率は、3 年平均で 89.9%と 6 市の中では、2 番目の順位となっており、比較的高い水準となっている。ところが、過年度分の徴

収率については、3 年平均で 16.5%と、市川市や松戸市とともに 20%を下回っており、6 市中 5 番目の順位となっている。

この結果、現年分（普通徴収）の徴収率では、6 市の中で、比較的高い水準を維持しているものの、過年度分の徴収率の悪さがネックとなり、合計ベースの徴収率が 6 市の中で第 4 位となっている。

また、昨今の景気の低迷等の影響もあり、現年分（普通徴収）の徴収率は、年々、悪化する傾向にある。

④　収入未済額の滞納年数別内訳（平成 20 年度末現在）

（単位:千円）

年　数	人数(注)	金額(注)
1 年以内	1,891	51,589
2 年以内	1,491	41,668
3 年以内	980	9,258
4 年以内	137	2,029
5 年以内	66	1,054
5 年超	50	709
合計	4,615	106,307

（市資料より）

(注)　上記の人数及び金額には、還付未済額が含まれているため、
　　合計欄の金額は、②の表の金額と異なっている。

介護保険料の徴収権は、時効により 2 年で消滅する（介護保険法第 200 条第 1 項）ため、収入未済額の大部分は、1，2 年以内のものとなっている。一方、3 年以上のものは、督促（介護保険法第 200 条第 2 項）や分納誓約に基づく分割納付によって時効が中断されているものである。

⑤　収入未済額の滞納原因別集計

（単位:千円）

滞納原因	人数	金額
事業不振	0	－
倒産	0	－
破産	0	－
事業休廃止	0	－
納付意識欠如	0	－
借入過多	0	－
死亡	0	－
所得減	0	－
制度不満	0	－
その他	4,615	106,307
合計	4,615	106,307

（市資料より）

市は収入未済額が発生した原因の調査及び分析を行っていないため、滞納原因別の内訳については、上表のとおり、全て「その他」の区分に集計される結果となっている。

⑥　収入未済額の状況（平成20年度末現在）

（単位:千円）

現在の状況	人数	金額
分納中	不明	不明
差押中	0	－
財産調査中	0	－
その他	4,615	106,307
合計	4,615	106,307

（市資料より）

市は、常時、保険料の納付が困難な被保険者からの納付相談に応じており、そのうち、保険料の減免の適用要件を満たす被保険者に対しては、減免決定通知書を交付の上、保険料を減免しているが、それ以外の被保険者に対しては、分納誓約書に基づく分割納付（以下、「分納」という。）を勧めている。したがって、分納中の被保険者は存在しているものの、市は、各年度末時点における分納中の被保険者数やそれに対応する収入未済額を把握集計していないため、上表では、「不明」となっている。

また、市は、保険料の未納者に対しては、財産の差押やそのための財産調査は行っていないため、差押中や財産調査中の区分に分類される被保険者は該当がない。

以上の結果、現況別の内訳については、上表のとおり、全て「その他」の区分に集計される結果となっている。

⑦　不納欠損額事由別推移

（単位:千円）

事　由		平成18年度	19年度	20年度
時効(2年)				
生活困窮(納付拒否者含む)	人数	757	846	1,345
	金額	12,932	14,667	26,766
居所不明(転出・死亡含む)	人数	294	269	420
	金額	4,293	4,103	6,355
合計	人数	1,051	1,115	1,765
	金額	17,225	18,771	33,122

（市資料より）

不納欠損は、前年度から繰り越された収入未済額のうち、時効（2年）によって徴収権が消滅したものである（介護保険法第200条）。

市は、毎年 6 月頃に、全ての被保険者（年度途中の資格取得者を除く。）に対して、当該年度分（第 1 期納付分～第 10 期納付分）の介護保険料納入通知書（以下、「納入通知書」という。）を一斉に発送するが、中には、宛所不明で市に返戻されてくる納入通知書も少なくない。

市は、宛所不明で返戻されてきた納入通知書に対しては、住民基本台帳のデータを参照し、転出や死亡等の状況を確認の上、介護保険システムに、納入通知書返戻の旨を入力している。また、納入通知書が本人に到達していないものの、念のため、通常の未納者に対する手続と同じように「督促状」や「催告書」「時効のお知らせ」を発送している。以上の手続を実施してもなお郵送物が返戻されてくる場合に、介護保険法及び柏市介護保険条例等施行規則の規定により公示送達を行っており当該未納者を上表中の居所不明に分類している。そして、収入未済額となって、2 年が経過（時効完成）すると、不納欠損処理しているのが実情である。

一方、市に返戻のない納入通知書については、全て被保険者の手元に到達しているものとして扱い、そのうちの収入未済分で、発生から 2 年が経過したものを不納欠損処理している。これらについては、一律に上表中の生活困窮に分類されてしまっている。

⑧　減免制度

介護保険法第 142 条によれば、「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」とある。

市では、この規定を受けて、柏市介護保険条例（以下「条例」という。）第 10 条において減免申請の手続について定めており、事前の申請手続を要件として、保険料の減免を受けることができるとされている。

なお、減免申請の要件は、条例第 9 条に規定する徴収猶予の 3 要件と柏市介護保険条例等施行規則（以下「施行規則」という。）第 17 条の 2 に規定する生活困窮等に限定されており、それぞれの内容は以下のとおりとなっている。

・被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が、震災等の災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合（条例第 9 条 1 項 1 号）
・被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは、長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合（条例第 9 条 1 項 2 号）
・被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止、事業における著しい損失、失業、冷害等による農作物の不作その他の理由により、著しく減少した場合（条例第 9 条 1 項 3 号）
・住民税非課税世帯の生活困窮者（施行規則第 17 条の 2）

さらに、市は、条例の他、「柏市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）を制定し、保険料の減免の取扱に関して必要な事項を定め、その運用を図っている。当該要領には、具体的な減免額の算定方法も定められており、以下のとおりとなっている。

減免額 ＝ A. 減免の対象となる保険料額 × B. 減免割合

A. 減免の対象となる保険料額（普通徴収の場合）

減免申請の時期	対象となる保険料額
減免事由が生じた日の属する年度に減免申請が行なわれた場合	申請のあった日以降に納期限が到来する当該年度分の保険料額
減免事由が生じた日の属する年度の翌年度に減免申請が行なわれた場合	申請のあった日から減免の事由が生じた日の 1 年後の日の属する月の前月の末日までの間に納期限が到来する保険料額

（市資料より）

B. 減免割合

対象者区分	災害による損害割合 又は 所得の減少割合	減免割合	
		前年中の合計所得金額が基準所得金額未満の場合	前年中の合計所得金額が基準所得金額以上の場合
災害により住宅・家財・その他の財産に著しい損害を受けた被保険者	損害割合が 50%以上の場合	全部	2 分の 1
	損害割合が 20%以上50%未満の場合	2 分の 1	4 分の 1
世帯の主たる生計維持者が災害等により死亡し、世帯の収入が著しく減少した場合	―	全部	
世帯の主たる生計維持者が災害等により障害者となり、世帯の収入が著しく減少した場合	―	10 分の 9	
世帯の主たる生計維持者が長期入院等、上記以外の理由により、世帯の収入が著しく減少した場合	左記事由による収入の減少割合が 80%以上の場合	全部	4 分の 3
	左記事由による収入の減少割合が 50%以上 80%未満の場合	4 分の 3	2 分の 1
	左記事由による収入の減少割合が 30%以上 50%未満の場合	2 分の 1	4 分の 1
世帯の主たる生計維持者が廃業や失業、その他これに類する事由により、世帯の収入が著しく減少した場合	左記事由による収入の減少割合が 80%以上の場合	全部	4 分の 3
	左記事由による収入の減少割合が 50%以上 80%未満の場合	4 分の 3	2 分の 1
	左記事由による収入の減少割合が 30%以上 50%未満の場合	2 分の 1	4 分の 1
世帯の主たる生計維持者が干ばつ冷害等により、農作物の収入が平年の 30%以上減少し、かつ農業所得以外の前年所得が 400 万円以下の場合	―	全部	5 分の 4
生活困窮者（世帯収入の合計が生活保護法における保護基準額未満であるか、世帯全体の預貯金の合計が 100 万円以下の場合）	―	2 分の 1	

（市資料より）

(注) 基準所得金額とは、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 38 条第 6 項に規定する基準所得金額をいう。

以上より、減免額の計算は、対象となる保険料額の算定と適用する減免割合の決定が重要な要素となるが、減免割合の決定については、各申請者が上表のどの要件に該当するかを具体的に判定し、決定していくことになる。

（３）監査の結果と意見

①　収入未済額の発生原因別集計と所得階層別集計について

「（２）収入事務の概要 ⑤収入未済額の滞納原因別集計」に記載したとおり、市は、介護保険料の収入未済額について、発生原因別の集計を行っていない。市の担当者によれば、保険料の滞納が発生する要因は、おおよそ以下の項目に大別される。

・納入通知書が被保険者の手元に届かない。（宛所不明で市に返戻されてくる。）
・死亡
・生活困窮者（無年金者含む）
・納付拒否者（社会保障制度に対して不満を抱いている。）

【意見】

収入未済額については、その内訳を発生原因別に集計し、さらには所得階層別に集計することによって、発生原因別等に応じた収納率向上のための具体的な対策を講じることが可能となるので実施することが望まれる。

例えば以下のような発生原因別等の対策が考えられる。

収入未済額の発生原因 （滞納者の現況）	対策
納入通知書未着 死亡	住民基本台帳を閲覧し、滞納者の生死の状態や転出先を確認する。それでも、所在が不明である場合には、当該滞納者が市税の納税義務者としても登録されている可能性があるので、財政部に確認してみる等、横の連携を図る。また、場合によっては後述する臨戸を実施することによって、本人の消息を確かめる。
生活困窮者	対象者に窓口まで来るように促し、納付が可能となるような方策を講じる。
納付拒否者	まずは、滞納者を所得階層別に分類し集計する。 「（１）②オ．第 1 号被保険者の保険料の額」の表にも示されているとおり、もともと、被保険者に課される保険料の額は、本人の所得水準に応じた金額となっているので、保険料額の高い人ほど、高所得者であることが明らかとなっている。 したがって、保険料額の高い滞納者を特定し、介護保険をめぐる現在の状況（高齢者数の増加、認定者数の増加、保険給付費の維持の必要性）について積極的なＰＲを実施することによって、納付意欲を持ってもらえるように努める。 また、収納専門職員の設置によって収納率向上を図ったり、さらには、収納課と連携をして、差押等の手段を講じることも検討する。

② 臨戸の実施について

市は、介護保険料の滞納者に対して、臨戸を実施していない。

臨戸を実施していない理由としては、実施するために必要な職員数が不足していることを挙げている。

また、市は臨戸を実施しない代わりに、毎年以下に掲げる滞納者に対する督促事務作業を行なっている。

・「督促状」（現年分のみ）を年 10 回発送
・「催告書」を年 2 回郵送
・「時効のお知らせ」を年 1 回郵送
・「納付相談の御案内」を年 1 回発送
・電話催告を年 1 回実施

【意見】

介護保険料の滞納者に対しては、市は、上述したように、毎年、督促状や催告書、時効のお知らせ等を郵送している。

しかしながら、このような一方的に書面を発送するだけの督促作業では、滞納保険料の回収は促進されないと考える。

また、市は、滞納保険料の収納率を向上させるため、臨戸を実施したいと考えているが、上述したような人員的な制約の面から、実施を断念している状況である。

「（２）収入事務の概要②調定額等の推移」の表にも示されるとおり、介護保険料の収入未済額及び不納欠損額は、年々増加する傾向にある。

したがって、このような状況を改善し、収納率を向上させるためにも、臨戸の実施を検討することが望ましい。

③ 介護保険料の減免額の算定について

介護保険料の減免制度の概要については、「（２）収入事務の概要⑧減免制度」に記載したとおりであり、そこでは、減免の対象となる保険料額の算定と減免割合の判定が、計算上の重要な構成要素になると説明している。

ア．減免の対象となる保険料額の算定について

「柏市介護保険料徴収猶予及び減免取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）によれば、減免の対象となる保険料額は、減免申請のあった日以降に納期限が到来する当該年度分の保険料額となっている。

ところが、実際に市が採用している減免対象保険料額の計算方法は、取扱要領に規定されている方法とは、異なる計算方法を採用していた。

以下、実際にあった減免額計算の事例を示すと以下のとおりとなる。

（申請者の状況）

・介護保険料の所得段階が第 2 段階の被保険者
・平成 20 年 8 月 14 日に減免申請
・申請事由が無年金で生活困窮ということで、減免割合適用上の対象者区分は、「生活困窮者」に該当
・所得段階が第 2 段階の被保険者であるため、保険料は、年額 21,360 円（月額 1,780 円）となる。

保険料の納期限と各期の納付額の内訳

期別	納期限	納付額
第 1 期	6 月 30 日	2,460 円
第 2 期	7 月 31 日	2,100 円
第 3 期	8 月 31 日	2,100 円
第 4 期	9 月 30 日	2,100 円
第 5 期	10 月 31 日	2,100 円
第 6 期	11 月 30 日	2,100 円
第 7 期	12 月 31 日	2,100 円
第 8 期	1 月 31 日	2,100 円
第 9 期	2 月 28 日	2,100 円
第 10 期	3 月 31 日	2,100 円
	合計	21,360 円

（市資料より）

当該被保険者の場合の減免額の算定は、本来ならば、次のように算定されるはずである。

（減免の対象となる保険料の額）

「取扱要領」によれば、減免申請後に納期限が到来する保険料が対象となっている。したがって、この被保険者の場合は、8 月 14 日に減免申請を行っているため、第 3 期（8 月 31 日）から第 10 期（3 月 31 日）までの保険料 16,800 円（＝2,100 円×8 期分）が、減免対象の保険料として算出されることになる。

（減免割合）

生活困窮者であるため、「（２）収入事務の概要⑧減免制度」の B の表に当てはめると、減免割合は、2 分の 1 が適用される。

（減免額）

以上より、減免額は、減免の対象となる保険料×減免割合（16,800 円×2 分の 1）＝8,400 円と計算されるはずである。

ところが、市では実際には次のような計算を行っていた。

（減免の対象となる保険料の額）

ステップ 1：月額保険料の算定＝21,360 円÷12 ヶ月＝1,780 円

ステップ 2：申請日後に納期限の到来する納期の数＝10－2＝8

ステップ 3：納期限が設定されていない月数＝2（4 月と 5 月）

減免の対象となる保険料の額＝1,780 円×（8＋2）＝17,800 円

（減免割合）

減免割合は、上記と同じく、2 分の 1 を適用。

（減免額）

以上より、市は、減免額を、減免の対象となる保険料（17,800 円）×減免割合（2 分の 1）＝8,900 円と計算していた。

市によれば、現在採用している計算方法は、介護保険制度が導入されて以降、全ての減免申請者に対して、均質かつ継続的に運用しているとのことである。

【意見】

市は、減免の対象となる保険料額を算定する際に、上記のとおり「取扱要領」に規定されている方法とは異なる方法で算定している。

したがって、「取扱要領」の規定の内容を実際の計算方法に合致するように改訂するか、又は実際の計算方法を「取扱要領」に合致させる必要があると考える。

イ．減免額の算定過程の明確化について

市は、保険料の減免額を算定する際には、減免申請者ごとに、以下の調査書を使用して適用すべき減免割合を決定し、減免額を計算している。当該調査書は、法令や規則、取扱要領等で規定されているものではなく市独自のものである。

介護保険料減免・徴収猶予調査書（裏）（一部抜粋）

<table>
<tr><td rowspan="13">徴収猶予・減免対象の判定</td><td rowspan="4">災害等により損害を受けたとき</td><td>災害の種類</td><td>火災・水害・その他</td><td>資産の種類</td><td>住宅・家財・その他</td></tr>
<tr><td>災害年月日</td><td></td><td>資産価額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>損害金額</td><td>円</td><td>保険金等の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>損害の割合</td><td>％</td><td>合計所得金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">収入が減少したとき</td><td>前年度の所得金額</td><td>円</td><td>今年度の見込額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>収入減少割合</td><td>％</td><td>合計所得金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農作物の不作により収入が減少したとき</td><td>損失金額</td><td>円</td><td>共済金額等</td><td>円</td></tr>
<tr><td>平年の農作物収入額</td><td>円</td><td>損失割合</td><td>％</td></tr>
<tr><td>平年の農作物以外の収入</td><td>円</td><td>合計所得金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">生活が困窮しているとき</td><td>基準生活費</td><td>円</td><td>住宅費</td><td>円</td></tr>
<tr><td>その他の費用</td><td>円</td><td>保護基準額計</td><td>円</td></tr>
<tr><td>収入額</td><td>円</td><td>控除額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>収入認定額</td><td>円</td><td>預貯金額計</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td colspan="2"></td><td>対象保険料額</td><td>円</td></tr>
</table>

（市資料より）

各申請者に適用すべき減免割合を決定する上では、各申請者が、「（２）収入事務

の概要⑧減免制度」の表 B のどの区分に該当しているのかを、一項目ずつ要件を検討し、着実に判定していく必要があるが、上表を用いた判定作業では、以下の点から判定過程が明確になっていないため、市の判断の妥当性を客観的に検証することができない状況となっていた。

・災害による損害割合や所得の減少割合を記載する欄は、設けられているものの、対象者区分ごとに定められている具体的な要件（損害割合又は収入減少割合）の充足状況を検討し、減額割合を記入する欄が設けられていない。
・前年中の所得金額が、基準所得金額以上であるかどうかを検討する欄が設けられていない。

【意見】

介護保険法第 142 条によれば、「市町村は条例で定めるところにより特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又は徴収を猶予することができる。」とあり、この法の趣旨に鑑みれば、保険料の減免制度は、あくまでも例外的な取扱いであると考えられる。

例外的な取扱いである以上は、減免額を決定した判断過程を明確にしておくことは重要であり、これによって、減免割合の適用が取扱要領に準拠して適切に行なわれているかどうかを事後的に検証する際にも、客観的な検証が可能になると考える。

したがって、減免割合を決定する際に使用している当該調査書の様式は、その判断過程を客観的に検証できるよう、内容を改訂することが望まれる。

１４．その他（システム関連）

（１）情報システムの概要

① 賦課･徴収業務に係るシステムの概要

市では今回の監査対象となった賦課･徴収業務に関して以下のシステムを利用している。

ア．基幹系システム

基幹系システムは、税務事務（課税･収納･整理）、介護保険事務（賦　課・収納・整理）及び保険年金事務（賦課･収納･整理）を総合的に電算処理するものである。日々収集されるデータを電算処理することにより、課税･賦課から整理にいたる事務に必要な最新情報が把握できる。基幹系システムの主要な機能は次のとおりである。

項目	内容
業務	課税･賦課、収納、整理
取扱項目	個人市民税、法人市民税（注）、軽自動車税、事業所税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、介護保険料、国民健康保険料
主要ユーザー部門	収納課、市民税課、資産税課、保険年金課、介護保険管理室
稼働開始時期	昭和 60 年度
開発形態	委託開発
開発･変更･運用担当部門	株式会社ディー･エス･ケイ（以下、「DSK」という。）
クライアント端末数	130
運用形態	ホスト
データベース管理システム及びバージョン	VOS3

（市資料より）

(注)　法人市民税の課税業務については、平成 21 年 11 月より基幹系システムに移行しているが、それ以前のシステムについても、情報システムに関する統制や業務処理フローはほぼ同様であるため、基幹系システムに含めて記載している。

基幹系システム関連情報機器数は以下のとおりである。

（平成21年3月末日現在）

区分	システム名称	サーバ	端末	プリンタ
税収収納系	収滞納管理	※	38	9
	個人市民税	※	23	6
	法人市民税(注)2.	1	3	2
	軽自動車税	※	4	－
	事業所税	※	－	－
	たばこ税	※	－	－
	固定資産税	※	17	4
保険系	国民健康保険システム	※	21	9
	介護保険システム	※	20	5
	国民年金システム	※	7	2

（市資料より）

(注)1. ※はDSK内に設置した設備を共用しており、オンライン方式のためサーバの台数表現はできない。

2. 法人市民税の課税業務について基幹系システム移行前に利用していたクライアントサーバ方式のシステムに関する機器台数である。

基幹系システムと事務の概要を図示すると以下のとおりである。

（税務事務）
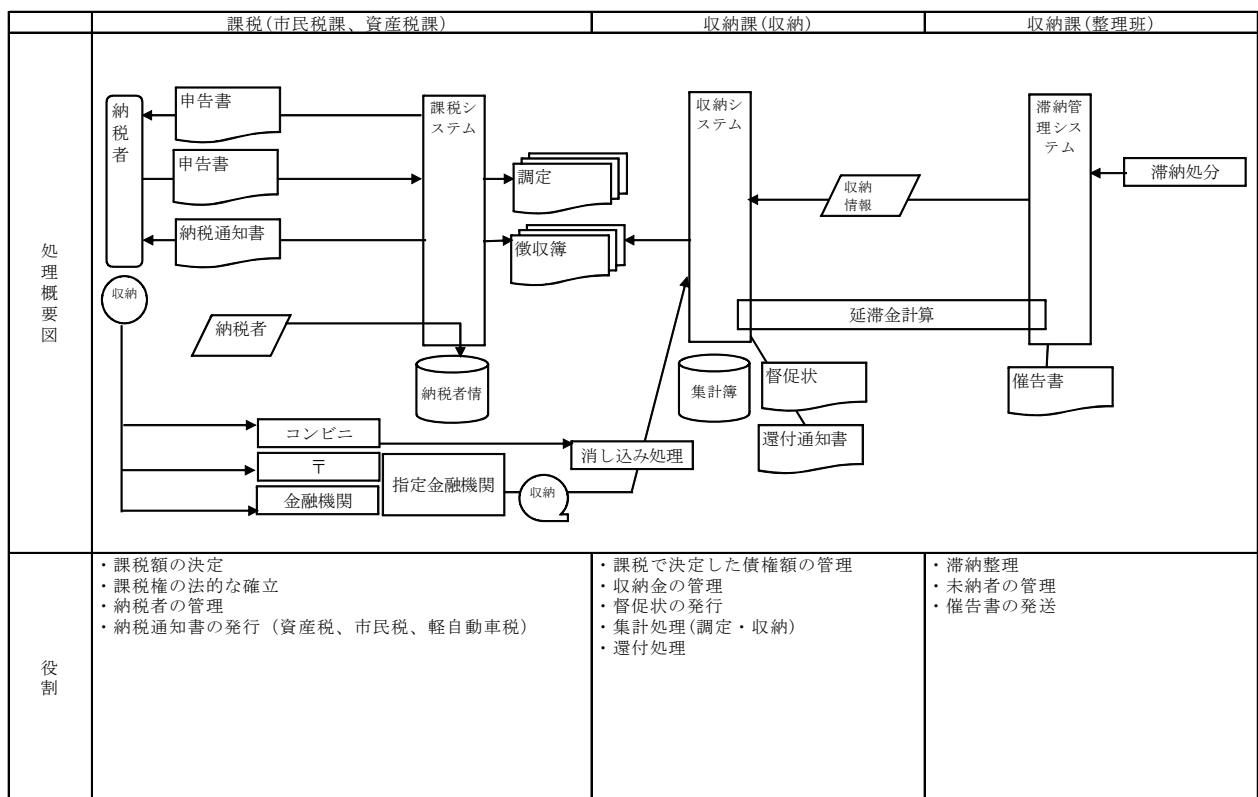
（市資料より）

（介護保険事務）
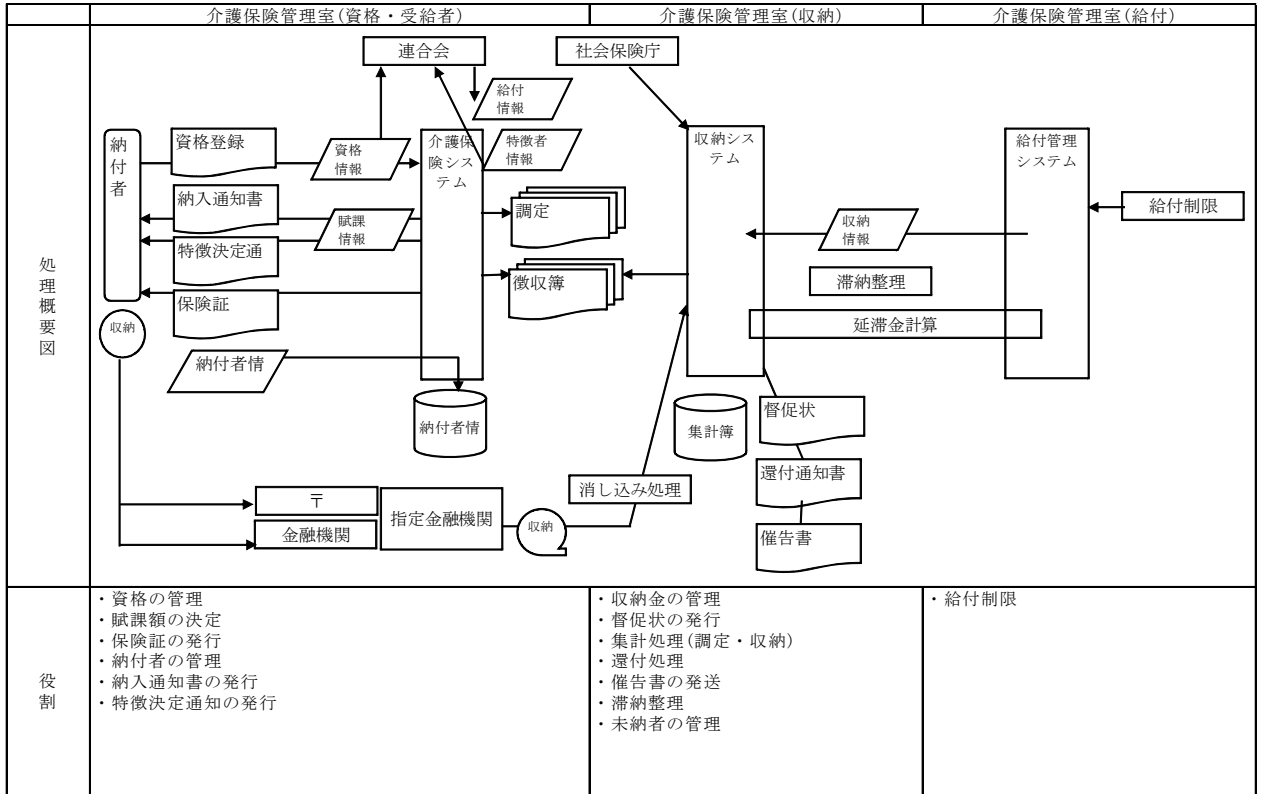
（市資料より）

（保険年金事務）
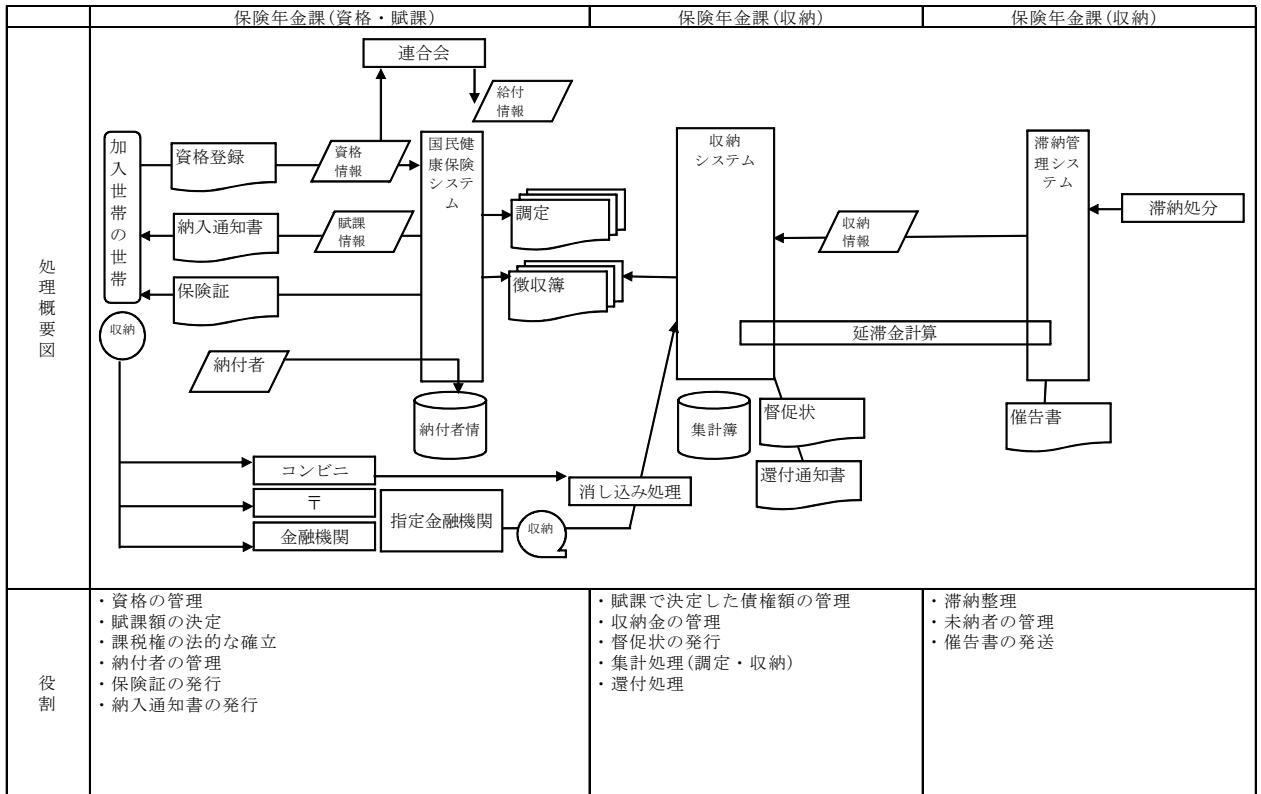
（市資料より）

基幹系システムは DSK 内に設置した設備を共用しており、構成は以下のとおりである。
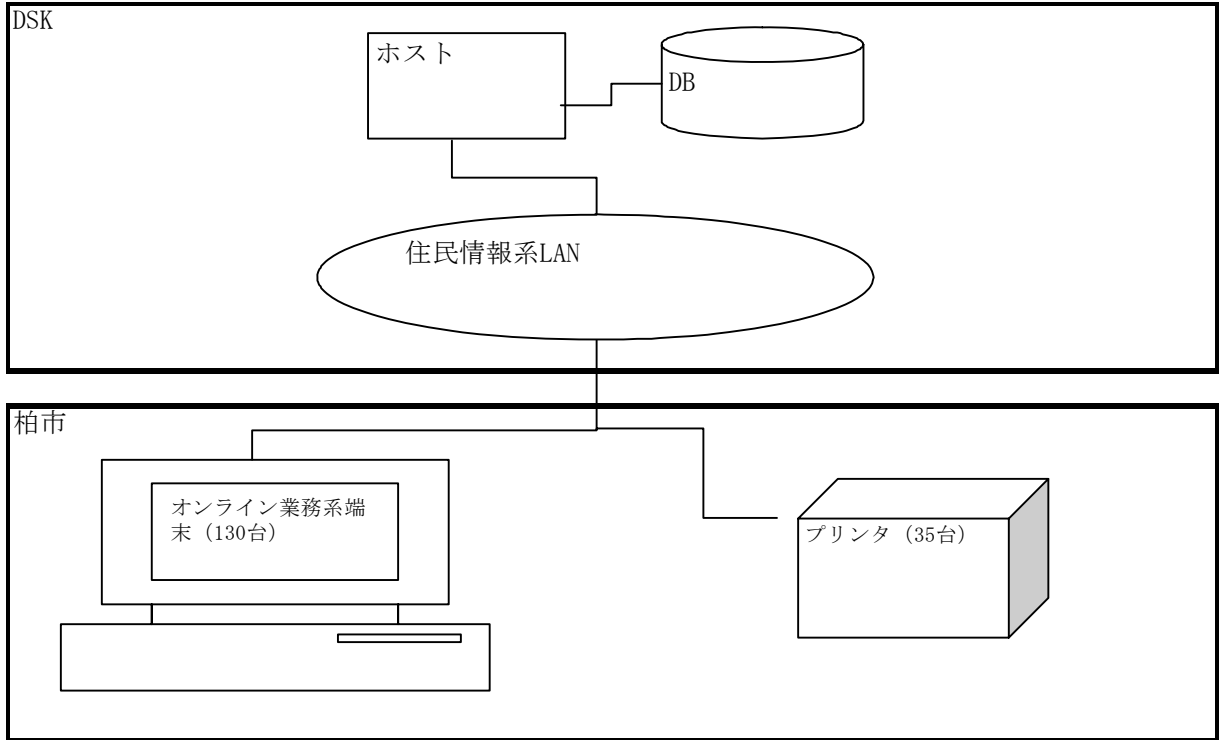
（市資料より）

イ．保育システム

保育システムは、保育料事務（児童管理・保育料管理・報告資料管理）を総合的に電算処理するものである。日々収集されるデータを電算処理することにより、賦課から整理にいたる事務に必要な最新情報が把握できる。保育システムの主要な機能は次のとおりである。

項目	内容
業務	児童管理、保育料管理、報告資料管理
取扱項目	保育料
主要ユーザー部門	保育課
稼働開始時期	平成 12 年 9 月
開発形態	委託開発
開発･変更･運用担当部門	DSK
クライアント端末数	6
運用形態	クライアントサーバ
データベース管理システム及びバージョン	SQL

（市資料より）

保育システム関連情報機器数は以下のとおりである。

区分	システム名称	サーバ	端末	プリンタ
保育料	保育料システム	0	6	2

（市資料より）

保育システムと事務の概要を図示すると以下のとおりである。

（旧システム　平成21年8月以前）
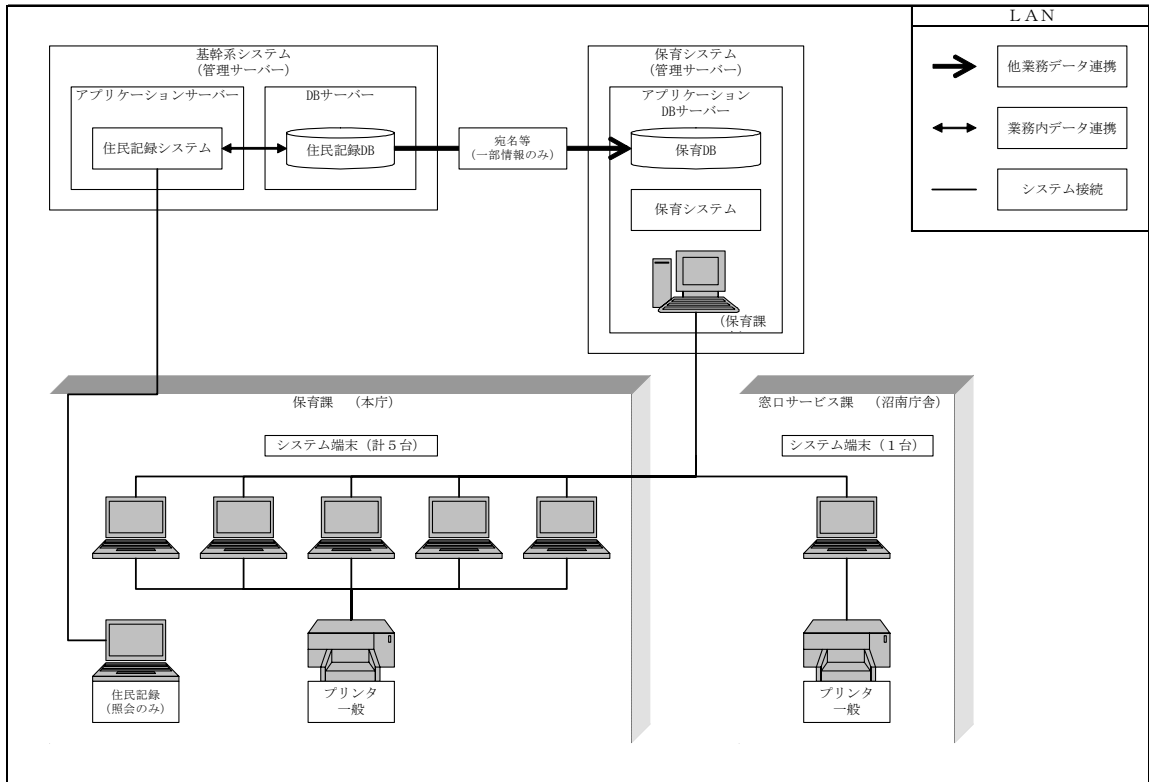
（市資料より）

（新システム　平成21年9月以降）
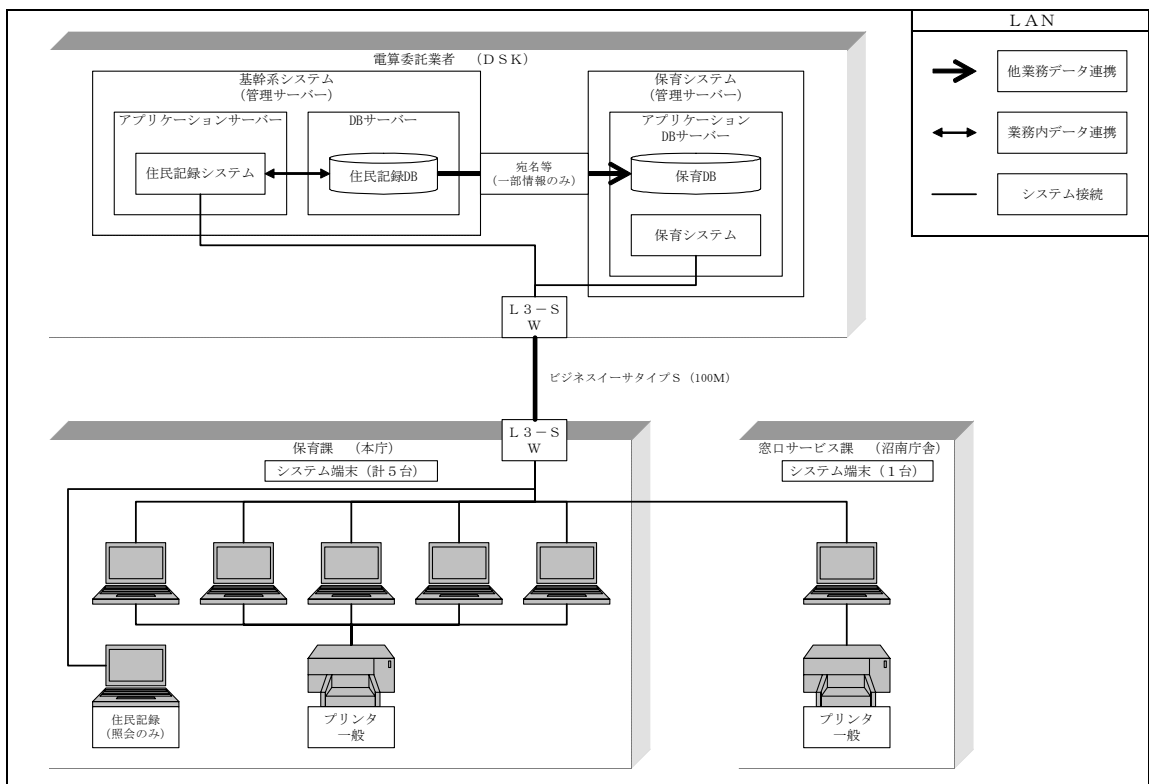
（市資料より）

（保育システム業務フロー）
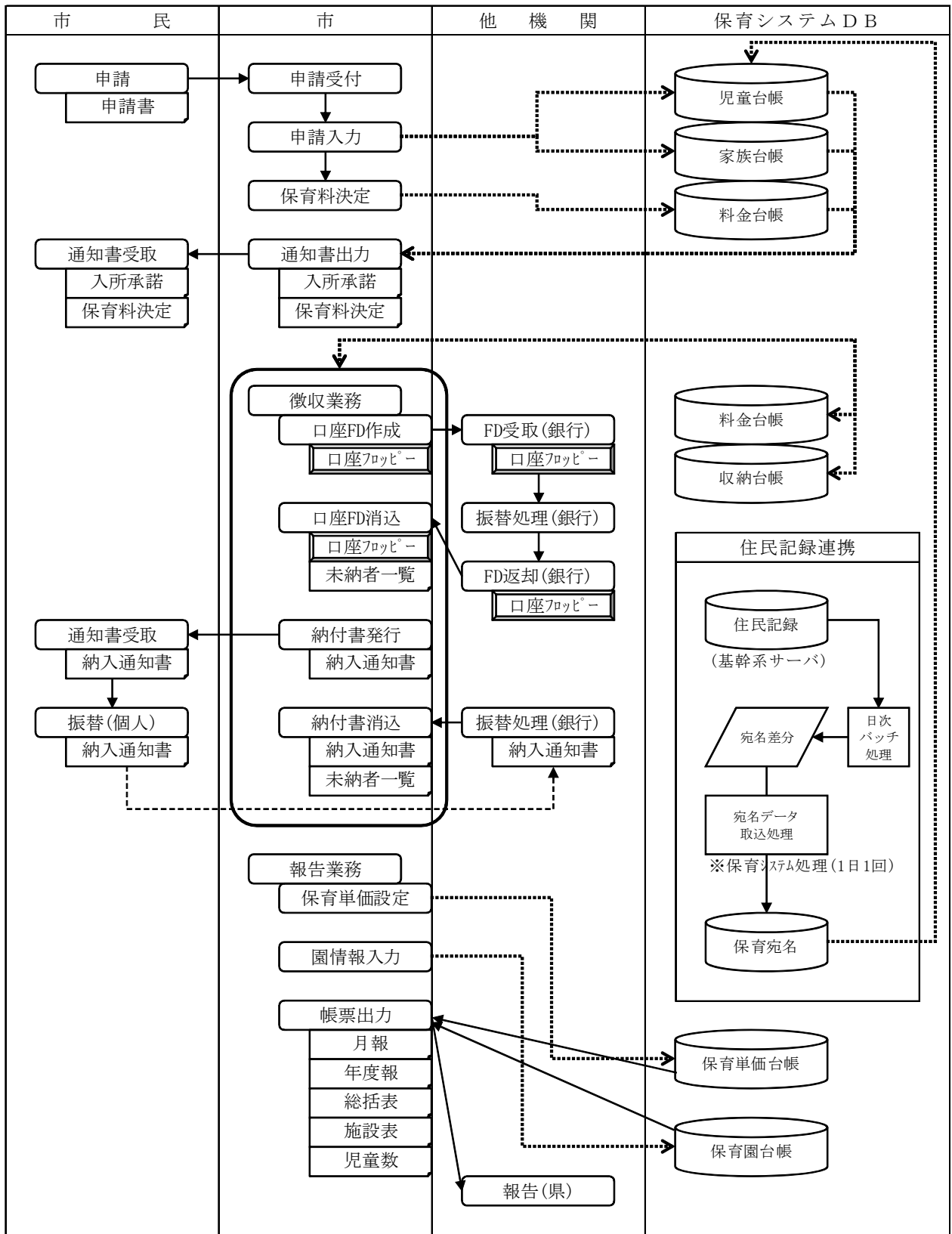
（市資料より）

ウ．公営住宅管理システム

公営住宅管理システムは、住宅料金事務（入居者管理･収入認定･収納管理）を総合的に電算処理するものである。日々収集されるデータを電算処理することにより、入居者管理から収納管理にいたる事務に必要な最新情報が把握できる。公営住宅管理システムの主要な機能は次のとおりである。

項目	内容
業務	入居者管理、収入認定、収納管理
取扱項目	住宅料金
主要ユーザー部門	建築住宅課
稼働開始時期	平成 11 年 4 月
開発形態	パッケージ
開発･変更･運用担当部門	プログラム開発･変更：株式会社ジーシーシー（以下、「GCC」という。） コンピュータ運用： DSK
クライアント端末数	1
運用形態	スタンドアロン
データベース管理システム及びバージョン	アクセス

（市資料より）

公営住宅管理システム関連情報機器数は以下のとおりである。

区分	システム名称	サーバ	端末	プリンタ
住宅料金	住宅料金システム	0	1	1

（市資料より）

公営住宅管理システムと事務の概要を図示すると以下のとおりである。
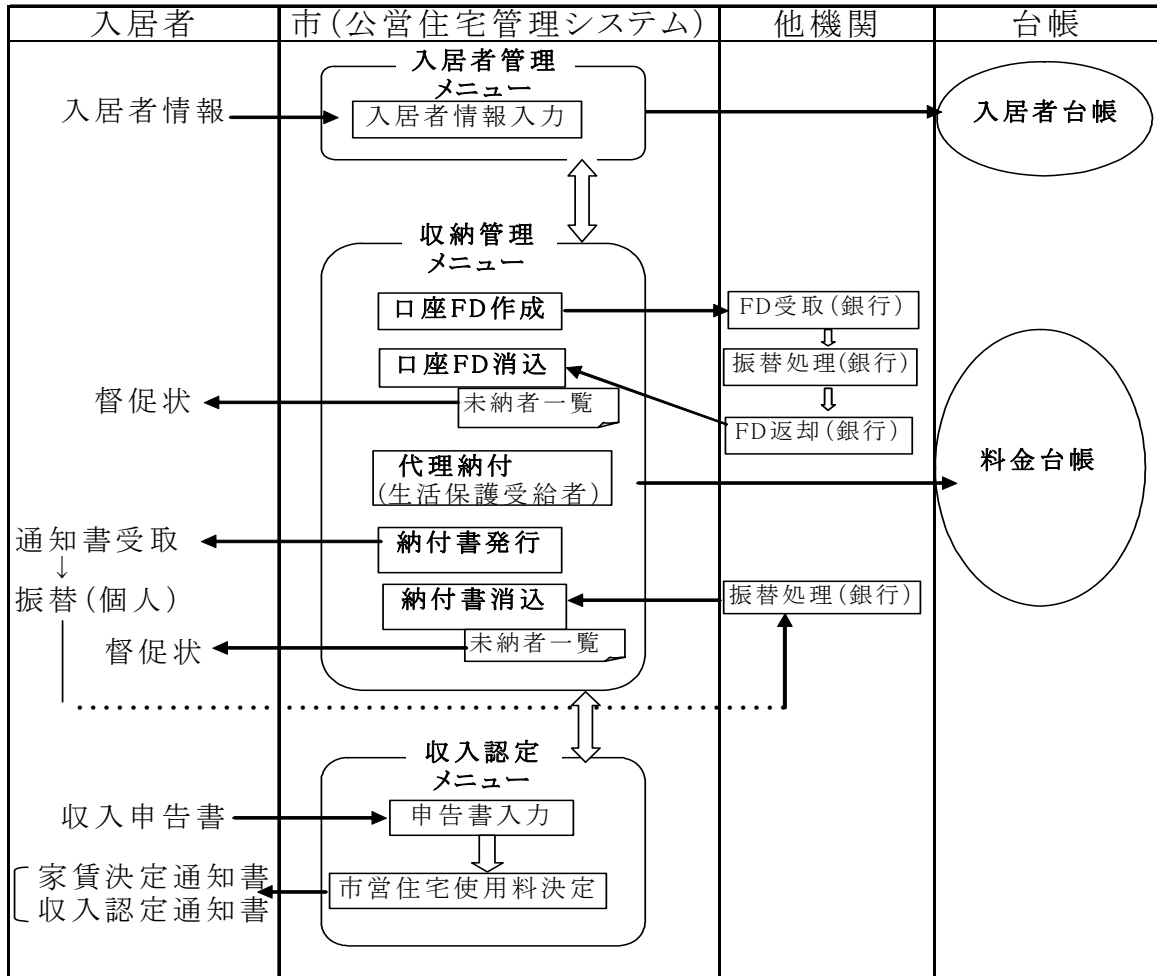
（市資料より）

② 賦課･徴収業務に係るシステム開発の経緯

情報システム化に関する経緯は以下のとおりである。

昭和	42 年度	固定資産税バッチ処理
	43 年度	市県民税、国民健康保険バッチ処理
	52 年度	漢字処理対応 保育料（バッチ処理）
	54 年度	オンライン処理開始
	60 年度	国民健康保険システム（基幹系システム稼働開始）
	62 年度	税収納システム
平成	11 年度	国民年金，介護保険，住宅料金システム
	12 年度	保育料システム
	17 年度	コンビニ収納開始，保険証のカード化実施
	18 年度	課税資料イメージ化実施
	20 年度	連携の再構築 共用 DB システム、新・税収納、新・国民健康保険、新・介護保険システムサーバ運用再構築
	21 年度	新・資産税システムサーバ運用構築

（市資料より）

情報システム化に関する計画は以下のとおりである。

平成 21年度　新・税収納、新・国民健康保険、新・介護保険システムの再構築、サーバ運用再構築（サーバ統合計画）により、保育料システムのサーバ統合化を実施

（市資料より）

市としては今後、情報資産の機密性、可用性、完全性をバランスよく維持したうえでコスト削減を図ること。また、業務の民間委託を進めていく上で、セキュリティ確保の手法等の検討を課題として認識しているとのことである。

③　賦課･徴収業務に係るシステム管理運用体制

賦課･徴収業務に係るシステムの維持管理は以下の体制で行なわれている。
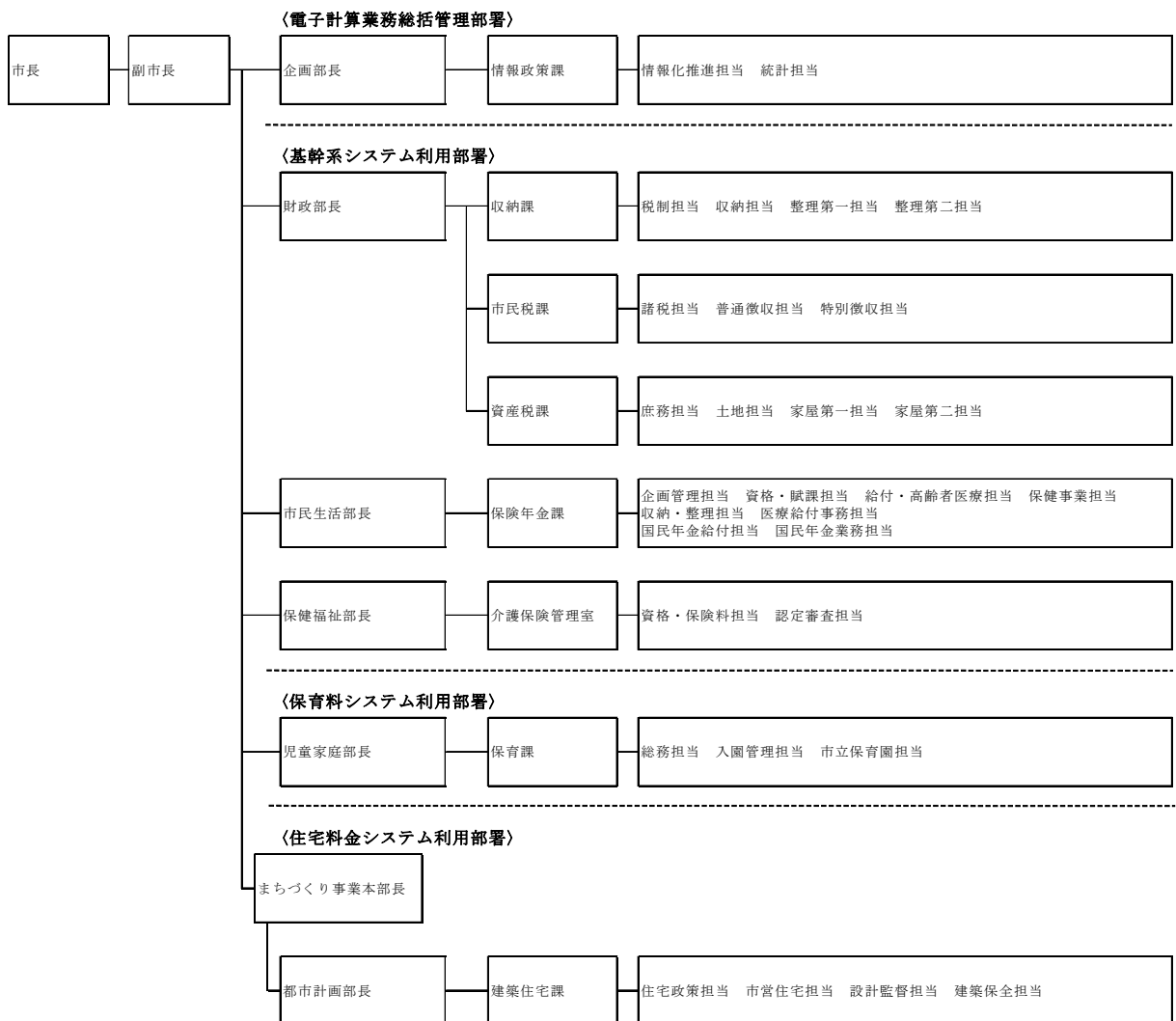
（市資料より）

組織名	内容	人数
副市長	柏市情報セキュリティポリシーに規定する最高情報統括責任者（CIO）。	1
企画部 情報政策担当部長 （企画部長）	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ統括管理者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務総括管理者。	1
情報政策課 情報政策課長	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ管理者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務副総括管理者。	1
担当	情報化推進の中心的組織	9
財政部 税務担当部長 （財政部長）	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ統括責任者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務管理者。	1
収納課 収納課長	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務責任者。	1
担当	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ担当者及び情報システム担当者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務取扱担当者。	37
市民税課 市民税課長	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務責任者。	1
担当	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ担当者及び情報システム担当者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務取扱担当者。	34
資産税課 資産税課長	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務責任者。	1
担当	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ担当者及び情報システム担当者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務取扱担当者。	40
市民生活部 保険年金担当部長 （市民生活部長）	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ統括責任者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務管理者。	1
保険年金課 保険年金課長	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務責任者。	1
担当	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ担当者及び情報システム担当者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務取扱担当者。	52
保健福祉部 介護保険担当部長 （保健福祉部長）	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ統括責任者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務管理者。	1
介護保険管理室 介護保険管理室長	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務責任者。	1
担当	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ担当者及び情報システム担当者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務取扱担当者。	16
児童家庭部 保育担当部長 （児童家庭部長）	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ統括責任者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務管理者。	1
保育課 保育課長	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務責任者。	1
担当	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ担当者及び情報システム担当者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務取扱担当者。	25
都市計画部 市営住宅担当部長 （都市計画部長）	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ統括責任者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務管理者。	1
建築住宅課 建築住宅課長	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務責任者。	1
担当	セキュリティポリシーに規定する情報セキュリティ担当者及び情報システム担当者。 柏市電子計算機処理データ保護規程に規定する電子計算業務取扱担当者。	20
DSK	電算委託	128

（市資料より）

（2）監査の結果と意見

①　基幹系システム

ア．委託業務契約について

（単独随意契約）

監査対象である賦課･徴収業務を含む各種行政事務電算委託業務は、過去 3 年間継続して同一業者による随意契約となっており、契約価額は以下のとおりである。

（単位:千円）

業務	項目	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度予算
各種行政事務電算委託契約	予定価格	877,216	871,034	813,886	804,000
	契約価額	877,000	871,000	813,000	803,500
	落札率	99.98%	100.00%	99.89%	99.94%
	委託先	DSK	DSK	DSK	DSK
	契約形態	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

（市資料より）

市では各種行政事務電算委託契約を継続して DSK に委託している。

同社は昭和 42 年から市の各業務に実績を残してきており、現在では住民記録や今回の監査対象となった税務事務及びこれらのデータに連携した電算処理業務を提供してきた。このため、市はデータ構造や外字文字等において連携及び継続性を保つためには同社に委託することが望ましいと考えている。

同社は職員が操作に慣れている電算処理システムを引き続き提供することができ、さらに、市の処理内容に応じた人員及び機器等の体制を確保しているほか、安全対策の面においても、経済産業省の外郭団体である財団法人日本情報処理開発協会による「情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001」の認定を取得するなど、セキュリティ対策に万全を期している。

また、委託業者を同社以外に変更した場合、電算処理システムを最初から構築しなければならず、また、現在取り扱っているデータを新たな環境で使用することができるようにするために、データ変換作業を行なわなければならないことから、その作業には相当な時間と多額の経費が必要となると予想される。

以上の内容を勘案し、市では従来委託している同社に委託することが適当と考え、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び柏市財務規則第 139 条第 1 項第 1 号の規定により、単独随意契約を締結した。

【意見】

市では DSK への業務委託に当たり、継続して単独随意契約を行っており、相見積もりなども実施されていない。しかし、年間の契約価額は 800 百万円台と高額で、落札率も非常に高い水準で推移している。先述のとおり、DSK との単独随意契約は一定の合理性があるが、今後も DSK との契約を継続するとしても、同社が市の出資する企業であることも踏まえ、少なくとも複数見積もりを入手し、予定価格及び契約価額の妥当性を検討することは必要と考える。

（委託先に対する検査）

外部委託業務の契約書に、セキュリティ要件、委託業務に対する評価の実施、必要に応じた監査の実施等の項目を盛り込んでいるかどうかを確認したところ、契約書の他に覚書を締結し、業務の処理状況並びにデータ等の保護及び管理状況についての検査の実施ができる旨が規定されていた。

この検査の実施状況について市の担当者に質問したところ、業務の処理状況並びにデータ等の保護及び管理状況についての検査やその評価までは明文化した手順に基づいて定期的に実施していないとの回答を得た。

【意見】

業務委託先が委託契約どおりの業務を実施し、継続して一定以上の品質を保っていることを確認するためには、市職員が業務の処理状況並びにデータ等の保護及び管理状況についての検査及び評価を定期的に実施することが望ましい。

さらに、検査及び評価実施の結果を文書で保存し、事後に実施される検査等に役立てることが望ましい。

（委託先が保管するデータ）

基幹系システムについて、市では DSK 所有のサーバを利用しており、市の所有するデータは当該サーバに保管されるとともに、バックアップデータが同社の別施設において保管されている。

災害時等のデータ復旧対策は契約書に規定されているが、仮に同社が経営破綻した場合のデータの保全については契約書上謳われていない。

市の担当者によれば、DSK のグループ会社が、技術面での情報共有を行っているため、仮に同社が経営破綻に陥った場合でも、バックアップデータがあれば復元可能と考えている。また、市は同社に対し出資、経営参加することで経営状態の確認を行っており、経営破綻に陥るという状況を未然に回避しているため、そのような状況に陥る可能性は低いとのことであった。

【意見】

DSK は民間企業であり、経営破綻に陥る可能性がゼロであるとは断定できない。基幹系システムに限らず、万一の際にデータ復元可能性を確保し、不測の損害を被ることがないようにするためにも、同社が経営破綻に陥った場合の保管データの復元に関する取り決めについても、予め契約書や覚書に規定しておくことが望ましい。

イ．アクセスログの活用について

基幹系システムのアクセスログについて市の担当者に確認したところ、平成 19 年 2 月よりアクセスログを保管し始めたが、これを活用した不正アクセスの有無のチェック等を実施しているわけではなく、ログは保管しているものの定期的なモニタリングまでは実施していないとのことであった。

【意見】

入手したアクセスログは定期的にモニタリングし、不正なアクセスの有無の確認･防止の措置を講じ、また、情報漏洩等が発生した場合には早期発見できる体制を整えておくことが望まれる。

ウ．システム概要の把握について

基幹系システムの概要について市の担当者に質問したところ、仕様書の機能一覧と運用マニュアルが整備されている以外に、システム概要図（システムフローチャート）等業務の流れが明確になるものは作成しておらず、システムに係る不明点が生じた都度、委託先の DSK の担当者に必要に応じて質問を実施して対処しており、市職員によるシステムの概要図の把握はなされていないとの回答を得た。

【意見】

市職員が理解の上、基幹系システムを利用して業務を処理することができるよう、システムの概要図等業務の流れが明確になるものを作成することが望まれる。

エ．システム監査について

市の担当者に対して、内部監査部門がシステム監査を実施し、その結果を市長等に報告するとともに、指摘事項に対するフォローアップを実施しているか確認したところ、近隣市町村の市長の研究会において、近隣市町村で相互にシステム監査を実施する案は浮上しているが、柏市単独でのシステム監査は実施も予定もされていないとの回答を得た。

【意見】

情報システム統制上の欠陥を是正し、システム運用及びデータ保管の効率性と安全性を確保する観点から、必要に応じてシステム監査を実施することが望まれる。

オ．情報システムに関する組織運営について

（情報システムに関する重要事項の市長又は議会への報告体制）

情報システム部の責任者が、定期的に市長や議会に情報システム部門の計画に対する進捗や成果、課題等の情報システムに関する重要事項を伝達しているかについて市の担当者に質問したところ、仕組みとして情報システムに関する重要事項を市長や議会に報告する制度はなく、定期的な報告は行なわれていない旨の回答を得た。

【意見】

情報システムに関する重要事項について、適時に情報の把握や是正措置を講じることができるよう、定期的に市長や議会へ報告する仕組みを構築することが望まれる。

（情報システムに関するリスク評価体制）

市の担当者に、新規もしくは既存のシステムに対して、定期的にリスク評価を行い、その結果に基づく対策の立案及び実施をしているかについて質問したところ、平成 20 年度において試験的に情報セキュリティ自己チェックリストを利用し、セキュリティに関する各課への意識付けを実施したとの回答を得た。各課から入手した回答を集計した結果は以下のとおりである。

前提条件

実施期間： 平成 20 年 7 月 11 日 ～ 平成 20 年 7 月 18 日

回答部署： 162 部署

チェック項目：41 項目（未回答部署があり合計が 162 とならないものがある）

各チェック項目下のパーセンテージの内容について

上段：「はい」「いいえ」「該当せず」全てを合計した数値に対する割合

下段：「はい」「いいえ」のみを合計した数値に対する割合

1) 組織としての情報セキュリティに関するもの（全 5 項目　うち一部抜粋）

NO.	チェック項目	はい	いいえ	該当せず	合計
4	収集した個人情報の取扱いに係る開示･訂正･苦情処理などの留意事項を知っていますか	125	29	8	162
		77.2%	17.9%	4.9%	100.0%
		81.2%	18.8%		100.0%
	回答数合計	748	47	15	810
	「はい」「いいえ」「該当せず」全てを合計した数値に対する割合	92.3%	5.8%	1.9%	100.0%
	「はい」「いいえ」のみを合計した数値に対する割合	94.1%	5.9%		100.0%

（市資料より）

2) 人的・物理的な情報セキュイリティに関するもの（全14項目　うち一部抜粋）

NO.	チェック項目	はい	いいえ	該当せず	合計
8	セキュリティ事件・事故の報告手順を全ての職員に周知徹底していますか	115	46	1	162
		71.0%	28.4%	0.6%	100.0%
		71.4%	28.6%		100.0%
11	重要な情報の保管庫など、高セキュリティを維持すべき施設を利用する、あるいはさせる際は、利用者名、入退の日付・時間・利用目的を記録していますか	35	32	95	162
		21.6%	19.8%	58.6%	100.0%
		52.2%	47.8%		100.0%
12	重要な情報の保管庫など、高セキュリティを維持すべき施設を無人にするときは必ず施錠していますか	76	11	75	162
		46.9%	6.8%	46.3%	100.0%
		87.4%	12.6%		100.0%
13	サーバやパソコンは関係者以外が触れられない場所に設置していますか	133	24	5	162
		82.1%	14.8%	3.1%	100.0%
		84.7%	15.3%		100.0%
14	離席時や帰宅時に、重要文書やパソコンの画面が他人に見られないようにしていますか	151	11	0	162
		93.2%	6.8%	0.0%	100.0%
		93.2%	6.8%		100.0%
		42.2%	0.6%	57.1%	100.0%
		98.6%	1.4%		100.0%
	回答数合計	1,491	150	624	2,265
	「はい」「いいえ」「該当せず」全てを合計した数値に対する割合	65.8%	6.6%	27.5%	100.0%
	「はい」「いいえ」のみを合計した数値に対する割合	90.9%	9.1%		100.0%

（市資料より）

3) ネットワーク上での情報セキュリティに関するもの（全16項目　うち一部抜粋）

NO.	チェック項目	はい	いいえ	該当せず	合計
22	インターネット上のウェブサイトからダウンロードしたファイルや各種媒体（FD、CD-R、MO、USBメモリなど）からコピーするファイルは使用前にウイルス検査を行っていますか	86	32	44	162
		53.1%	19.8%	27.2%	100.0%
		72.9%	27.1%		100.0%
24	差出人に心当たりがないメールや不自然な件名のメール及びメールに添付されているファイルをむやみに開いていませんか	131	23	8	162
		80.9%	14.2%	4.9%	100.0%
		85.1%	14.9%		100.0%

NO.	チェック項目	はい	いいえ	該当せず	合計
28	パスワードは職員番号、誕生日など容易に推測されやすいものを使っていませんか	142	17	3	162
		87.7%	10.5%	1.9%	100.0%
		89.3%	10.7%		100.0%
29	パスワードは定期的に変更し、古いパスワードを再度使わないようにしていますか	146	14	2	162
		90.1%	8.6%	1.2%	100.0%
		91.3%	8.8%		100.0%
		98.8%	1.2%		100.0%
32	重要なファイルが入っているフォルダやファイルは、使うべき人だけがアクセスできるようアクセス権を設定していますか(あるいはシステム管理担当部署によって一括して設定されていることを知っていますか)	110	30	20	160
		68.8%	18.8%	12.5%	100.0%
		78.6%	21.4%		100.0%
	回答数合計	2,161	179	248	2,588
	「はい」「いいえ」「該当せず」全てを合計した数値に対する割合	83.5%	6.9%	9.6%	100.0%
	「はい」「いいえ」のみを合計した数値に対する割合	92.4%	7.6%		100.0%

（市資料より）

4) 外部委託準備段階における確認事項（全 2 項目）

NO.	チェック項目	はい	いいえ	該当せず	合計
36	外部委託をすることによって生じるリスクを低減するための対策をとっていますか	63	7	92	162
		38.9%	4.3%	56.8%	100.0%
		90.0%	10.0%		100.0%
37	指示、報告、緊急対応等における体制と手順が、発注者・委託業者双方で確立されていますか	66	5	91	162
		40.7%	3.1%	56.2%	100.0%
		93.0%	7.0%		100.0%
	回答数合計	129	12	183	324
	「はい」「いいえ」「該当せず」全てを合計した数値に対する割合	39.8%	3.7%	56.5%	100.0%
	「はい」「いいえ」のみを合計した数値に対する割合	91.5%	8.5%		100.0%

（市資料より）

5)　外部委託の運用段階における確認事項（全４項目　うち一部抜粋）

NO.	チェック項目	はい	いいえ	該当せず	合計
38	委託業者による、再委託業者の選定基準や要求事項は明確になっていますか	57	7	98	162
		35.2%	4.3%	60.5%	100.0%
		89.1%	10.9%		100.0%
	回答数合計	238	11	399	648
	「はい」「いいえ」「該当せず」全てを合計した数値に対する割合	36.7%	1.7%	61.6%	100.0%
	「はい」「いいえ」のみを合計した数値に対する割合	95.6%	4.4%		100.0%

（市資料より）

【意見】

市の担当者によれば、上表のとおり情報セキュリティ自己チェックリストを利用して各課からの回答を入手したものの、あくまで試験的な試みであり、今回は回答を入手し、結果を公表しただけにとどまっており、計画的・定期的にはリスク評価を実施するには至っていないとのことであった。

上表で抜粋したもののように、「いいえ」の回答が散見される項目が明らかとなっているため、当該結果を活用した情報セキュリティ研修等による指導により、情報資産の管理を行なうために必要なセキュリティ意識を高めるために必要な各課への具体的な意識付けを強化することが望まれる。

また、このようなリスク評価の仕組み自体を恒久的な制度として実施することも望ましいと考える。

カ．管理職用のシステムメニューについて

基幹系システムの画面を確認したところ、管理職用のシステムのメニューは通常のメニューで、管理職のみがアクセスできる項目等は特に設定されておらず、各課の状況に応じて、管理職に付与される権限が個別に設定されていることが判明した。また、当該権限について、定期的な棚卸や見直しは行なわれていないとのことであった。

【意見】

情報システムの運営やデータ保全を効率的かつ効果的に実施する観点から、管理職に付与すべき権限を明確に区分･文書化し、情報システムに係る職務分掌を整理した上で、業務を実施する体制を構築することが望まれる。また、権限の棚卸及び見直しを定期的に実施することが望ましいと考える。

キ．書類の保管体制について

柏市電子計算機処理データ保護規程第 11 条（ドキュメント管理）で規定されているシステム設計書、操作手引書、プログラム説明書、コード一覧表その他電子計算機処理に関する取扱説明書等保管すべきドキュメントについて、市の担当者（情報政策課）に確認したところ、ドキュメントの保管は各課に委ねられており、情報政策課において取りまとめた結果を閲覧できる状況にはなかった。

【意見】

柏市電子計算機処理データ保護規程第 11 条（ドキュメント管理）に規定されている保管すべきドキュメントについて全庁レベルでの保管･管理の状況を的確に把握できるよう、取りまとめ部署を設定し、ドキュメント保管状況の管理の徹底を行なうことが望まれる。

ク．情報セキュリティポリシーについて

市の IT 環境を十分に踏まえた上で、セキュリティポリシーや IT 全般統制・ＩＴ業務処理統制についての規程を策定し、関連部署・要員に伝達しているかどうかについて、市の担当者に確認したところ、「柏市情報セキュリティポリシー」を各課の情報管理者に配布し、当該情報管理者をキーパーソンとして、各課職員のセキュリティ教育や運用基準の確認を実施する体制を構築しているとの回答を得た。

【意見】

当該「柏市情報セキュリティポリシー」は平成 15 年 11 月に策定されて以来改訂されておらず、上記及び後述の指摘事項等を踏まえ、現状に合わせた改訂を行なうことが望まれる。

② 保育システム

ア．パスワード管理について

パスワードについて、その漏洩等を防止するために、どのような手段を講じているか（定期的変更や複雑性等）について、市の担当者に質問した結果、3 ヶ月ごとのパスワード変更がルールとして設定されているものの、システムによる強制的変更ではなく、手動で 3 ヶ月経過時に一括して職員全員でパスワードを変更する措置を講じているとのことであった。

また、過去のパスワードのログは管理しておらず、同じパスワードを繰り返し利用することが可能となっているとのことであった。

【意見】

パスワードの漏洩等を防止する観点からパスワードの定期的な変更を確実に実施するため、手動で変更しているパスワードについて、システム上強制的に変更できるよう改善が望まれる。また、過去のパスワードログを保管し、同じパスワードを繰り返し利用できないようにする仕組みを構築することが望まれる。

イ．アクセスログについて

保育システムのアクセスログについては、管理サーバに月次でログが保管されている。但し、市の担当者によれば、データの更新時において、アクセスした端末・日時・更新データの記録は残されているものの、ID とパスワードのログは残されておらず、不正にアクセスしようとして失敗に終わった場合にはログを特定できない状況であるとのことであった。

また、市の担当者によれば、個人情報漏洩等の発生があればログの閲覧等を実施すると想定されるが、現状では当該ログを取得しているだけで、モニタリング等も実施していないとのことであった。

なお、ログの保存は 1 ヶ月分のみしかできず、月次で上書きされてしまっているとのことであった。

【意見】

アクセスログについては、データ更新時の記録のみならず、情報システムへのアクセス自体のログも保管できるよう改善することが望ましい。また、ID とパスワードも特定できるようログを保管することが望まれる。

なお、個人情報の漏洩等が発生した場合、実際の漏洩から発覚までに時間が経過している可能性がある。この場合、ログが上書きされていると不正アクセスをトレースすることができない事態に陥る。

このような事象が発生した場合に備え、月次のログを別途保管しておく工夫が望まれる。

ウ．UPS（無停電電源装置）について

市では、事故や災害等の状況に備えて UPS を設置している。しかし、UPS の持続時間、システム自体のシャットダウンが自動か手動か等に関して、市では確認を実施していなかった。

【意見】

システム自体のシャットダウンにどの程度の時間を要するのか、UPS の持続時間はどの程度なのかという状況を把握し、緊急時に備えておかなければ、事故や災害発生時に不測の損害が発生する危険がある。事前にこれらの状況を確認し、緊急時の対策を講じておくことが望まれる。

③　公営住宅管理システム

ア．ID･パスワード･アクセスログの管理について

公営住宅管理システムの ID とパスワードは市の担当者 3 名共通で利用しており、メインメニューにある全ての作業権限が付与されているため、自己の作業権限のある業務以外の業務等、権限を越えた業務を行なうことが物理的には可能となる。

また、パスワードの変更についてはルールがなく、平成 20 年 8 月のシステムバージョンアップ時以降 1 年以上変更されていないとのことであった。

なお、アクセスログについては、市の担当者は確認方法を把握しておらず、モニタリング等も実施していないとのことであった。

【意見】

ID とパスワードの共有により、これが不正利用され、越権行為や情報データ漏洩等につながる可能性が高まる。また、アクセスログを担当者別に保管できないため、情報の不正利用等の事態が発生した場合には責任の所在があいまいになる可能性がある。

このような状況を改善すべく、ID とパスワードを担当者ごとに区分し、定期的に変更を行い、また、定期的なアクセスログのモニタリングも実施することを文書によりルール化し、運用することが望まれる。

イ．データの管理状況について

（データの保管状況）

データのバックアップの状況について、市の担当者に確認したところ、バックアップデータを保存した MO を端末の下の机の引き出しに保管しているものの、当該引き出しについて、普段から施錠はしていないとの回答を得た。

また、机の引き出しのみならず、外部委託先にも保管を依頼しているとのことであった。なお、公営住宅管理システムの外部委託業者について、直接の契約者は DSK であるが、実際のシステム供給者は GCC となっており、当該データの保管についても、GCC に委託しているとのことであった。

【意見】

情報の漏洩等を防止する観点から、バックアップデータを保管する引き出しについては可能な限り施錠し、不用意な物理的アクセスを排除することが望まれる。

また、市の情報が複数の取引先に分散することで安全性が脅かされる可能性があるため、契約窓口となっている DSK にてデータ保管を依頼することを検討することが望まれる。

（データのリカバリの管理状況）

市の担当者によると、MO によりバックアップしたデータについて、定期的な復元が可能かどうかの確認は実施しておらず、GCC より口頭にて復元可能かどうかの確認を実施しているのみであるとのことであった。また、リカバリ手順書についても、GCC では整備されているものの、建築住宅課には整備されていないとのことであった。

【意見】

データリカバリが必要となる不測の事態に常に備え、市の職員により、定期的に復元可能かどうかの確認を実施することが望まれる。また、そのためにも、リカバリ手順書について、市の職員が利用できるよう整備しておくことが望まれる。